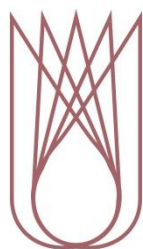


令和4年度

学校法人北野学園

上田女子短期大学
自己点検・評価報告書



UEDA

Women's Junior College

令和6年3月

はじめに

令和4年度「自己点検・評価報告書」を作成したので茲に開示する。

当年度、即ち令和4年4月から令和5年3月の学園の活動を振り返り、その中で達成できたこと、未達に終わったことを総括し、次年度以降への示唆となる様にまとめているのは例年通りである。

当年度は未だコロナ禍の影響が社会を覆いつつも年度後半には終息への燭光が見えてきた。後発事象となるが、令和5年5月には5類感染症に変更されたことによりコロナ対応の規制が大きく緩和されたことは、教育界に於いても自由度が大きく増し、取り分け学生の学外での活動を積極化することに繋がったことは教育面でも大きな効果を齎したと考える。

一方、コロナ禍の下で本学も様々な制約を受け乍らも、本学自身を見つめ直す誘因となったことも事実である。特に、大学改革を進めて行く中で、本年度新入学生の数が久方ぶりに定員確保できたことは大きな topics になったことは間違いの無い処で、地域に認められた短大としての自信を得たことであった。

翌年度令和5年度は上田女子短期大学創立50周年を迎えるに当たり、これまでの軌跡とともに本学の特色、強み、補強すべき点などを更めて振り返った処であるが、上述の点は「敬愛、勤勉、聡明」の建学理念の下、創立以来一貫して一人ひとりの学生に寄り添って教育に当たってきたことは自負する処で、それが世に認められたとの確信を得たことは大きい。個々の学生に対して時に *taylor made* の対応をしていくことは変わりなく実践できていることに手応えを感じられたことを拠り所に、この姿勢は今後とも是非貫徹せねばならないことを更めて確認しておきたい。一方、創立時に比して学生の気質の変化に加え、社会が *mass* から個への対応要請の高まりの中で、特に高等教育機関、取り分け短期大学もその *raison d'être* を問われていることも自覚しており、その変化の中で本学自身の在り方もこれまで以上に「変化への対応」を求められていることを痛感している。換言すると、社会の *diversity* に対応するのみならず *divergence* を本学自身が体現化しなければならないとの思いは切迫しており、その為の大学改革は当に待ったなしの状況にあることも認識の上で改革内容の具現化に注力している処である。その一環として始めた「デザインの学び」に就いての啓蒙段階は脱し、その実践も進化しつつあることに学生は固より教員自身も手応えを感じ出したのは心強い。向後、それを一層深化させ、学生の学びやすさを目標に従来のカリキュラムの適時適切な改変も加えて相乗効果発揮を更に発現していきたい。FD・SD活動との関連に於いても相乗効果が更に発揮されることは確実である。時代は高齢化社会への対応を深刻に求めており、教育機関もそのことへの対応によって社会貢献できることを自覚し、そのことを含めての短大の新たな使命と *raison d'être* を世に訴えていかねばならないことは自明である。

結語となるが、毎回のこと乍ら「自己点検・評価報告書」作成作業をまとめることは全教職員が全学横断的に云はば総括作業に取り組むこととなり、本学の教職員として

の一体感の醸成にも大きく資するものである。結果的に自らの部署以外の活動を知り、問題点の把握のみならず、解決にも協力し合うことで、本学の進む可き方向への示唆を皆で考えることが可能となる。

その様な作業を取りまとめるのは、本学の様な小規模の大学に於いても難度の高い業務と言わねばならないがゆえに、これに協力してくれた全教職員への謝意は固より、取りまとめの任に当たってくれた ALO 委員の各位には満腔の敬意と深甚の感謝を捧げたい。各位の膨大な業務に応えるには、この自己点検報告書の内容を謙虚に吟味し、全員でこの中の示唆、提言を実現、実践する外無い。そのことを自覚し、誓言のうえ、実行することを茲に更めて申し上げる。

令和6年3月19日

理事長・学長 小池明

令和 5 年度 認証評価

上田女子短期大学 自己点検・評価報告書

令和 6 年 3 月

目次

[様式 1~8] 自己点検・評価報告書.....	1
自己点検・評価報告書.....	1
1. 自己点検・評価の基礎資料.....	2
2. 自己点検・評価の組織と活動.....	11
【基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果】.....	13
[テーマ 基準Ⅰ-A 建学の精神].....	13
[テーマ 基準Ⅰ-B 教育の効果].....	17
[テーマ 基準Ⅰ-C 内部質保証].....	24
【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】.....	29
[テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程].....	29
[テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援].....	45
【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】.....	68
[テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源].....	68
[テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源].....	75
[テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源].....	80
[テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源].....	82
【基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス】.....	89
[テーマ 基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップ].....	89
[テーマ 基準Ⅳ-B 学長のリーダーシップ].....	90
[テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンス].....	94

自己点検・評価報告書

この自己点検・評価報告書は、一般財団法人大学・短期大学基準協会の認証評価を受けるために、上田女子短期大学の自己点検・評価活動の結果を記したものである。

令和 6 年 3 月 19 日

理事長

小池 明

学長

小池 明

ALO

酒井 真由子

1. 自己点検・評価の基礎資料

(1) 学校法人及び短期大学の沿革

<学校法人の沿革>

昭和 42 年 3 月 25 日	本州女子短期大学幼児教育科認可（定員 100 人）
昭和 42 年 3 月 25 日	幼稚園教諭免許状授与課程認定
昭和 42 年 4 月 1 日	学校法人本州大学本州女子短期大学開学
昭和 43 年 2 月 21 日	厚生省から保母養成校指定認可
昭和 48 年 3 月 28 日	学校法人上田女子短期大学設置認可（定員 100 人） 理事長 北野次登、学長 鈴木鳴海
昭和 53 年 2 月 22 日	上田女子短期大学附属幼稚園設置認可
昭和 53 年 4 月 1 日	上田女子短期大学附属幼稚園開園
昭和 62 年 12 月 1 日	法人名を学校法人北野学園に変更
平成 27 年 4 月 1 日	名誉理事長に北野次登、理事長に小池明就任

<短期大学の沿革>

昭和 46 年 3 月 31 日	本州女子短期大学「紀要」第 1 号発刊
昭和 48 年 4 月 1 日	本州女子短期大学を引き継ぐ 上田女子短期大学開学（定員 100 人）
昭和 49 年 3 月 31 日	名称変更 上田女子短期大学「紀要」第 2 号刊行
昭和 49 年 4 月 1 日	校歌制定（吉川静夫作詞、吉田正作曲）
昭和 49 年 9 月 30 日	体育館完成
昭和 50 年 4 月 1 日	児童文化研究所設置
昭和 51 年 2 月 12 日	幼児教育科入学定員変更認可（100 人→150 人）
昭和 52 年 3 月 31 日	ロッカールーム完成、正門・玄関前ロータリー整備
昭和 52 年 4 月 1 日	研究生制度の開設
昭和 54 年 3 月 31 日	上田女子短期大学児童文化研究所「所報」第 1 号発刊
昭和 55 年 1 月 24 日	附属図書館独立棟完成・開館
昭和 58 年 1 月 17 日	国文科設置認可（定員 80 人）
昭和 58 年 2 月 8 日	教員免許状授与課程認定（中学校教諭 2 級普通免許状・国語）
昭和 58 年 4 月 1 日	国文科設置（定員 80 人）
昭和 59 年 7 月 12 日	国語国文学会設立
昭和 60 年 3 月 31 日	上田女子短期大学国語国文学会「学海」第 1 号発刊
昭和 60 年 4 月 1 日	学長に西尾光一就任
昭和 60 年 4 月 10 日	第 1 回中国特別研究生受入れ（2 名）
昭和 61 年 1 月 13 日	校舎（本館）の増改築、学生ホール増築
昭和 61 年 3 月 5 日	学生寮（紫苑寮）完成
昭和 62 年 4 月 1 日	図書館司書課程・図書館司書教諭課程開設

昭和 62 年 4 月 1 日	コース制導入実施
平成元年 4 月 1 日	北野奨学金基金設立
平成 5 年 4 月 1 日	学長に京極興一就任
平成 7 年 5 月 31 日	北野講堂、研究棟、学生ラウンジ完成
平成 9 年 5 月	附属図書館増改築
平成 9 年 11 月 4 日	上田女子短期大学創立 25 周年記念式典
平成 13 年 4 月 1 日	学長に松田幸子就任
平成 14 年 3 月 31 日	校舎（本館）の耐震工事完了、学生ホール増築
平成 14 年 4 月 1 日	学科名称変更（幼児教育科→幼児教育学科、国文科→日本文化学科）
平成 14 年 4 月 1 日	国語国文学会廃止
平成 14 年 4 月 1 日	訪問介護員 2 級課程開設
平成 14 年 5 月 31 日	階段教室棟（森の教室）完成
平成 14 年 7 月 1 日	観光文化研究所設置
平成 15 年 3 月 10 日	ハワイ州立大学との短期留学制度提携
平成 15 年 3 月 31 日	上田女子短期大学観光文化研究所「所報」第 1 号発刊
平成 15 年 5 月 30 日	上田女子短期大学創立 30 周年記念式典
平成 16 年 1 月 7 日	総合文化学科が地域総合科学科として適格認定
平成 16 年 3 月 31 日	上田女子短期大学幼児教育学科「保育者養成年報」第 1 号発刊
平成 16 年 4 月 1 日	学科名称変更（日本文化学科→総合文化学科）
平成 17 年 3 月 9 日	学生寮（紫苑寮）増改築
平成 17 年 3 月 25 日	上田市と包括連携協定締結
平成 17 年 9 月 30 日	茶室（信養庵）完成
平成 19 年 9 月 30 日	総合文化学科が地域総合科学科達成度評価にて適格認定
平成 21 年 3 月 1 日	(財)短期大学基準協会による第三者評価にて適格認定
平成 21 年 8 月 26 日	グアム大学との短期研修制度提携
平成 21 年 9 月 10 日	戦略的大学連携支援プログラム共同実施に関する協定締結 (信州大学・長野市・上田市)
平成 22 年 4 月 1 日	学長に小池明就任
平成 24 年 2 月 14 日	長野県丸子修学館高等学校と教育協力協定締結
平成 25 年 10 月 1 日	地域連携センター設置
平成 25 年 10 月 26 日	上田女子短期大学創立 40 周年記念式典
平成 26 年 4 月 1 日	観光文化研究所を総合文化研究所に変更
平成 27 年 4 月 1 日	名誉理事長に北野次登就任、理事長に小池明就任
平成 28 年 3 月 1 日	体育館耐震工事完了
平成 28 年 3 月 10 日	(財)短期大学基準協会による第三者評価にて適格認定
平成 29 年 4 月 1 日	入学定員変更（幼児教育学科 150 人→120 人、総合文化学科 80 人→60 人）

平成 30 年 3 月	上田女子短期大学附属幼稚園園舎改築
平成 31 年 3 月	教員免許状授与再課程認定（幼稚園教諭二種、中学校教諭二種〈国語〉）
令和元年 7 月	上田商工会議所と包括連携協定を締結
令和元年 9 月 10 日	戦略的大学連携支援プログラム共同実施に関する協定締結（信州大学教育学部）
令和 2 年 3 月	附属図書館耐震補強工事完了
令和 2 年 11 月	大学改革室設置
令和 3 年 1 月	長野県工科短期大学校と包括連携協定を締結
令和 3 年 9 月	学術研究所設置（児童文化研究所と総合文化研究所を統合）
令和 5 年 2 月	佐久市子ども未来館と連携協定を締結
令和 5 年 3 月 10 日	(財)短期大学基準協会による認証評価にて適格認定
令和 5 年 4 月 1 日	入学定員変更（幼児教育学科 120 人→100 人、総合文化学科 60 人→80 人）

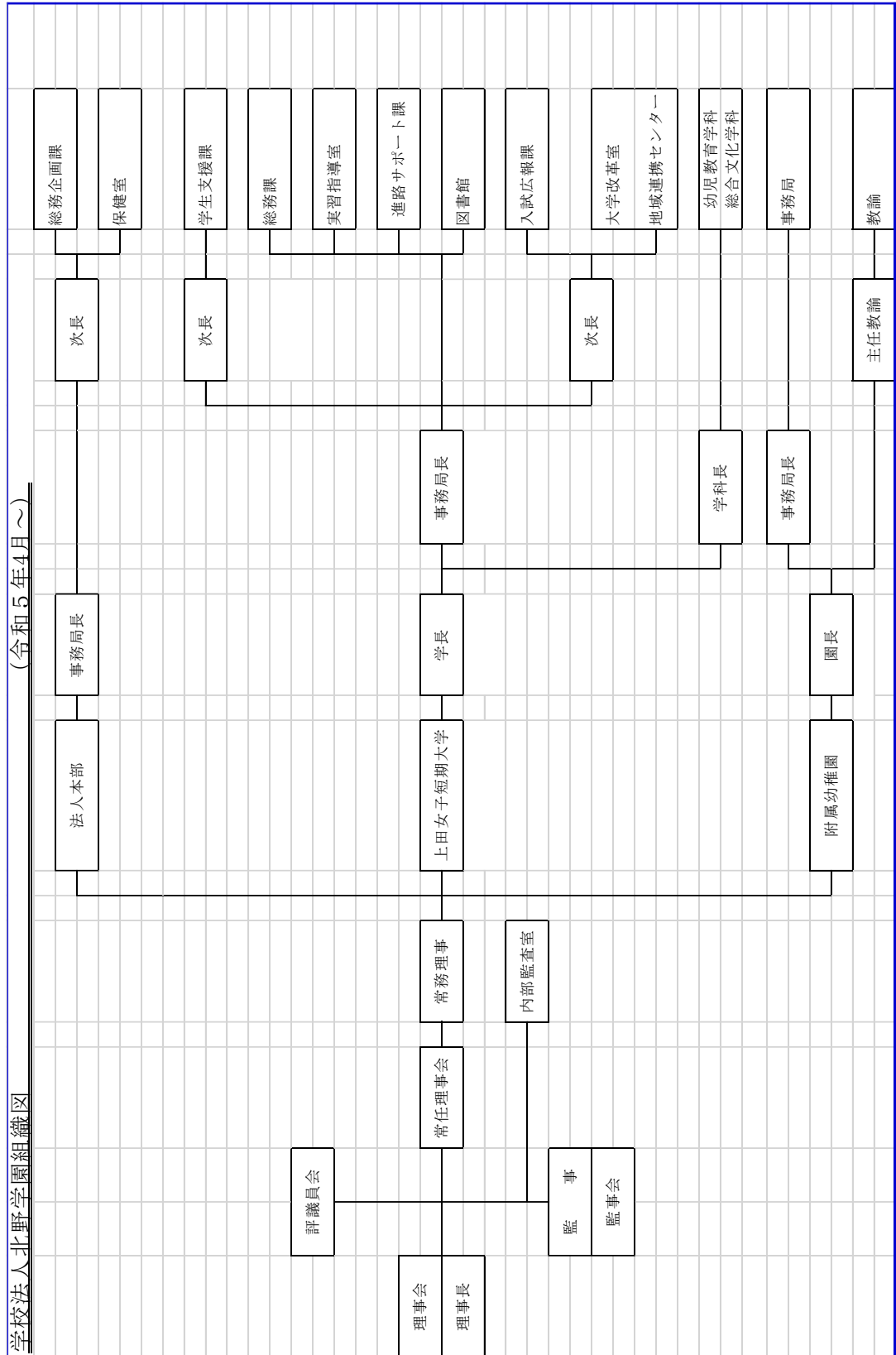
(2) 学校法人の概要

- 学校法人が設置する全ての教育機関の名称、所在地、入学定員、収容定員及び在籍者数
- 令和 5（2023）年 5 月 1 日現在

教育機関名	所在地	入学定員	収容定員	在籍者数
上田女子短期大学	上田市下之郷乙 6 2 0	1 8 0 名	3 6 0 名	3 0 7 名
上田女子短期大学 附属幼稚園	上田市下之郷乙 6 0 2	7 0 名	2 1 0 名	1 3 7 名

(3) 学校法人・短期大学の組織図

- 組織図
- 令和5(2023)年5月1日現在



(4) 立地地域の人口動態・学生の入学動向・地域社会のニーズ

■ 立地地域の人口動態（短期大学の立地する周辺地域の趨勢）

上田市の人口推移（長野県推計人口 各年 10 月 1 日現在）

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
上田市人口	154, 388	154, 201	152, 780	151, 874	152, 188
対前年人口増減	-1, 327	-187	-1, 421	-906	+314

■ 学生の入学動向：学生の出身地別人数及び割合（下表）

18 歳人口の長期的な減少、高等学校卒業者の 4 年制大学への入学志向等と相まって、短期大学入学希望者は減少傾向にある。その結果、過去 5 年のうち 4 年間の学生数は、定員を充足していない。また出身地別では、長野県の他に、新潟県出身の学生が多いのが本学の特徴である。

引き続き、幼児教育学科と総合文化学科それぞれの教育内容の更なる充実に努めるとともに、地域から信頼され、必要とされ、愛される短期大学としての特色を効果的に広報することによって、高校生の進路選択としての役割を十分に果たしていきたい。

地域	平成 30 (2018) 年度		令和元 (2019) 年度		令和 2 (2020) 年度		令和 3 (2021) 年度		令和 4 (2022) 年度	
	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)
長野県	132	88.6	149	93.1	153	90.5	124	86.1	157	86.7
新潟県	14	9.4	9	5.6	13	7.7	16	11.1	13	7.2
その他	3	2.0	2	1.3	3	1.8	4	2.8	11	6.1
合 計	149	100.0	160	100.0	169	100.0	144	100.0	181	100.0

[注]

- 短期大学の実態に即して地域を区分してください。
- この事項においては通信による教育を行う学科の学生を除いてください。
- 認証評価を受ける前年度の令和 4 (2022) 年度を起点に過去 5 年間について記載してください。

■ 地域社会のニーズ

上田市は、令和 3 年度から SDGs との関連性を紐付け、未来に向けた持続的な発展を目指している。また、政策企画部では「第二次上田市総合計画（第 2 期上田市版総合戦略）の着実な実現と SDGs の推進」、「長野大学の改革促進と学園都市づくりの推進」、「日本遺産、文化芸術やスポーツを生かした魅力ある都市づくりの推進」、「サントミュージゼを拠点とした文化創造都市実現に向けての『育成・

市民協働・鑑賞』事業の推進」、「ポストコロナを見据えたシティプロモーションと市民とつながる広報の推進」など SDGs を柱としながらも、日本遺産等地域文化を活かした都市づくりを構想している。

本学全体としては、「デザインの学び」を取り入れた大学改革を取り進め、SDGs の視点も底流させながら、各々の分野に特化した活動に取り組んでいる。幼児教育学科では、保育者養成をはじめとした幼児教育・社会福祉の専門職養成を実施し、総合文化学科では、図書館司書、ブライダルや観光業、金融業、医療事務職等として活躍できる人材の育成を行っている。さらに附属図書館では、上田市立図書館とのレファレンスサービス等の連携、地域連携センターにおいては、公共交通機関である上田電鉄別所線の学生によるガイドボランティア活動を行っている。さらに、本学近隣にある社会福祉施設や病院、子ども科学館、公共機関等において、サークルやゼミナール、有志単位でのボランティア活動等を通して、地域に求められる人材を育て、その社会的使命を果たしている。今後もそれらを基本姿勢として継続していく。

■ 地域社会の産業の状況

人口 15 万を擁する長野県東部の中核都市である上田市は、JR 北陸新幹線、しなの鉄道、上田電鉄別所線が上田駅で接続し、上信越自動車道（上田菅平インターチェンジ）を有している。東京から約 190 キロメートル、北陸新幹線を利用すれば、最短 80 分程度の距離である。

農業は、少雨多照な気象条件を活かし、比較的標高の低い平坦地では、水稻、果樹、花卉などが、準高冷地では野菜や花卉、高冷地では野菜を主力とした生産が行われている。

工業は、戦前は、蚕糸業（養蚕、蚕種、製糸）が全盛を誇っていたが、近年は産業構造も大きく変わり、現在では輸送関連機器や精密電気機器などを中心とする製造業が地域経済を牽引しており、上田地域、丸子地域には高度な技術を有する企業の集積が見られる。また、地域における新産業創出と新技術開発を目指し、大学と企業による事業化・企業化に結びつけるために上田市産学官連携支援施設（AREC プラザ）を設置している。そこには進取の精神に満ちた企業と創造性あふれる学術が結集し、共同研究を通して新製品の開発や技術開発などを行っており、地域産業の活性化及び産学官連携を推進している。

観光地としての上田市は、数多くの歴史的文化遺産や特色ある伝統行事、国指定のラグビー等の合宿地として名高い菅平高原、ビーナスラインで結ばれている美ヶ原高原に代表される雄大な自然、由緒ある温泉等々、地域の個性が際立つ豊富な観光資源を有しており、それぞれが四季折々の多様な彩りで訪れる人々を魅了している。

- 短期大学所在の市区町村の全体図



(5) 課題等に対する向上・充実の状況

以下の①～④は事項ごとに記述してください。

- ① 前回の評価結果における三つの意見の「向上・充実のための課題」で指摘された事項への対応について記述してください。(基準別評価票における指摘への対応は任意)

<p>(a) 改善を要する事項 (向上・充実のための課題)</p>
<p>基準Ⅱ 教育課程と学生支援 [テーマ A 教育課程]</p> <p>○ 卒業及び免許・資格の取得を目的とする学生が修得すべき単位数については、必要な学修時間を確保し単位の実質化を図るために、年間又は学期において履修できる単位数の上限について、学則又は学則上に根拠規定を置いた規程に定める必要がある。</p> <p>○ シラバスの一部に出席により加点を行っている記述があり、改善が望まれる。</p> <p>基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス [テーマ C ガバナンス]</p> <p>○ 監事による監査報告書には、学校法人の業務及び財産の状況についての記載はあるが、私立学校法の規定に従って理事の業務執行の状況についても記載することが必要である。</p> <p>○ 教員が有する学位及び業績に関する情報の公表が不十分であるため、学校教育法施行規則第 172 条の 2 にのっとり、適切に公表するよう改善が望まれる。</p>
<p>(b) 対策</p>
<p>基準Ⅱ 教育課程と学生支援 [テーマ A 教育課程]</p> <p>○ CAP 制については、学則または学則上に根拠規定を置いた規程を定めたので、新年度から実施する。</p> <p>○ シラバス作成依頼の際に示す、ガイドラインをより具体的なものに変えた。また、シラバス・チェックの際に、「出席により加点を行っている」記述を発見した場合は、書き直しを求めるようにした。</p> <p>基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス [テーマ C ガバナンス]</p> <p>○ 令和 4 年度監査報告書より、理事の業務執行の状況についての記載を追加した。</p> <p>○ 学位及び業績に関する情報の記載が不十分な教員については、年度内に修正をはかり、適切な公表を実現した。</p>
<p>(c) 成果</p>
<p>基準Ⅱ 教育課程と学生支援 [テーマ A 教育課程]</p> <p>○ シラバスの記述の統一はとれたが、出席を加点しないことへの理解が学生側には、別の伝わり方をしているようである。つまり、「15 回授業のうち、5 回は休める」とアドバンテージがあると受け取っている場合が出ているようで、以前よりも出席率全体は悪化している。</p>

- ② 上記以外で、改善を図った事項について記述してください。
該当事項がない場合、(a)欄に「なし」と記述してください。

(a) 改善を要する事項
なし
(b) 対策
(c) 成果

- ③ 前回の評価結果における三つの意見の「早急に改善を要すると判断される事項」で指摘された事項の改善後の状況等について記述してください。
該当事項がない場合、(a)欄に「なし」と記述してください。

(a) 指摘事項及び指摘された時点での対応（「早急に改善を要すると判断される事項」）
<p>基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス [テーマ B 学長のリーダーシップ]</p> <p>○ 評価の過程で、学生の懲戒（退学、停学及び訓告の処分）については学則第 49 条に定められているが、その手続に関する規程が定められていないという問題が認められた。</p> <p>当該問題については、機関別評価結果の判定までに改善されたことを確認した。今後は、法令等にのっとり適切な管理運営に取り組まれない。</p>
(b) 改善後の状況等
<p>基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス [テーマ B 学長のリーダーシップ]</p> <p>○ 新年度を迎える前に規程の整備を終えた。法令にのっとり、適切な管理運営を行う準備ができたと自負している。なお、現在に至るまで、懲戒をなすべき事例は学生間に発生していない。</p>

- ④ 評価を受ける前年度に、文部科学省の「設置計画履行状況等調査」及び「大学等設置に係る寄附行為（変更）認可後の財務状況及び施設等整備状況調査」において指摘事項が付された学校法人及び短期大学は、指摘事項及びその履行状況を記述してください。
該当事項がない場合、(a)欄に「なし」と記述してください。

(a) 指摘事項
なし
(b) 履行状況

(6) 公的資金の適正管理の状況（令和4（2022）年度）

- 公的資金の適正管理の方針及び実施状況を記述してください（公的研究費補助金取扱いに関する規程、不正防止などの管理体制など）。

研究倫理委員会を中心に、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」に基づき、学内の管理体制の確認及び見直し、規程や使用ルールの作成・公表などの整備を行っている。適正管理については、規程やルール、本学の「就業規則」、「出張旅費規程」等に基づいて行い、使用に当たっては研究者によく確認をし、架空請求等がないよう徹底をしている。これにより、意図的な不正はもとより、不注意による不正行為も未然に防止できている。また、研究倫理に対する意識の向上を図るため、e-ラーニングによる研究倫理教育は継続して新任の教職員に対して実施した。令和4年度は、コンプライアンス・研究倫理研修会として公正な研究活動の促進をはかるために、全専任教職員を対象に、視聴覚教材を活用したワークショップ形式の研修を実施した。具体的には、JST制作の研究倫理啓発映画「倫理の空白」を視聴したのち、小グループごとの映画内容にかかわるディスカッションを行った。今後も引き続き不正防止体制の見直しを図る。

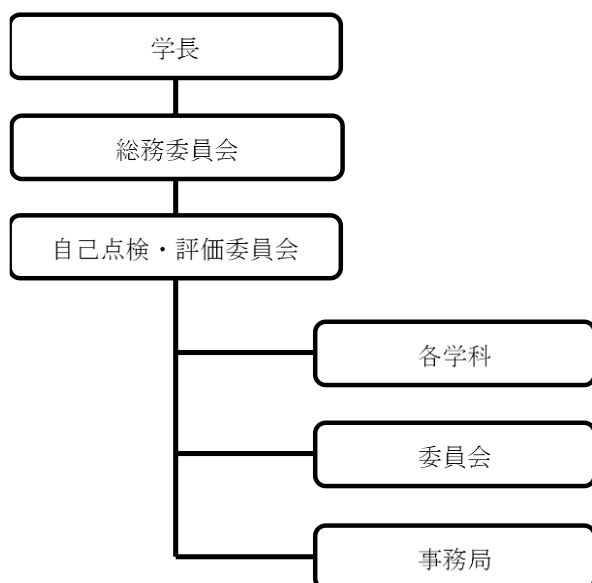
2. 自己点検・評価の組織と活動

- 自己点検・評価委員会（担当者、構成員）

令和4年度 自己点検・評価委員会（担当者、構成員）

担当	氏名	所属・役職
委員長	小池 明	学長・教授
委員	大橋敦夫	総合文化学科長・教授
〃	市東賢二	幼児教育学科長・教授
〃	久保田ゆかり	事務局長

- 自己点検・評価の組織図（規程は提出資料）



- 組織が機能していることの記述（根拠を基に）

本学の自己点検・評価活動を企画・運営する組織として、「自己点検評価委員会」を設置している。同委員会を構成する委員、並びに組織図は、上記の通りである。同委員会は、自己点検評価のほか、外部評価、認証評価の各活動を企画・統括している。

自己点検評価報告書の作成にあたっては、短期大学基準協会の提示する「作成マニュアル」に従い、学内分掌組織に対応させて執筆担当者を決めている。執筆に際しては、前年度の報告書のレビューと共に、課題の解決状況を関係者で協議・確認し、新たな問題点を確認しながら、改善への取り組みを話し合うように努めている。

また、関連の情報は、その都度発信し、周知・共有を行っている。

以上の状況をベースに、令和4年9月に（財）短期大学基準協会による認証評価を受けた（その結果、令和5年3月、適格認定を受けた）。

- 自己点検・評価報告書完成までの活動記録（自己点検・評価を行った令和4（2022）年度を中心に）

日付	議事内容
令和5年4月11日	令和4年度「自己点検・評価報告書」について構成、執筆者の確認作業
令和5年4月20日	メールにて執筆依頼を行う
令和5年8月2日	自己点検・評価報告書の読み合わせ
令和5年8月31日	自己点検・評価報告書の読み合わせ
令和5年10月6日	自己点検・評価報告書の読み合わせ
令和5年11月29日	自己点検・評価報告書の読み合わせ

【基準 I 建学の精神と教育の効果】

[テーマ 基準 I -A 建学の精神]

＜根拠資料＞

[区分 基準 I -A-1 建学の精神を確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 建学の精神は短期大学の教育理念・理想を明確に示している。
- (2) 建学の精神は教育基本法等に基づいた公共性を有している。
- (3) 建学の精神を学内外に表明している。
- (4) 建学の精神を学内において共有している。
- (5) 建学の精神を定期的に確認している。

＜区分 基準 I -A-1 の現状＞

上田女子短期大学（以下、「本学」という。）の建学の精神は「敬愛・勤勉・聡明」である。ここにいう「敬愛」とは、他者への敬意をもって行動できる人であることを意味する。あらゆる人間関係において自分以外の他者を自らと同じく大切に、その人格を尊ぶことをいう。「勤勉」とは、時間を大切に、目標に向かってコツコツと努力を積み上げることを意味し、実践することである。これは自らの属する社会のみならず、未来の社会に対しても責務を果たし、貢献することにつながるものである。「聡明」とは、置かれた環境から深く学び、積み上げてきたものを活かす英知ととらえている。これは、広い知識と深い教養に立った判断力や道徳律に裏づけられたものでなければならない。

三つの言葉自体は平易なものであるが、それを全うすることは容易なことではなく、その完成を夫々が目指すことが人生の営為であると言って差し支えないほどのものである。また、時代の変遷を超えて通用する言葉であり、かつ時代の変遷に合わせて新しい解釈の余地もある。それ故に、本学はその理念に対して畏怖と敬意、そして誇りを持って後輩にも繋げていく価値があると考えて周知徹底を図っているものである。

上記の建学の精神を教育理念と捉えた上で、「豊かな教養と深い専門的知識を具えた堅実中正な社会的人格を有する女性の育成」を教育目的に定めている。それに基づき、幼児教育学科は「幼稚園教諭及び保育士の養成」を、総合文化学科は「地域社会及び職場において有用な女性の育成」を学科の主たる教育目的とする。両学科とも、地域社会に貢献できる精神と意欲を有し、現在そして未来にわたり活躍できる人材の育成を目指している点において、本学の建学の精神は教育理念・理想を明確に示しているといえる。

本学は私立学校の特性に鑑みて、建学の精神「敬愛・勤勉・聡明」に基づいた独自の校風を強調している。一方、私立学校であるがゆえに、公共性には特段の配慮が不可欠と自覚しており、「教育基本法」及び「私立学校法」に則って大学教育を施し、豊かな教養と深い専門知識、そして責任感を具えた堅実中正な社会的人材の育成を目的としている。

建学の精神は、在学生に対しては「キャンパスガイド」や学内各所における掲示によって、学外に対しては本学ホームページをはじめ「学生募集要項」や「キャンパスガイド」

によって広く表明している。また、入学式・卒業式等の式典において、学長は必ず式辞の中で建学の精神について言及している。あわせて、両学科とも1年次の必修科目「スタディスキル」において、学長自らが本学の沿革とともに建学の精神と教育目的との関わりについて講じている。さらに、1年次、2年次とも学期ごとのオリエンテーションでは、担当教員が学生に対して建学の精神の確認を促している。

このように、建学の精神について学内において共有するとともに、定期的に確認する機会を設けている。さらに、平成28年度より学位記授与式において、建学の精神に基づき、学業・研究・資格取得の面で成果をあげた学生や、学内外での活動に尽力した学生に対して「学長表彰」を行っており、令和4年度は、グループ表彰2団体、個人表彰48名、計55名を表彰した。

【区分 基準 I-A-2 高等教育機関として地域・社会に貢献している。】

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 地域・社会に向けた公開講座、生涯学習事業、正課授業の開放（リカレント教育を含む）等を実施している。
- (2) 地域・社会の地方公共団体、企業（等）、教育機関及び文化団体等と協定を締結するなど連携している。
- (3) 教職員及び学生がボランティア活動等を通じて地域・社会に貢献している。

<区分 基準 I-A-2 の現状>

令和4年度、本学主催の公開講座や「まちなかキャンパスうえだ」での市民向け講座、「芸術の森～北野講堂シリーズ～」を以下の通り地域・社会に向けて行った。

■公開講座

学科等講座名	テーマ	講師	開催日時	参加者
幼児教育学科 公開講座	児童期・思春期のコミュニケーション —現代の子どものコミュニケーション事情・ゲーム依存を考える—	畠山文子氏 小林法子氏 多田幸子准教授 大塚美奈子 専任講師	令和4年 8月20日(土) 10:00～12:00	35名
幼児教育学科 公開講座	～遊びはみんなの生きる力を創造する～ 遊びの森マルシェ Yappa!いっしょがいいね!	東信レクリエーション協会 幼児教育学科教員	令和4年 10月9日(日) 10:00～12:00	139名 (48組)

公開講座	誤嚥を防ぐ長寿発声法	宮本隆治客員教授	令和4年 9月16日(金) 13:00~14:00	39名
------	------------	----------	---------------------------------	-----

■まちなかキャンパスうえだ市民向け講座

講座名	講師	開催日時	参加者
音楽とあそぼう！ ～親子でミュージックベル～	今井香織専任講師	令和5年2月16日(木) 10:00~11:00	3名
短大での英語の学びを体験してみませんか？	小山泉専任講師	令和5年2月28日(火) 17:30~19:00	3名

■うえだ5大学リレー講座2023「未来学科」

講座名	講師	開催日時	参加者
講師都合のため中止			

■「芸術の森～北野講堂シリーズ2022～」

公演名	演者	開催日時	参加者
談慶・立川流入門31周年記念 立川談慶独演会	立川談慶	令和4年11月26日(土) 14:00~15:00	184名 (予約232名)

これまでの協定等の提携については、下記の通りである。

- ・平成17年3月、上田市と連携に関する協定の締結
 - ・平成21年9月、信州大学とともに、長野市、上田市と大学教育充実のための戦略的大学連携支援プログラムの共同実施に関する協定の締結
 - ・平成24年2月、長野県丸子修学館高等学校と教育協力協定の締結
 - ・令和元年7月、上田商工会議所と包括連携協定を締結
 - ・令和元年9月、信州大学教育学部と戦略的大学連携支援プログラム共同実施に関する協定締結
 - ・令和3年1月、長野県工科短期大学校と包括連携協定を締結
 - ・令和5年2月、佐久市子ども未来館と連携協定を締結
- この取組により産学官に基づいた地域連携において大きな前進につながった。

令和4年度で第8回目となった、「うえだ七夕文学賞」は毎年応募数が増えており、令和4年度は6,143名から10,562作品の応募があった。本学が上小地域に限らず、全国各地、海外とつながりをもつ機会ともなっている。その他、公開講座も多数行い、高等教育機関としての役割を果たしている。

地域の高等学校との教育懇談会については、令和元年度より開催。令和4年度の開催は下記の通り。

- ・令和4年10月27日(木) 県内高校4校 会場：上田女子短期大学
(佐久平総合技術、蓼科、丸子修学館、屋代南)
- ・令和4年11月10日(木) 県内高校7校 会場：佐久大学信州短期大学部
(上田西、東御清翔、岩村田、小海、小諸商業、佐久長聖、野沢南)

高校との教育連携を強めることにより、地域に密着した教育の発展や教育の質の向上を目指して実績を積み上げている。

・学生のボランティア活動・学外活動

令和4年度は、感染対策のための規制が少しずつ緩和されたこともあり、活動の幅を広げることが出来た。

- ① 上田電鉄別所線ガイドボランティアチームは、長野県の感染警戒レベルが下がってきた6月より、電車内でのガイドを再開させた。10月からは上田電鉄からの依頼により次駅案内も行っており、始発から終点まで、車内アナウンスの多くを担当している。また、Instagramを開設したり、「信州ルネッサンス2023」にて地域住民へ向けて活動発表したりするなど、広報活動にも力を入れている。
- ② 「別所がある」は、別所温泉で開催される2つのイベントに参加し、地域の方との交流を深めた。1つ目は「岳の幟」。500年以上続く雨乞いのお祭りで、3～4メートルほどの幟を持って練り歩く。学生は、実行委員会から幟づくり、本番まで続けて参加した。2つ目は「別所温泉芸術祭」。他にも上田市観光課主催上田氷灯ろう夢まつりにおける灯ろうデザインに協力した。
- ③ アリオ上田と連携し、信州上田の擬人化キャラクターを2体制作。(令和3年度に引き続き)1体は日本の棚田百選にも選ばれた「稲倉の棚田」、もう1体は上田市真田にある「山家神社」をイメージし、棚田および神社の担当者と打合せを重ね完成した。昨年度同様等身大パネルも作成し、アリオ上田店内に展示された。
- ④ 希望者が地域の活動団体「サンタプロジェクトうえだ」に参加した。本学学生は主にPRポスター作成や活動資金を集めるための募金活動など、広報活動を中心に携わった。
- ⑤ 「丸子中央病院 ウィンターイルミネーション」のデザインをした。(毎年同病院が近隣団体と協力して企画している。)現地を見学してテーマを決め、電飾を選んで設置するところまで行った。点灯式の際には、地元ケーブルテレビの生中継にも出演した。

令和4年度の教職員及び学生の地域貢献活動の具体的状況は以下の通りである。

内容	団体/個人	人数	備考
上田電鉄別所線 ガイドボランティアチーム	団体	11名	
別所がある	団体	16名	
アリオ上田擬人化プロジェクト	団体	2名	
サンタプロジェクトうえだ	団体	4名	
丸子中央病院イルミネーションデザイン	団体	6名	
芸術の森コンサートスタッフ	個人	11名	
その他	個人	18名	(のべ人数)

<テーマ 基準 I-A 建学の精神の課題>

今後も全教職員が、建学の精神を継承し、教育理念と教育目的を共有し、その達成を図るべく取り組むとともに、学外へのさらなる周知に努めていく。

<テーマ 基準 I-A 建学の精神の特記事項>

特になし。

[テーマ 基準 I-B 教育の効果]

<根拠資料>

[区分 基準 I-B-1 教育目的・目標を確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学科・専攻課程の教育目的・目標を建学の精神に基づき確立している。
- (2) 学科・専攻課程の教育目的・目標を学内外に表明している。
- (3) 学科・専攻課程の教育目的・目標に基づく人材養成が地域・社会の要請に
えているか定期的に点検している。

<区分 基準 I-B-1 の現状>

■ 幼児教育学科

本学は、建学の精神である「敬愛・勤勉・聡明」に基づき、豊かな教養と深い専門知識を具えた堅実中正な社会的人格を有する女性の育成を教育目的としている。この精神は教育・保育に携わる者に望まれる人物像・姿勢に通ずるものである。

上記の教育目的に則り、幼児教育学科では幼稚園教諭及び保育士の養成を主たる目的としている。このことは、学則第1条に掲げている。

本学の幼稚園教諭・保育士養成の理念は、「専門職としての保育者に相応しい知識と技術を身に着け、他者を敬い尊重すべくコミュニケーション能力や表現への理解を持った聡明な人材」である。この理念のもと、本学では、地域における女子教育の伝統を守りつつ、時代に応じた柔軟な変革を行うことによって、質の高い教員養成に取り組んでいる。

以上の教育目的については、「キャンパスガイド」の冒頭に明記していると同時に、ホームページでも公表している。また、学生に対しては、入学前に行う「入学準備プログラム」および入学直後のオリエンテーションで伝えている。令和4年度は、令和3年度にコロナ感染症対策のため行われなかった入学準備プログラムを行い、新入学予定者に向けたガイダンスを行った。

本学科の卒業生のほとんどは、卒業直後から、幼児教育、保育、社会福祉の分野の専門職として就職し活躍している。昨今、これらの分野の人材不足が取り沙汰されているが、本学の人材養成は充分にその要請に答えている。

■総合文化学科

総合文化学科は、学則第1条の「豊かな教養と深い専門知識を具えた堅実中正な社会的人格を有する女性を育成することを目的とする」に則して、現代社会において必要とされる知識・技能を習得することを教育目的としている。そのために必要と判断される教養教育と専門教育を組み合わせたカリキュラムを整えている。

また、総合文化学科の教育目標は、ホスピタリティ精神に裏付けられたコミュニケーション能力の涵養、自己の個性を十分に発揮するためのプレゼンテーション能力の涵養、考える力や創造する力を養うこと、である。こちらも、各授業科目はもとより、学科行事・大学行事を通じて達成するよう努めている。

残念ながら、令和4年度も、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、学科行事・大学行事を公開実施では行えず、学生のプレゼンテーションの場が従前のように確保できなかった。しかし、コロナ禍3年目となり、企画実行の規模や伝達方法を工夫する動きが出てきた。具体的には、学科全体ではなく、ゼミ単位での活動を主にしたり、ウェブを活用したり、などの工夫である。

教育目的・教育目標は、本学ホームページのほか、「キャンパスガイド」をはじめとする各種印刷物において広く伝える一方、学生に対しては、各学期当初のオリエンテーション等を通じて、直接伝達している。また、必修科目の「スタディスキル」において、学長講話を開講し、教育目的・教育目標に触れ、さらに沿革などの自校教育も実施し、全学生への徹底を図っている。

なお、教育理念の「敬愛・勤勉・聡明」は、学内の数カ所に掲げ、日常的に意識されるよう努めている。

地域・社会からの要請については、進路サポート課が行う「卒業生の評価に関するアンケート」の内容を、学科会議においても検討し、必要があれば、対策を打ち出すようにしている。

また、例年、年度当初に行われる講師懇談会も、情報交換の機会として捉えている。講師には地域・社会の実情に詳しい方が多いので、そこでもたらされる情報は有益なものが多い。

令和4年度も、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、講師懇談会は、時間を短縮しての実施となった。

令和2年11月以来、大学改革室が設置され、担当理事による地域の企業への聞き取りを継続している。その結果に基づき、人材養成が地域・社会の要請に込んでいるかの点検も続けられている。今後も、この聞き取りと検証、それを受けての課題解消の動きを恒常化していく。

[区分 基準 I-B-2 学習成果 (Student Learning Outcomes) を定めている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 短期大学としての学習成果を建学の精神に基づき定めている。
- (2) 学科・専攻課程の学習成果を学科・専攻課程の教育目的・目標に基づき定めている。

- (3) 学習成果を学内外に表明している。
- (4) 学習成果を学校教育法の短期大学の規定に照らして、定期的に点検している。

<区分 基準 I-B-2 の現状>

上田女子短期大学としての学習成果を建学の精神ならびに各学科の学習成果に基づき以下のように定めている。

- (1) 社会人になるための豊かな教養を身につけている。
- (2) 各学科の学習成果に基づいた専門知識・能力を身につけている。
- (3) 身につけた知識・能力を社会の中で実践することができる。

幼児教育学科では、学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程の編成方針（カリキュラム・ポリシー）に関連させ、次の6つの学習成果を設定している。

- 1. 社会人になるための豊かな教養を身につけている。
- 2. 教育・保育の目的や支援について理解している。
- 3. 教育・保育の専門知識・技術を身につけている。
- 4. 教育・保育に必要な自然保育や福祉社会、芸術表現の知識と技術を身につけている。
- 5. 保育現場の課題を自ら設定し考察し、専門職として実践で活かすことができる。
- 6. 他者のメッセージをくみ取り、専門職として適切に対応することができる。

総合文化学科では、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーに関連させ、次の8つの学習成果を設定している。

- 1. 豊かな教養を身につけている。
- 2. 社会人として活躍できる専門的知識・能力を身につけている。
- 3. 的確な判断により、問題を解決する力（問題解決能力）を身につけている。
- 4. キャリア形成のための自己分析や、社会に対する洞察力を身につけている。
- 5. 地域について理解し、地域社会に貢献することができる。
- 6. 人間関係において、他者を敬い、周囲と協調することができる。
- 7. 免許・資格等の取得に向けて意欲的に取り組み、その成果を社会生活に活かすことができる。
- 8. 状況に応じて、適切なプレゼンテーションを行なうことができる。

■ 幼児教育学科

幼児教育学科の学習成果は、建学の精神である「敬愛・聡明・勤勉」に基づき、豊かな教養を身につけ、幼稚園教諭、保育士を目指すものとして、その人格・資質を磨き、さらに専門職としてふさわしい知識・技能を身につけていることである。そして、それらの資格取得に関わる教育課程は、短期大学における資格付与の諸条件を満たしている。

幼児教育学科では、保育5領域に深く関わる専門科目や教養科目を必修・選択必修として設置し、学生はそれらを履修することにより保育者としての基礎力を身につけることができる。また学生は、自身の興味関心や得意分野に応じて、自然保育、福祉社会、芸術表

現の3コースから任意のコースを選択し、各コースに設置された科目から自身の興味関心や得意分野に応じた科目を履修することにより、各専門分野への造詣を深めながら、基礎力と同時に、実践力や応用力を身につけることができる。

幼児教育、保育に関わる科目編成、学習成果の設定は常に最新の「学校教育法」に則って行われており、平成30年度からは、新たに策定された「幼稚園教育要領」「保育所保育指針」「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」に基づくカリキュラムが適用されている。

社会貢献活動を含めた学習成果については免許、資格の取得率、および関連専門職への就職率の高さに反映され、就職状況については本学ホームページにおいて毎年公表している。

免許・資格関係の令和4年度の実績は、次の通りである。

幼稚園教諭二種免許状・・・72名

保育士資格・・・76名

レクリエーション・インストラクター資格・・・15名

介護職員初任者研修・・・8名

自然体験活動指導者（NEALリーダー）資格・・・24名

■総合文化学科

本学の建学の精神は、「敬愛・勤勉・聡明」である。この3点は、総合文化学科のディプロマ・ポリシーと、次のように結びつく。

敬愛：他者を敬い、周囲と協調する（6）

勤勉：免許・資格等の取得に意欲的に取り組む（7）

聡明：豊かな教養を身につけている（1）

よって、総合文化学科の学習成果は、次の3点が共通認識となる。

I. 「敬愛」の発露として、他者を敬い、周囲と協調できる。

II. 「勤勉」の結果として、免許・資格・検定にチャレンジする。

III. 「聡明」を体現して、豊かな教養を身につけている。

総合文化学科の、教育目的・目標のキーワードは、「豊かな教養と深い専門的知識」である。共通教育科目と専門科目の中で基礎的な科目によって教養を豊かにし、さらに専門科目をより多く選択することで、その知識を深めることを意図している。

学習成果については、本学ホームページ、本報告書において、内外に表明している。

免許・資格・検定関係の令和4年度の実績は、次の通りである。

中学校教諭二種免許状（国語）・・・4名

図書館司書資格・・・27名

学校図書館司書教諭資格・・・3名

教員採用試験合格・・・1名（長野県1次）*現役での合格は、3年連続である。

介護職員初任者研修・・・8名

MOS検定・・・20名（受験者21名）

日商PC検定・・・1名（受験者3名）

ブライダルコーディネーター技能検定3級・・・8名（受験者15名）

アソシエイト・ブライダル・コーディネーター・・・20名（受験者20名）

ピアヘルパー・・・5名（受験者6名）

医療事務・・・9名（受験者13名）

秘書検定2級・3級・・・12名（受験者20名）

色彩検定2級・3級・・・5名（受験者8名）

パーソナルカラリスト検定3級・・・3名（受験者5名）

例年、入学者の1割程度が教職課程を履修する。司書課程の履修者は3～4割程度、ブライダル関連科目を学ぶ学生は3割程度、医療事務を学ぶ学生は3～5割程度である。

令和3年度にくらべて、実績が顕著に伸びたのは、教職・司書・司書教諭・医療事務である。

なお、教員採用試験1次合格者は、講師採用への道が開かれ、令和5年度から、中学校の教壇に立てることとなった。

このほか、座学で得た成果を披露・応用し、さらに体験的に学ぶ機会として、総合文化学科では、事業所見学会（1年次夏季休暇中）・インターンシップ（1年次後期）・卒業研究発表会（全学年・後期末）がある。

これらのうち、令和4年度も、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、事業所見学会は中止せざるを得なくなり、インターンシップも実現できた例が少なくなってしまった（8例）。

学習成果の定期的な点検については、年度末にさまざまな資料から学生の実態を把握し、「学校教育法」の短期大学の規定に照らしている。

両学科とも、学習成果を定期的に点検する資料としては、「授業評価アンケート」（学期毎）「卒業生の評価に関するアンケート」（学年末）がある。

「授業評価アンケート」は、名称を「授業改善アンケート」と改めた。また、従来のように学期末の実施であると、改善意見・要望を履修生に活かすことができない。そこで、令和4年度は、前年度に引き続き、授業回数の中段階での聞き取りを試みた。

「卒業生の評価に関するアンケート」は、進路サポート課主導で取りまとめられている。結果を受け、シラバスに活かすべき指摘を学科会議で検討している。それぞれの改善点の検証については、各教員に任されており、全体的な検証のまとめは今後の課題である。

[区分 基準 I-B-3 卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針（三つの方針）を一体的に策定し、公表している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 三つの方針を関連付けて一体的に定めている。
- (2) 三つの方針を組織的議論を重ねて策定している。
- (3) 三つの方針を踏まえた教育活動を行っている。
- (4) 三つの方針を学内外に表明している。

<区分 基準 I-B-3 の現状>

本学では、幼児教育学科と総合文化学科それぞれの教育目的を踏まえた上で、学位授与

の方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程の編成方針（カリキュラム・ポリシー）、入学者の受入方針（アドミッション・ポリシー）の三つの方針を関連付けて一体的に定めている。

■ 幼児教育学科の三つの方針は次の通りである。

【アドミッション・ポリシー】

1. 入学後の修学に必要な高等学校等卒業程度の基礎学力を持つ人
2. 子どもの育ちに関心を抱き、そのための知識・技術を身につける意欲を持つ人
3. 他者への敬意をもって行動できる人

【カリキュラム・ポリシー】

1. 豊かな教養を培う共通教育科目を設置する。
2. 教育・保育の本質と目的を学ぶ基礎理論に関する科目を設置する。
3. 教育・保育の対象を理解し、支援するための知識と技術を培う科目を設置する。
4. 学生が自身の得意分野や興味関心に合わせて学びを深め、応用力を高められるよう、自然保育、福祉社会、芸術表現の3コースを設置する。
5. 実際の現場を想定した課題を見出し、他者と協働して課題について考察を深める態度を培う教育を実施する。

【ディプロマ・ポリシー】

1. 社会人になるための教養を身につけている。
2. 教育・保育の目的や支援について理解している。
3. 教育・保育のための知識と技術を身につけている。
4. 教育・保育に必要な自然保育や福祉社会、表現文化の知識と技術を身につけている。

《免許資格取得の要件》

1. 保育現場の課題を自ら設定し考察し、専門職として実践で活かすことができる。
2. 他者のメッセージをくみ取り、専門職として適切に対応することができる。

■ 総合文化学科の三つの方針は次の通りである。

【アドミッション・ポリシー】

1. 大学生活を自己の飛躍の場と位置付けている人
2. 本学科のカリキュラムによって、豊かな教養と専門知識・能力を身につける意欲のある人
3. 地域社会と自己の関わり方を模索する意欲のある人

【カリキュラム・ポリシー】

1. 豊かな教養やキャリア形成のための力を養う共通教育科目と、専門分野の学びを深める専門科目を設置しています。
2. 専門科目は、ゼミナールと8フィールドの科目群からなり、各種免許・資格等の取得にも対応しています。必修科目は、ゼミナール4科目に加え、日本語学入門・日本文学入門、信州総合学とし、日本語日本文学の学びをベースに地域総合科学科としての学びの範囲を広げていきます。

3. インターンシップをはじめ、実習・体験型の科目では、地域への理解を深めるとともに、他者を敬う気持ちや多角的な判断力と行動力を身につけます。

【ディプロマ・ポリシー】

1. 建学の精神を理解し、他者を敬い、地域・社会に貢献できる、豊かな人間性をそなえている。
2. 在学期間の学びを通じ、絶えず学び続けることの意義を理解している。
3. 特色ある教育課程を通じて、学習成果を収めている。

ディプロマ・ポリシーについては幼児教育学科、総合文化学科の各学科会議、アドミッション・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーに関しては、両学科の教員および職員からなる「アドミッション委員会」「教務委員会」が主としてその任にあたり、相互に連携しながら検討・点検を重ねている。特に総合文化学科では、令和5年度にカリキュラムの刷新を控えていることから、学科会議を重ね、すべてのポリシーを見直し、関連付けて一体的に定めた。それに伴い、「教育の基本方針」「教育目標」も明示した。

ディプロマ・ポリシーおよびカリキュラム・ポリシーは設置科目、必修や選択必修の指定、時間割等に反映され、学科の目標に沿った教育活動を展開している。

各方針は毎年発行される「キャンパスガイド」や本学ホームページで公表されている。

<テーマ 基準 I-B 教育の効果の課題>

IR 部門が専門部署として設置されておらず、データの活用が不十分である。また、数学マネジメント委員会も十分に機能しておらず、データに基づいた戦略が立てられていない。まずは、共学マネジメント委員会を十全に機能させることが喫緊の課題である。

<テーマ 基準 I-B 教育の効果の特記事項>

これまでの3ポリシーに加え、アセスメント・ポリシーおよび、学生支援の基本方針の明示が、全学的なもの各学科のものとの2種について求められることとなった。

令和4年度に向けて、総務委員会・両学科会議で原案を作成し、教授会で審議ののち、学長が了承した。

令和4年度からは、以下の枠組みで示した。（新規設定は下線部）。

全 学：教育の基本方針

教育目標

ディプロマ・ポリシー（学位授与の方針）

カリキュラム・ポリシー（教育課程の編成方針）

アドミッション・ポリシー（入学者の受入方針）

アセスメント・ポリシー

学生支援の基本方針

教員養成に対する理念

教職課程設置の趣旨

両学科：教育の基本方針

教育目標

ディプロマ・ポリシー

カリキュラム・ポリシー

アドミッション・ポリシー

アセスメント・ポリシー

学生支援の基本方針

学習成果

[テーマ 基準 I-C 内部質保証]

<根拠資料>

[区分 基準 I-C-1 自己点検・評価活動等の実施体制を確立し、内部質保証に取り組んでいる。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 自己点検・評価のための規程及び組織を整備している。
- (2) 定期的に自己点検・評価を行っている。
- (3) 定期的に自己点検・評価報告書等を公表している。
- (4) 自己点検・評価活動に全教職員が関与している。
- (5) 自己点検・評価活動に高等学校等の関係者の意見聴取を取り入れている。
- (6) 自己点検・評価の結果を改革・改善に活用している。

<区分 基準 I-C-1 の現状>

本学の自己点検・評価については、まず「上田女子短期大学学則」の第2条で定めた上で、「上田女子短期大学自己点検・評価委員会規程」を設け、学長が委員長を務める委員会組織を整備している。

自己点検・評価活動を通して、各学科、各委員会、事務局の各部署の仕事内容が全学的に明確に把握・理解され、現状や課題、改善点の認識が共通のものとなった。それらは、本学の教育研究活動において強く意識され、各学科、各委員会、事務局の各部署等の業務において、定期的に確認されながら反映されている。

これまで、平成14年度、平成17年度、平成18年度、平成19年度の「自己点検・評価報告書」を冊子としてまとめ、学内及び県内の高等学校等へ配布し公表してきた。平成20年度からは本学ホームページ上で公表しており、直近5年分を閲覧できる。

本学は平成21年3月、平成28年3月及び令和5年3月に（財）短期大学基準協会による適格認定を受けた。この経験と実績を踏まえ、さらに、自己点検・評価活動の重要性が全学的に認識されるようになった。全教職員が自己点検・評価活動に関与し一丸となることで、本学の教育研究活動の改革・改善を図り、その成果を活用しながら質の向上を目指している。

高等学校等から得た意見については、可能な限り学生の入学後の教育に活かされている。意見の集約については、日常のアドミッション活動の際に得られる意見に加え、定期的に意見を伺う機会を設けている。令和4年度も、東信地区教育懇談会を開催した（信州短期大学と共催、長野県高等教育振興課参加）。

「自己点検・評価報告書」をもとに、各学科、各委員会、事務局の各部署等において、現状を確実に把握・認識するとともに、課題を検討し、次年度以降の活動に反映させ改革・改善を図っている。

[区分 基準 I-C-2 教育の質を保証している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学習成果を焦点とする査定（アセスメント）の手法を有している。
- (2) 査定の手法を定期的に点検している。
- (3) 教育の向上・充実のための PDCA サイクルを活用している。
- (4) 学校教育法、短期大学設置基準等の関係法令の変更などを確認し、法令を遵守している。

<区分 基準 I-C-2 の現状>

幼児教育学科・総合文化学科とも、下記に示した学習成果を焦点とする査定（アセスメント）の手法を有している。

- ① 履修カルテ（幼児教育学科）
- ② 実習評価報告書（総合文化学科）
- ③ 卒業研究（両学科）
- ④ 授業評価アンケート（両学科）
- ⑤ GPA 分布（両学科）
- ⑥ 学生状況調査（両学科）
- ⑦ 教育実習・保育実習・施設実習での実習先からの評価（幼児教育学科）
- ⑧ 免許・資格の取得率（幼児教育学科）
- ⑨ 免許資格取得率・専門就職率（総合文化学科）
- ⑩ 卒業生の評価に関するアンケート（両学科）

「①履修カルテ（幼児教育学科）」とは、個人の成績評価をもとにした履修の履歴と学習や実習、学生生活における学びの履歴、到達目標に対する自己評価を学期ごとに収集し、ファイリングしたものである。学生は、各学期の初めに行われるオリエンテーションで自己評価を行ったうえで、卒業年度の後期には履修カルテを使った授業（「保育・教職実践演習」）を行っており、学生は、ファイリングされた学びの履歴を見て、自分がこれまでの学修を通して、どのような知識や技能を身につけてきたのか、自身の課題は何かを理解している。ここで使用する履修カルテは、年度ごとに点検をして改良している。

「②実習評価報告書（総合文化学科）」については、本学所定の書式に基づき、実習先から評価を受け、それに基づき事後指導にあたっている。

「③卒業研究(両学科)」では、学生が自身の興味や関心、課題をもとにテーマを設定し、各自の研究テーマについて追究をしたり、作品を制作したりして、その成果を論文にまとめる。指導教員は、学生が自身の研究テーマを追究し、その結果を論文としてまとめることができたかどうかを評価している。

「④授業評価アンケート(両学科)」では、出席状況や授業に対する意欲・関心といった学生自身の授業態度を尋ねる項目を設けている。すべての教員が、学期末に、授業評価アンケートを行い、「授業評価アンケート結果・改善レポート」を作成し、FD委員会に提出している。「授業評価アンケート結果・改善レポート」は、次年度以降の授業改善のために活用している。また、学期の半ば頃に授業に関する学生の意見等を聞くために、「ミニットペーパー」と呼ばれる用紙を用意し、授業担当者が学生に配布、回収した。実施した教員は学生の自己評価や要望・意見を認識した上で、後半の授業づくりに生かすことができた。

「⑤GPA分布(両学科)」は、学期ごとにGPAを算出した後、GPA分布を掲示したり、各学生のGPAを成績通知に記載したりして、個別指導の資料にしている。

「⑥学生状況調査(両学科)」とは、シラバスを確認するか、授業の予習・復習を1日にどのくらいするかといった学生自身の学習状況について1年に1度行う調査である。調査の結果と考察を掲示することで、学生もその結果や学習に関する課題を確認できるようになっている。

「⑦教育実習・保育実習・施設実習での実習先からの評価(幼児教育学科)」については、文部科学省の教育実習コアカリキュラム及び全国保育士養成協議会の保育実習ミニマムスタンダードをもとに、本学科が作成した評価表に従って実習先に評価を依頼している。評価表には、園・施設の役割理解や子どもとのコミュニケーション、指導案の作成や提出物の記載状況、実習態度にまで至る項目がある。それらによって、各学生の学習成果がどれだけ実践的なものとなっているかが判断できる。年度末には実習委員会において評価項目の見直しを図っている。

「⑧免許・資格の取得率(幼児教育学科)」については、各科目の成績と実習先からの評価が総合されることで取得につながることから、学習成果の獲得を総合的に示すものである。なお、本学科では幼稚園教諭二種免許状の取得及び、保育士資格については多様な学生を受け入れるために選択としているが、例年9割を超える学生が幼稚園教諭二種免許状および保育士資格の両方を取得している。

令和4年度の免許・資格の取得率は以下の通りである。

幼稚園教諭二種免許状…72/76名(95%)

保育士資格…76/79名(96%)

介護職員初任者研修…8名/8名(100%)

レクリエーション・インストラクター…15/20名(75%)

「⑨免許資格取得率・専門就職率(総合文化学科)」については、以下の通りとなる。

中学校教諭二種免許状(国語)…4/4名(100%)

図書館司書資格…25/29名(86%)

*2年次の履修者数における取得率である。

学校図書館司書教諭資格…3/3名(100%)

介護職員初任者研修…0/0名

上記以外の資格の取得については、資格取得が即就職に結びつかないものもあるので、学生個々の自己実現に向け、多様なサポートをするよう心配りをしている。

「⑩卒業生の評価に関するアンケート（両学科）は、進路サポート委員会が毎年5月に実施している。卒業生と卒業生の進路・就職先の人事関係者へアンケートを送付し、意見を伺い、進路支援に活用している。

学習成果の査定と査定の手法の点検は、教育課程及び三つのポリシーに基づきながら、主として各学科の学科会議及び各委員会で行っている。

科目担当教員は、以下の手順で自身の授業改善を実施している。まず、自身の授業について、教育課程の編成方針（カリキュラム・ポリシー）と学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）及び前年度の「授業評価アンケートの結果・改善レポート」を踏まえた上で、授業概要、到達目標と学習成果、授業計画と内容、評価基準、評価方法、フィードバック方法、アクティブ・ラーニング等の授業方法、履修条件、授業外学習について検討しシラバスを作成する。授業担当者が作成したシラバスを、第三者がチェックする。実際に授業を行い、学習の評価（成績評価）を出す。授業評価アンケートを実施し、「授業評価アンケートの結果・改善レポート」を作成するなかで学習成果を評価し、自身の授業の課題を発見、分析して、次年度のシラバス作成及び授業に活用している。

本学では、教育の質を保証するために、学校教育法・短期大学設置基準等の改正を踏まえた短期大学評価基準について都度確認し、法令に従って対応している。

<テーマ 基準 I-C 内部質保証の課題>

幼児教育学科・総合文化学科とも、教育の向上・充実のためのPDCAサイクルを確立する必要がある。特に、改善（Action）については、FD委員会と連携し、課題の解決策を見出すための方法を検討する必要がある。その手始めとして、中間のFDを実施した。これは、授業の中間期に授業改善のためのアンケートを行い、改善をはかる試みである。

「⑩卒業生の評価に関するアンケート（両学科）」は、現時点では学習成果を評価するまでには至っていないので今後の課題である。

<テーマ 基準 I-C 内部質保証の特記事項>

特になし。

<基準 I 建学の精神と教育の効果の改善状況・改善計画>

(a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況

大学改革室を前年度に立ち上げ、在学期間中から生涯に亘る学習の支援を考える「2+2+ α 」プラン及び「デザインの学び」をキー・コンセプトとして掲げ、前者に就いては、これを上田市始め地域にも浸透を図るべく、市、県、地元企業との接触を開始した。後者に就いてはデザイン力というものを構想力、設計力と捉え、更にはそれぞれが持つ財（＝資源、即ち、資質、人的・物的ネットワーク、時間 etc.）の配分法などに広げて広義に解釈

すべきであり、それが人にとって私的生活、仕事上、双方に有益、否、それ以上に必須の素養であることを学内を中心に学生、教職員に更めて強調した。その一環として、物事に関する観察力、表現力を涵養する課目を採り入れたことに加え、地域貢献にも資するべくプロジェクト研究を立ち上げ、主体的に参画する学生が増えたことで学生の成長を確認することができた。とは言え、全て緒に就いたばかりであり、引き続きこれらのコンセプトを全学挙げて浸透させることが肝要である。

一方、高等教育機関としての基本である学術、教育の充実に就いては、課目のスリム化を図り学生の履修に便ならしめ、且つ両学科生が共通に学べる余地を増やし、又、教員としても履修科目の学びを深化させることをより一層配慮する様になったと考える。

総合改革支援事業へのチャレンジに就いては、本学の体制で比較的達成に取り組みやすい項目から順次着手を始めている。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

本学の未来を見据え、大学改革室を設置し、大学運営に関する中長期のプランニングと、その実現のための具体策の提示に着手した。既存の2学科をいかにして生かし切るかを念頭に、文部科学省による「総合改革支援事業」へのチャレンジも視野に入れ、本学の将来像を早期に確定し、発信・構築していく。

【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】

〔テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程〕

＜根拠資料＞

〔区分 基準Ⅱ-A-1 学科・専攻課程ごとの卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）を明確に示している。〕

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 卒業認定・学位授与の方針は、それぞれの学習成果に対応している。
 - ①卒業認定・学位授与の方針は、卒業の要件、成績評価の基準、資格取得の要件を明確に示している。
- (2) 卒業認定・学位授与の方針は、社会的・国際的に通用性がある。
- (3) 卒業認定・学位授与の方針を定期的に点検している。

＜区分 基準Ⅱ-A-1 の現状＞

■ 幼児教育学科

幼児教育学科では、学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）に掲げられた諸要件を満たした学生に対して卒業認定を行っている。ディプロマ・ポリシーは以下の通りであり、学生の学習成果に対応している。

【ディプロマ・ポリシー】

- ①社会人になるための教養を身につけている。
- ②教育・保育の目的や支援について理解している。
- ③教育・保育のための知識と技術を身につけている。
- ④教育・保育に必要な自然保育や社会福祉、表現文化の知識と技術を身につけている。

ディプロマ・ポリシーは、学則の規定する卒業の要件、成績評価の基準を明確に示している。また、幼児教育学科では、免許・資格取得の要件を以下のように示している。

【免許・資格取得の要件】

- ①保育現場の課題を自ら設定し考察し、専門職として実践で活かすことができる。
- ②他者のメッセージをくみ取り、専門職として適切に対応することができる。

先に挙げたディプロマ・ポリシー4項目と免許・資格取得の要件2項目は、幼稚園教諭二種免許状、保育士資格の取得にも直結するものである。さらにこれらは、「幼稚園教育要領」「保育所保育指針」「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」に示された幼児教育および保育の理念を実践する専門職に求められる資質・能力に対応しており、その意味において社会的通用性をもつものである。また、「幼稚園教育要領」「保育所保育指針」「幼

保連携型認定こども園教育・保育要領」が国際的な普遍性をもつ「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」の精神を踏まえて策定されていることに鑑みれば、本学のディプロマ・ポリシーの国際的な通用性があると言える。

卒業認定及び免許・資格付与の可否については、各期末試験および単位認定会議（教授会）で常に審議され、また、ディプロマ・ポリシーについても幼児教育学科の学科会議で常に点検を行っている。

■総合文化学科

総合文化学科の令和4年度におけるディプロマ・ポリシーは、以下の3つである。これらは学生の学習成果に対応しており、これらを踏まえ、卒業認定を行っている。ディプロマ・ポリシーは、学則の規定する卒業の要件、成績評価の基準を明確に示している。

【ディプロマ・ポリシー】

1. 建学の精神を理解し、他者を敬い、地域・社会に貢献できる、豊かな人間性をそなえている。
2. 在学期間の学びを通じ、絶えず学び続けることの意義を理解している。
3. 特色ある教育課程を通じて、学習成果を収めている。

総合文化学科の卒業の要件（取得単位数 62 単位、内訳：共通教育科目 22 単位＋専門科目 40 単位）は、「キャンパスガイド」等において明示している。成績評価の基準は「シラバス」において明示されている。なお、資格取得の数については、上限・下限がなく原則として個々人の自由選択である。学生各自の力量・将来計画に沿った取得ができるよう、ゼミナール担当教員を中心に、個々に取得に向けたアドバイスを行っている。また、資格により要件が異なるので、印刷物（「キャンパスガイド」・「シラバス」）に加え、授業担当教員からも、年度当初・授業初回において、詳細な説明を行っている。また、免許・資格等の受験アドバイスについては、授業担当教員を中心に行っている。

総合文化学科のディプロマ・ポリシーは、社会的・国際的に通用性があると自負している。その根拠は、以下2点である。まず、総合文化学科において、学生は、地域や日本といった社会問題に常に関心を抱き、その中で専門的知識と技能を身につけている。このことから、社会的に通用性があると考えられる。また、本学において授与された資格を持って、ホテル・観光業界に就職して海外からの渡航者と英語で応対したり、海外に渡り国際的に活躍したりしている卒業生もおり、国際的にも通用性があると考えられる。社会的・国際的な通用性については、卒業生の進路先と、そこからの聞き取りで得られる回答をもって、現在も定期的に点検している。

問題点の指摘に対しては、聞き取り後、カリキュラムや教育内容等と照らし合わせ、新年度準備のための学科会議で善後策を講じている。以上のようにして、ディプロマ・ポリシーについて、定期的に点検している。

卒業認定の可否については、各期末試験および単位認定会議（教授会）で常に審議され、また、ディプロマ・ポリシーについても総合文化学科の学科会議で常に点検を行っている。

[区分 基準Ⅱ-A-2 学科・専攻課程ごとの教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）を明確に示している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教育課程編成・実施の方針は、卒業認定・学位授与の方針に対応している。
- (2) 教育課程編成・実施の方針に従って、教育課程を編成している。
 - ① 短期大学設置基準にのっとり体系的に編成している。
 - ② 学習成果に対応した、授業科目を編成している。
 - ③ 単位の実質化を図り、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、年間又は学期において履修できる単位数の上限を定める努力をしている。
 - ④ 成績評価は学習成果の獲得を短期大学設置基準等にのっとり判定している。
 - ⑤ シラバスに必要な項目（学習成果、授業内容、準備学習の内容、授業時間数、成績評価の方法・基準、教科書・参考書等）を明示している。
 - ⑥ 通信による教育を行う学科・専攻課程の場合には印刷教材等による授業（添削等による指導を含む）、放送授業（添削等による指導を含む）、面接授業又はメディアを利用して行う授業の実施を適切に行っている。
- (3) 教育課程の見直しを定期的に行っている。

<区分 基準Ⅱ-A-2 の現状>

■幼児教育学科

幼児教育学科の教育課程の編成方針（カリキュラム・ポリシー）は以下の通りであり、卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）に対応している。

【カリキュラム・ポリシー】

1. 豊かな教養を培う共通教育科目を設置する。
2. 教育・保育の本質と目的を学ぶ基礎理論に関する科目を設置する。
3. 教育・保育の対象を理解し、支援するための知識と技術を培う科目を設置する。
4. 学生が自身の得意分野や興味関心に合わせて学びを深め、応用力を高められるよう、自然保育、福祉社会、芸術表現の3コースを設置する。
5. 実際の現場を想定した課題を見出し、他者と協働して課題について考察を深める態度を培う教育を実施する。

■総合文化学科

総合文化学科のカリキュラム・ポリシーは、以下の3点であり、ディプロマ・ポリシーに対応している。

【カリキュラム・ポリシー】

1. 豊かな教養やキャリア形成のための力を養う共通教育科目と、専門分野の学びを深める専門科目を設置しています。

2. 専門科目は、ゼミナールと8のフィールドの科目群からなり、各種免許・資格等の取得にも対応しています。必修科目は、ゼミナール4科目に加え、日本語学入門・日本文学入門、信州総合学とし、日本語日本文学の学びをベースに地域総合科学科としての学びの範囲を広げていきます。
3. インターンシップをはじめ、実習・体験型の科目では、地域への理解を深めるとともに、他者を敬う気持ちや多角的な判断力と行動力を身につけます。

各学科の教育課程は、短期大学設置基準第4章～第5章の各条に則り、学習成果を踏まえて編成されている。卒業および資格取得に必要な科目のほか、学生の興味関心、得意分野に応じて履修できる科目を、必修・選択・選択必修に分けてバランスよく配置している。

単位の実質化を図るために、卒業の要件として学生が履修すべき単位数について各学科とも62単位と定めて学生に明示している。科目は学習成果の段階的な獲得が可能となるべく、年次、学期毎に適切に配置し、学生が系統的に学びを積み重ねられるよう工夫している。このため、特定の学期および年次に偏って多数の科目を履修したり、獲得すべき成果の順序に逆行するような履修をすることはできない。一日に設定されている授業時間は最大5コマであり、また、一人の学生が同時帯に複数の授業を受講できないことから、年間または各学期において履修できる単位数の上限は自ずと定まっており、適切な履修範囲を逸脱する可能性はない。さらに単位の実質化をより厳格化するため、授業科目履修規程を改正して、令和5年度よりCAP制を導入することとした。

学生の成績評価は、短期大学設置基準第5章第13条に則り、前・後期各期末の試験、レポート、その他提出課題によって行っている。単位認定の可否は「秀」「優」「良」「可」「不可」の5段階であり、このうち「秀」「優」「良」「可」が合格とされ、単位が認定される。また、授業回数の3分の2以上の出席が課され、それに達しない場合は失格となり、単位認定考査の対象にはならない。出席回数のチェックは各科目担当者が厳正に行っている。

「シラバス」には、当該科目に関する下記20項目が明記されており、必要な内容を明示している。

- 1) 科目名
- 2) 担当教員名（実務経験の有無）
- 3) 授業形態
- 4) 単位数
- 5) 開講時期
- 6) 必修・選択の別
- 7) ナンバリング
- 8) DPとの関連
- 9) 授業概要
- 10) 到達目標・学習成果
- 11) 授業計画
- 12) 評価基準
- 13) 評価方法
- 14) フィードバック方法
- 15) アクティブ・ラーニング
- 16) 教科書
- 17) 参考書
- 18) 履修条件
- 19) 授業外学習
- 20) オフィスアワー

通信による学科・専攻科は設置していない。

各学科の教育課程の見直しを、教務委員会と学科会議なかで毎年行っている。

[区分 基準Ⅱ-A-3 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、幅広く深い教養を培うよう編成している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教養教育の内容と実施体制が確立している。
- (2) 教養教育と専門教育との関連が明確である。

(3) 教養教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。

<区分 基準Ⅱ-A-3の現状>

上田女子短期大学では、短期大学設置基準第4章第5条に則り、「共通教育科目」を設置して教養教育を行っている。このことは、「敬愛・勤勉・聡明」という建学の精神に則り、長野県東信地域で唯一の女子教育を担う高等教育機関として、幅広い教養を持ち、地域におけるさまざまな課題に関心を向けることのできる聡明さと、幅広い知識に基づく総合的な判断力を兼ね備えた女性を育成し、地域社会の期待と要請に応えることを理念とする本学の教育目的にも合致している。

社会における女性の地位と役割がますます重要性を増している現在、短期大学においては、進路決定に必要な専門的知識を修得することと並行して、地域に貢献する職業人としての自己像を確立し、キャリア形成と学びの基盤づくりをすることがとりわけ重要である。また、人々の生活や価値観が多様化している現代社会においては、人間の思想や文化に対する基本的な理解とともに、社会の複雑化やグローバル化にともなう経済や福祉、人々のコミュニケーションの変化等に関する鋭い感性を持ち、最先端の科学技術と自然への関心を持つ態度が欠かせない。

このため本学では、幼児教育学科、総合文化学科それぞれの専門科目に加え、両学科の学生が共通に履修できる「共通教育科目」を、A～Gの7群にカテゴライズして設置し、そのうち8単位を卒業必修単位に含めている。

令和4年度の「キャンパスガイド」に明記された共通教育科目7群の概要は以下の通りである。

A群：学びのあり方・方法を理解・修得しつつ、ライフサイクルの中にある自分自身を見つめるための科目群

B群：人間という存在を文化との関わりから考え、探求して行く科目群

C群：社会の中で生きる人間の姿を見つめ、理解を深めるための科目群

D群：自然や生命、生活を科学的な視点から捉え、理解するための科目群

E群：他の言語に触れながら、それぞれの特性やコミュニケーションの仕方を学ぶ科目群

F群：現代社会に必須のコンピュータへの理解を深めるとともに、情報の特性を学び、情報処理技術を習得するための科目群

G群：健康な体を形作るために用意された、実践的・理論的な科目群

これら共通教育科目の教育効果は、各科目の期末試験等の成績によって測定されるが、これらの履習・修得によって得た知識や教養は、それぞれの学科における専門科目の学習にも反映されるものとする。

とりわけA群に設置された「スタディスキル」は、本学の建学の精神「敬愛・勤勉・聡明」の意味と教育課程全体との関連性を理解する上で極めて重要な意味を持つものであり、本学の教育課程全体の導入科目として位置づけられている。

両学科の学生は、当該科目で習得した知識・方法をそれぞれの専門科目に援用・応用しながら、短期大学生としての自覚、学びの姿勢を身につけていく。

当該科目の具体的な授業内容は以下の通りである。

■ 幼児教育学科

科目名	スタディスキル (幼教)				担当	◎千葉 直紀・小池 明・多田 幸子		
形態	講義	単位数	2	開講時期	1年通年	実務経験	—	
必修	卒業：必修				ナンバリング	KA101	DPとの関連	1
授業概要	本学の教育理念「敬愛・勤勉・聡明」の趣旨を理解し、自主的に学ぶことの必要性和意義を理解する。その上で、教養と経験の豊かな保育者を目指してそれにふさわしい実践力を身につける。							
到達目標 学習成果	<ul style="list-style-type: none"> ・学習の方法を身につけ、みずからの主体的な学びに生かすことができる ・子どもとの具体的な関わりにおいて、基礎的な知識・技術を生かすことができる 							
授業計画	回	内容						
	1	オリエンテーションおよび本学の教育理念	本授業の趣旨を理解する 本学の教育理念を理解し、学びの意義を考える					
	2	幼児教育学科での学び	本学科で学ぶことの意義を理解する。また、本学科の教育課程を理解し、2年間を通した学習の見通しを立てる					
	3	学びの技法① 語彙力の確認	保育者に必要となる語彙力・読解力の基礎を確認する					
	4	学びの技法② 読解力の確認	保育者に必要となる言語表現能力の基礎を確認する					
	5	学びの技法③ 引用と要約の確認（「研究倫理教育」）	レポートや論文を作成する際に重要となる「研究倫理」について学ぶ					
	6	学びの技法④ プレゼンテーション1	他者に情報を伝える際の技術について学び、プレゼンテーションの計画を立てる					
	7	学びの技法⑤ プレゼンテーション2	プレゼンテーションの計画と作成					
	8	学びの技法⑥ プレゼンテーション3	プレゼンテーションを通して、自分の考えを発表することの意義と方法について実践的に学ぶ					
	9	あそびプロジェクトについて（オリエンテーション）	子どもとの関わりのあるあり方について考察する					
	10	あそびプロジェクトに関する説明	あそびプロジェクトに関するグループ内における対話を重視した活動やねらいの立案を行う					
	11 ～ 13	あそびプロジェクトの準備	子どもと関わるプロジェクトを学生自身が企画・立案し、準備を行う					
	14	あそびプロジェクト	子ども（本学附属幼稚園の園児）を短大に招いて、あそびを中心としたイベントを行う					
	15	まとめ	実際に行った体験的な学びについて省察を行う					
	評価基準	<ul style="list-style-type: none"> ・学習の方法を身につけ、自らの主体的な学びに生かすことができたか ・子どもとの具体的な関わりにおいて、基礎的な知識・技術を生かすことができたか 						
評価方法	その他 100% (前期：授業中に課される課題 50% 後期：あそびプロジェクトへの参加態度 50%)							
フィードバック方法	プレゼンテーション・あそびプロジェクトに対する講評							
アクティブラーニング	グループワーク・プレゼンテーション							
教科書	特になし							
参考書	特になし							
履修条件	入学前課題を行い提出していること。本授業を通して、上田女子短期大学の理念を理解する。							

	前期・後期それぞれに実施されるプログラムに積極的に参加し、学びの基礎を身につける。 ※あそびプロジェクトにおいて準備物に実費がかかる場合があります。
授業外学習	事前学習：キャンパスガイドに掲載されている本学の教育理念をよく読んでおくこと（各回 30 分）。 事後学習：授業内プリントの復習等（各回 1 時間）
オフィスアワー	各担当教員のオフィスアワーを確認すること

■総合文化学科

科目名	スタディスキル（総文）				担当	◎大橋 敦夫・小池 明・斎藤 直人		
形態	講義	単位数	2	開講時期	1 年前期	実務経験	—	
必修	卒業：必修				ナンバリング	KA101	DP との関連	1・3
授業概要	短期大学生として 2 年間充実した学習を行うために、自己の学びの姿勢を問いつつ、基本的な学習方法を学ぶ。具体的には、①講義を受けるスタイルの確立、②レポート作成法の理解、③研究に必要な「考え方」の習得である。							
到達目標 学習成果	① 受講する講義の資料管理ができる ② 教員の指示するレポート作成に対応できる ③ 自分の考えを深める方法を身につけている							
授業計画	回	内容						
	1	学び方を学ぶ（小池学長）			短大生の学び			
	2	学び方を学ぶ①（大橋）			自校教育、入学前課題の振り返り			
	3	学び方を学ぶ②（大橋）			講義の受け方、情報整理法			
	4	学び方を学ぶ③（大橋）			調査研究の方法			
	5	学び方を学ぶ④（大橋）			研究倫理			
	6	ライティングスキル①（大橋）			レポートとは			
	7	ライティングスキル②（大橋）			レポートの構成・表現			
	8	ライティングスキル③（大橋）			引用の方法、効果的な図表の配置			
	9	ライティングスキル④（大橋）			文章の推敲			
	10	リーディングスキル①（大橋）			本の読み方			
	11	リーディングスキル②（大橋）			新聞の読み比べ			
	12	思考ツールの概説と活用①（斎藤）			シンキングツール（その 1）			
	13	思考ツールの概説と活用②（斎藤）			シンキングツール（その 2）			
	14	思考ツールの概説と活用③（斎藤）			K J 法等によるアイデアの創出			
15	まとめ（大橋）			グループワーク（アイデアの共有）				
評価基準	適切な思考ツールを利用し、教員の指示する提出物等に的確に対応できる。 明快に表現しようとする姿勢が身につけている							

評価方法	授業態度 20% レポート（提出物）80%
フィードバック方法	リアクションペーパーに対して、コメントを明示する
アクティブラーニング	身体的距離を保つでのディスカッションを必要回に限り盛り込む
教科書	オリジナル・プリント配布
参考書	『大学生 学びのハンドブック』（世界思想社）
履修条件	積極的に自分の意見を述べたり、ノートに筆記したりすること。また、クラスメイトの意見を傾聴すること。
授業外学習	事前学習：これまでの自己の学びをふり返る（各回 30 分程度） 事後学習：授業内容について、プリント類を読み込み、要点をまとめる（各回 60 分程度）
オフィスアワー	各担当教員のオフィスアワーを確認すること

平成 27 年から、両学科共通の教養教育（「共通教育科目」）が実施されるようになり、両学科の学生が共に学ぶ場面が増え、相互に刺激し合う場面が出てきた。選択科目の数は、他短大との比較において多めで、学生個々の視野を広げるに十分な分野が展開されている。

令和元年度以降は、カリキュラム・ツリーを作成し、教養教育と専門教育の関連を明確にし、ホームページ上にて公開した。

なお、非常勤講師に依頼する科目も多いので、大学側から教育方針等の説明を通知し、学期中も学生の様子を随時伝えてもらうよう依頼している。各学期の授業終了後、「授業評価アンケート」の回答を踏まえ、FD 委員会を中心に、コロナ禍への対応を考慮しつつ、次年度に向けての改善点を協議した。

[区分 基準Ⅱ-A-4 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、職業又は實際生活に必要な能力を育成するよう編成し、職業教育を実施している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学科・専攻課程の専門教育と教養教育を主体とする職業への接続を図る職業教育の実施体制が明確である。
- (2) 職業教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。

<区分 基準Ⅱ-A-4 の現状>

■幼児教育学科

幼児教育学科では、短期大学設置基準第 4 章第 5 条に則り、以下 2 種類に大別される履修科目を設置して教育課程を編成している。

- 1) 幼児教育・保育に関わる専門職として必要な知識や技能の修得および資格取得に関わる科目（専門科目）
- 2) 幅広い教養を身につけ、豊かな人間性を涵養することを目的とした教養科目（共通教育科目）

このうち、教養科目において行う教育は、専門知識や技能の修得の前提となる実生活における知の充実や、基礎的人間力を養うことを目的とする。それらに設置された科目群は、「保育5領域」として設定されている「健康・人間関係・環境・言葉・表現」の各領域と密接に関連しており、専門科目で扱う内容に直結するものである。このことから、双方の接続は保証されているといえる。

また、職業への接続については、幼児教育学科においては、2年間で5回行われる教育実習との連携を図った展開が意図されている。

職業教育としての専門科目においては、教育効果が直接反映される機会として、実際の幼児教育・保育・福祉の現場での教育実習、保育実習、施設実習が特に重要である。実習先の教職員から直接学生の実習についての評価を聞き取り、教育・保育・福祉の現場で学生指導を行う「実習現地指導」を実施している。令和3年度は、新型コロナウイルスの状況を鑑み、「実習現地指導」については柔軟に実施した。また、実習終了後に実習先から送付される「評価票」の内容を詳しく検討して学生一人ひとりに伝達し、事後指導を十分に行っている。これら実習に関連する指導は、学科の教員によって組織された「実習委員会」が中心となって、事前学習の成否や実習先からの評価を常に把握しながら体系的に行っている。以上のことから、職業教育の効果を測定・評価し、改善に取り組む体制は整い、機能しているといえる。

■総合文化学科

共通教育科目（教養科目）において、「スタディスキル」（1年次前期）「キャリアアップ I・II」（1年次前期・2年次通年）を必修科目とし、特に「キャリアアップ」は、2年間にわたって学ぶ基幹科目となっている。

総合文化学科では、選択科目の「インターンシップ」が就職活動の前段階となる可能性がある。夏季休暇に実施される「事業所見学会」（進路サポート委員会主催）とも連携が図られることが望ましい。

令和4年度も、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、事業所見学会は実施できず、「インターンシップ」も受け入れ不可能となった事業所が多数に及んだ。また、「インターンシップ」は、受け入れ企業が「ワンデー」方式に多数シフトしており、日数など実施の仕方を見直す時期に来ている。

「スタディスキル」「キャリアアップ I・II」とともに、各授業時のリアクション・ペーパーあるいは提出課題から浮かび上がる課題について、授業担当者から学科会議への問題提起を随時行っている。

[区分 基準Ⅱ-A-5 学科・専攻課程ごとの入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）を明確に示している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 入学者受入れの方針は学習成果に対応している。
- (2) 学生募集要項に入学者受入れの方針を明確に示している。
- (3) 入学者受入れの方針は、入学前の学習成果の把握・評価を明確に示している。
- (4) 入学者選抜の方法は、入学者受入れの方針に対応している。
- (5) 高大接続の観点により、多様な選抜についてそれぞれの選考基準を設定して、公正かつ適正に実施している。
- (6) 授業料、その他入学に必要な経費を明示している。
- (7) アドミッション・オフィス等を整備している。
- (8) 受験の問い合わせなどに対して適切に対応している。
- (9) 入学者受入れの方針を高等学校関係者の意見も聴取して定期的に点検している。

<区分 基準Ⅱ-A-5の現状>

幼児教育学科では、入学者受け入れの方針（アドミッション・ポリシー）を以下のように示し、「キャンパスガイド」や「学生募集要項」、ホームページ上で公表している。

【アドミッション・ポリシー】

- ①入学後の修学に必要な高等学校卒業程度の基礎学力を持つ人
- ②子どもの育ちに関心を抱き、そのための知識・技術を身につける意欲を持つ人
- ③他者への敬意を持って行動できる人

以上のアドミッション・ポリシーは、本学科が定める学習成果を卒業までに身につけるために、入学時に最低限必要となる基準として明示したものである。基礎学力は、大学生としての学びや専門職としての保育者にふさわしい知識や技術を習得する上で不可欠である。また、幼児教育・保育に対する関心や意欲は、2年間の学びを支えていく根幹になる。さらに、社会的に有為な人材を育成することを主眼とした本学の教育目的から、他者への敬意（コミュニケーションや社会性）を持つ姿勢が求められる。

■総合文化学科

総合文化学科では、アドミッション・ポリシーとして、次のものを示し、「キャンパスガイド」や「学生募集要項」、ホームページ上で公表している。

【アドミッション・ポリシー】

- ①大学生活を自己の飛躍の場と位置付けている人
- ②本学科のカリキュラムによって、豊かな教養と専門知識・能力を身につける意欲のある人
- ③地域社会と自己の関わり方を模索する意欲のある人

アドミッション・ポリシーは、本学の学習成果（ディプロマ・ポリシー）に対応したものである。この方針はオープンキャンパスや入試説明においても必ず示すようにしている。また、入学前の学習成果の把握・評価については、募集要項等で具体的な項目をあげて明示している。

両学科の入学者選抜の方法は以下の通りである。

- 「学校推薦型選抜入試（指定校）」
- 「学校推薦型選抜入試（公募A・B・C・D）」
- 「推薦特待生入試」
- 「SG 特待生入試Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ・Ⅴ」
- 「資格特待生入試Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ」
- 「一般選抜入試A・B・C」
- 「総合型選抜入試Ⅰ期・Ⅱ期」
- 「社会人学生入試Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」
- 「帰国子女学生入試」
- 「外国人留学生入試」

このうち、「学校推薦型選抜入試（指定校）」「学校推薦型選抜入試（公募A・B・C・D）」では、書類審査と個人面接に加え、小論文を課した。幼児教育学科では、保育者としての資質と意欲に加え、基礎的国語力や表現力を確認している。また、総合文化学科では、社会問題への問題意識に加え、基礎的国語力や表現力を確認している。令和4年度入試（令和3年度実施）からは、小論文の代わりに本人提出書類（入学希望理由書）を以て学力評価の対象とした。

また、「推薦特待生入試」「一般選抜入試A・B・C」では、書類審査と個人面接に加え小論文を課し、保育者としての資質と意欲に加え、基礎的国語力や表現力を確認している。

「総合型選抜入試Ⅰ期・Ⅱ期」では、本学で保育者を目指す意欲を特に重視している。

「SG 特待生入試Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ・Ⅴ」は、より高度な学力・応用力やコミュニケーション力を持つ学生が入学することを目指している。

「総合型選抜入試Ⅰ期・Ⅱ期」は、令和3年度入試（令和2年度実施）から内容を変更している。内容は、エントリー後に面談を行い、学修計画書提出を課している。その後面接試験（プレゼンテーション含む）を行って総合的に合否の判定をしている。

入学者選抜の方法は、各学科のアドミッション・ポリシーに対応したものである。さらに、高大接続の観点により、多様な選抜についてそれぞれの学科の選考基準を設定して、公正かつ適正に実施している。

授業料、その他入学に必要な経費については、「大学案内」や「入試ガイド」、「学生募集要項」などに明示している。

入試広報課に専用フリーダイヤルを設け、高校生からの入試に係る相談に個別に対応している。LINEによる高校生からの個別質問にも、併せて対応している。また、両学科の教員と入試広報課担当職員をメンバーとした「アドミッション委員会」を組織し、広報活動

全体の企画運営を行っている。高校訪問や進学相談会等は入試広報室長を中心として多くの教職員で対応している。オープンキャンパスは全教職員で運営し、学生ボランティアも動員して来学者への対応にあたっている。入試事務は、受付から結果発表まで入試広報課担当職員が担当し、結果発送業務は事務局全体が協力している。

受験生からの問い合わせは、学科の特徴や免許・資格、開設科目や時間割などのカリキュラムや進路に関する事、また、サークル活動や通学に関する事など学生生活全般にわたる。これらに加えて保護者からは、主な就職先をはじめ、学納金や奨学金、そのほか就学に関わる費用など、経済的な問題に関する問い合わせが多い。また、遠隔地の受験生や保護者からは、学生寮や近隣のアパート情報に関する事、一人暮らしや安全対策などに関する問い合わせもある。

これらの相談や質問などは、メールや SNS、フリーダイヤルの利用による方法が中心であるが、家族で来学し、実際に本学を見学して相談する受験生もいる。それらすべてに適切に対応している。

アドミッション・ポリシーを定期的に見直し点検している。具体的には、後期に教育懇談会を開催し、高等学校関係者の意見を聴取して点検を行っている。

[区分 基準Ⅱ-A-6 短期大学及び学科・専攻課程の学習成果は明確である。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学習成果に具体性がある。
- (2) 学習成果は一定期間内で獲得可能である。
- (3) 学習成果は測定可能である。

<区分 基準Ⅱ-A-6 の現状>

■幼児教育学科

幼児教育学科の学習成果は以下の通りである。

【学習成果】

1. 社会人になるための豊かな教養を身につけている。
2. 教育・保育の目的や支援について理解している。
3. 教育・保育の専門知識・技術を身につけている。
4. 教育・保育に必要な自然保育や福祉社会、芸術表現の知識と技術を身につけている。
5. 保育現場の課題を自ら設定し考察し、専門職として実践で活かすことができる。
6. 他者のメッセージをくみ取り、専門職として適切に対応することができる。

幼児教育学科の学習成果に定められている内容は、いずれも、学生が卒業後に保育者として現場で働く際に求められる資質・能力を念頭に置いて定められたものである。それらは2年間での達成・獲得が可能であるべく教育課程の編成において設定されており、期末試験等の成績評価の他、以下の評価および実績によって測定され、具体性が確認できる。

- ① 教育実習・保育実習・施設実習 での実習先からの評価
- ② 免許・資格の取得率
- ③ 専門職への就職率

①については、本学科が作成した評価票に従って実習先に評価を依頼している。評価票には、園・施設の役割理解の他、子どもや施設利用者とのコミュニケーション、指導案の作成や提出物の記載状況、実習態度にまで至る項目がある。それらによって、各学生の学習効果がどれだけ実践的なものになっているかが判断できる。

②については、各科目の成績と実習先からの評価が総合されることで取得につながることから、学習成果の獲得を総体的に示すものであり、例年9割前後の学生が幼稚園教諭二種免許状、保育士資格を取得している。

③は本学科が定めている学習成果を最も客観的かつ具体的に示すものである。令和3年度は9割の学生が専門職に就職した。

■総合文化学科

総合文化学科の学習成果は以下の通りである。

【学習成果】

1. 豊かな教養を身につけている。
2. 社会人として活躍できる専門的知識・能力を身につけている。
3. 的確な判断により、問題を解決する力（問題解決能力）を身につけている。
4. キャリア形成のための自己分析や、社会に対する洞察力を身につけている。
5. 地域について理解し、地域社会に貢献することができる。
6. 人間関係において、他者を敬い、周囲と協調することができる。
7. 免許・資格等の取得に向けて意欲的に取り組み、その成果を社会生活に活かすことができる。
8. 状況に応じて、適切なプレゼンテーションを行なうことができる。

総合文化学科の学習成果は、建学の精神（「敬愛・勤勉・聡明」）を基調としたものである。「敬愛」は、他者を敬い、周囲と協調できることであるが、それは、日々の学生生活や大学行事・学科行事を通して実現していくものである。「勤勉」は、結果として各自が目標とする免許・資格・検定にチャレンジし、成果を挙げることをねらっている。「聡明」は、豊かな教養を身につけることであり、それは、2年間の本学科での学びを通じて達成されるべきものである。

個々の科目においては、一定期間で獲得可能な内容を掲げるよう科目担当者に依頼している。獲得が不可能と判断される場合は、教務委員会から「シラバス」の再考を依頼し、一定期間内での学習成果の獲得を可能にしている。

それぞれの学習成果の行程については、カリキュラム・ツリーに盛り込まれている。

学習成果の測定には、シラバス上で到達可能な行動レベルの目標を設定しており、それへの到達状況をもって測定している。また、測定には量的な面と質的な面とがあるが、量

的な面では、免許・資格・検定等の取得状況および進路決定状況により、明示される。また、それらの前提として単位取得状況がある。質的な面では、各学外実習における評価（インターンシップ・教育実習・図書館実習）がある。また、大学行事や学科行事等への参加を通しての自己の振り返り（多くはレポート作成）とその指導を通じての把握がある。指導の徹底は、ゼミナール担当教員が中心となっている。

【区分 基準Ⅱ-A-7 学習成果の獲得状況を量的・質的データを用いて測定する仕組みをもっている。】

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) GPA 分布、単位取得率、学位取得率、資格試験や国家試験の合格率、学生の業績の集積（ポートフォリオ）、ルーブリック分布などを活用している。
- (2) 学生調査や学生による自己評価、同窓生への調査、インターンシップや留学などへの参加率、大学編入学率、在籍率、卒業率、就職率などを活用している。
- (3) 学習成果を量的・質的データに基づき評価し、公表している。

<区分 基準Ⅱ-A-7 の現状>

学習成果の獲得状況を把握するために、学期末ごとの単位認定会議において単位取得率、学位取得率、両学科の資格取得率（幼児教育学科の幼稚園教諭二種免許状、保育士資格、レクリエーション・インストラクター資格、介護職員初任者研修や、総合文化学科の中学校教諭二種免許状(国語)、図書館司書資格、学校図書館司書教諭、介護職員初任者研修など）を、学期末に行われる単位認定会議で確認している。GPA 分布は、GPA 分布を成績優秀者の表彰や特待生、奨学金及び高等教育の就学支援対象者の選定・継続基準として活用している。

各学科や実習委員会では、月に1回程度設けられている会議において、履修カルテや実習評価報告書、教育実習・保育実習・施設実習での実習先からの評価をもとに学生それぞれの学習成果を把握するとともに、各学科の学生の学習成果の傾向も把握するよう努めている。

総合文化学科では、資格試験・国家試験の合格率は、その都度集計し、経年変化を見ながら、カリキュラム編成・シラバス作成の参考にしている。

質的データについては、幼児教育学科には独自に作成した「履修カルテ」がある。学生自身が「履修カルテ」に、成績評価をもとに履修の履歴を記録し、学習や実習、学生生活における学びを書き込んだりして、学生と教員が学期を経て、「成長した度合い」を評価している。

また、総合文化学科では、学期ごとのガイダンスで履修結果や評価 GPA などを確認し、「成長した度合い」を自己評価し次学期の改善に活かしている。教職課程では、「履修カルテ」で振り返り、達成度を自己評価している。

学生調査やインターンシップ、大学編入といった際に学生から得られた量的質的情報は、

各科会や各委員会、教授会等で共有され、今後の学生支援のために活用されている。

学生調査は、教務委員会と学生委員会が企画・実施し、分析後在學生に結果を公表し、改善策を検討している。同窓生へのアプローチや「卒業生の評価に関するアンケート調査」により、雇用者からの情報を得て関係部署との連携を図っている。

総合文化学科のインターンシップは、選択科目であるが例年 20%程度の学生が選択している。始めに担当教員より過去、インターンシップを受諾した企業リストを提示しているため、学生もその中から選択することが多く受諾されやすい。しかし、令和 4 年度もコロナ禍のため、実施に至る学生が少数となってしまった。これから数年は、Web インターンシップの活用等、これまでとは違う対応を考える時期を迎えている。

大学編入に関しては、希望者に対して、進路サポート課職員やゼミナール担当教員が個別にアドバイス・指導を行っている。

就職率は、進路サポート課にて算出し、学校案内、進路チラシ等で公表している。

両学科とも、量的データである免許・資格・検定の取得者数及び在籍数、卒業数、就職率などは、ホームページ上に公表している。GPA 分布については、学生には掲示して報告しているが、ホームページなどで公表はしていない。質的データである「学生状況調査」は、集計結果の傾向や回答内容のポイントを分析して学生用に学内にて掲示をしている。これらに加え、令和 3 年度より教員養成に関する情報の公表にも努め、教員免許状の取得状況や教員への就職状況、教員養成に関する取り組み状況などを公表している。

[区分 基準Ⅱ-A-8 学生の卒業後評価への取り組みを行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 卒業生の進路先からの評価を聴取している。
- (2) 聴取した結果を学習成果の点検に活用している。

<区分 基準Ⅱ-A-8 の現状>

■幼児教育学科

卒業生に対する進路先からの評価は、在學生の教育実習・保育実習先に本学卒業生が在籍している場合の聴き取りによって知ることが出来る。また、市や県単位の幼稚園、保育所、施設等の組織が主催する懇談会、連絡会議等で得る情報も貴重である。それらの情報は科内で共有し、教育内容の検討に活用している。

学内に設置された進路サポート課では、卒業後 1 年経過したときに、学生の就職先に「卒業生の評価に関するアンケート」を依頼し、勤務状況について把握している。そこで得られた情報は、幼児教育、総合文化両学科の教員と進路サポート課職員からなる進路サポート委員会で共有し、学生指導に活かせる点を検討している。

■総合文化学科

雇用者への調査（「卒業生の評価に関するアンケート」）を進路サポート課で実施している。また、卒業生の勤務先（学校・福祉施設・図書館等）への実習現地指導の際に勤務評

価の聴取を行うことがある。

「卒業生の評価に関するアンケート」、ならびに聴取した結果のうち、学習成果の点検に必要なものは、学科会議を中心に対策を立てる体制をとっている。

<テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程の課題>

卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）の策定にあたっては、本学の建学の精神および教育目標を正しく反映させることはもちろん、輩出される人材に対する社会からの要請にも常に応えられるものであるべく、今後も常に見直していく必要がある。これにともない、教育課程の編成方針（カリキュラム・ポリシー）、入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）も、相互の整合性を図りながら絶えず検討されていかなければならない。

教養教育を目指して幼児教育、総合文化両学科共通に設定されている「共通教育科目」については、特に選択科目において、両学科の学生が偏りなく履修しやすい時間割設定が実現されなければならない。両学科に共通の教職課程関連科目の時間割も含め、合理的な設置を目指し、これまでに引き続き検討していかなければならない。

卒業生の動向および就職先からの評価については、卒業後1年経過したときに「卒業生の評価に関するアンケート」及び「卒業生向けアンケート」にて情報収集を行っている。卒業後1年だけでなく、もう一つの節目となる卒業後3年の状況も確認することで、より精度の高い情報を得ることができるので検討する。また、その結果が学科の教育内容により確実に反映されるよう、関係部署の連携をさらに充実させていく必要がある。

学習の成果を総合的に判断できるGPA分布について、学生には報告しているが、公表はしていないので、ホームページ等で公表することが今後の課題である。

両学科とも入学者の選抜に関しては、推薦入学試験、各種特待生入学試験、総合型選抜入学試験等の効果についてさらに検討を重ねる他、国の指針を考慮した選抜方法の研究も必要である。

平成30年度は、前年の「再課程認定」において、「コアカリキュラム」を反映して「シラバス」を大幅に改訂したので、その検証の継続が課題となる。

ICT関連機器の活用については今後も検討していきたい。

総合文化学科では、学生の学びの選択の幅を広げるべく、数多くの選択科目を展開してきた。しかし、その結果、時間割の過密という事態に至っている。また、「選択すること」を苦手とするのが近年の学生気質である。そこで、フィールドの再編・科目の精選が課題となっていたが、令和5年度からの新カリキュラムが準備できた。選びやすい、学びやすい、時間割を実現していく。

また、カリキュラム・マップは、令和2年度末に完成となった。カリキュラム・ツリーとともに、今後、両輪として活用をはかる。

アドミッション・ポリシーが、入学前の学習成果の把握・評価を明確に示していることになるのか、継続して検証する必要がある。また「SG特待生入学試験」、「総合型選抜入学試験」への応募動向や入学者の入学後の様子を注視し、その効果を検証していかなければならない。

受験生を取り巻く環境の変化に適切に対応するべく、広報の ICT 化を進めている。今後は、受験の問い合わせ等において、SNS を活用した方法などもさらに考慮した対応が必要である。

また、令和 3 年度入試の大幅な入試制度改革の検証を継続し、さらなる制度改革を如何に進めるかが次年度以降の課題である。

<テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程の特記事項>

総合文化学科の教職課程が閉鎖となる（令和 6 年 3 月）。この際、カリキュラムを総合的に見直し、アップデート・強化を図ることが課題となる。

[テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援]

<根拠資料>

[区分 基準Ⅱ-B-1 学習成果の獲得に向けて教育資源を有効に活用している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教員は、学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。
 - ① シラバスに示した成績評価基準により学習成果の獲得状況を評価している。
 - ② 学習成果の獲得状況を適切に把握している。
 - ③ 学生による授業評価を定期的に受けて、授業改善に活用している。
 - ④ 授業内容について授業担当者間での意思の疎通、協力・調整を図っている。
 - ⑤ 教育目的・目標の達成状況を把握・評価している。
 - ⑥ 学生に対して履修及び卒業に至る指導を行っている。
- (2) 事務職員は、学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。
 - ① 所属部署の職務を通じて学習成果を認識して、学習成果の獲得に貢献している。
 - ② 所属部署の職務を通じて教育目的・目標の達成状況を把握している。
 - ③ 所属部署の職務を通じて学生に対して履修及び卒業に至る支援を行っている。
 - ④ 学生の成績記録を規程に基づき適切に保管している。
- (3) 短期大学は、学習成果の獲得に向けて施設設備及び技術的資源を有効に活用している。
 - ① 図書館又は学習資源センター等の専門的職員は、学生の学習向上のために支援を行っている。
 - ② 教職員は、図書館又は学習資源センター等の学生の利便性を向上させている。
 - ③ 教職員は、学内のコンピュータを授業や大学運営に活用している。

- ④ 教職員は、学生による学内 LAN 及びコンピュータの利用を促進し、適切に活用し、管理している。
- ⑤ 教職員は、教育課程及び学生支援を充実させるために、コンピュータ利用技術の向上を図っている。

<区分 基準Ⅱ-B-1の現状>

教員は、授業科目の到達目標に即した成績評価基準を定め、その成績評価基準を「シラバス」に示し、成績評価基準に基づいて学生の学習成果の獲得状況を評価している。具体的には、小テスト、課題、レポート、授業態度、試験等により、教員は授業における学生の学習成果の獲得状況を適切に把握し、問題のある場合には、各学科会議や関連する委員会、部局において対応を協議している。

FD 委員会は教務委員会とも協力して、教員の資質向上に力を入れている。これは非常勤講師も対象である。前期、後期に学生による「授業改善アンケート」を実施し、授業評価の資料を得ている。令和元年度から学内のウェブによるアンケート方式で実施しており、令和4年度は各教員ゼミも含めて各教員最低1科目の実施を行っており、前年度に比べて回答率が上昇した。今後もアンケートの質問内容・実施方法等について見直しを行っていく。

「授業改善アンケート」の結果を受けて、各教員自身による改善レポート提出を求めているが、実施アンケート全容を公的に閲覧する方策は行われておらず、今後の課題である。

また、FD 活動は教員一人ひとりの資質の向上をねらいとするものであり、その中でコンプライアンスに関する認識の向上も重要である。そのため、研究倫理・FD・SD 合同委員会、教務委員会とも連携してコンプライアンス研修会を実施している。

幼児教育学科の教育目的・目標の達成状況の把握・評価については、主として実習及び実習関連科目に対する学生の取り組み状況を中心に把握・評価している。実習については、実習園から送られてくる実習の評価や学生自身の自己評価をもとに、教育目的・目標の達成状況を把握している。また、免許・資格の取得状況からも、教育目的の達成状況を把握・評価している。

総合文化学科の教育目的・目標の達成状況については、免許・資格・検定に関わる科目の履修状況・取得状況を中心に把握・評価している。免許・資格・検定に関わる学びの状況は、学生一人ひとり違うので、卒業に至る指導と共に、ゼミナール担当教員が積極的に科目担当者と連携している。

総合文化学科では、同一科目や同一フィールドの授業担当者間において、日頃から情報交換をはかり、特に緊密な協力体制が築かれている。

なお、毎年、年度当初に実施している全学的な非常勤講師との懇談会については、令和4年度もコロナ禍のため、従来の規模を縮小して実施した。加えて、感染対策をしたうえで、学内において個別に懇談する機会を増やし、意思の疎通、協力・調整を図るよう努めた。

また、学期ごとの単位認定会議において、全学的な達成状況を専任教員は把握・評価す

ることになる。

学生に対する履修及び卒業に至る指導については、授業担当者と学生支援課が連携し、学生の履修状況を把握したうえで、ゼミナール担当教員が自身のゼミナールの学生への指導を行っている。必要に応じて、学科長、教務委員長、学長がゼミナール担当教員と共に学生指導を行う。

学生の学習成果の獲得に向けた事務局の職務については、「学校法人北野学園 事務組織規程」において、事務局各部署の事務分掌を明確に定めている。令和3年度、各部署において事務分掌を精査し、業務分析を行ったうえで「事務組織規程」を見直した。令和4年度はその内容を基に、学習成果の獲得に向けて改めて自らの役割を確認している。加えて管理者は人事異動の際に、必ず所属部署の職務全体を把握して業務にあたるよう指示している。

また、事務局職員は建学の精神、両学科の教育目的・目標と、第3次中期経営計画及び各年度の事業計画。更には所属部署の職務内容を明確にし、各自年度初めに自己目標を設定している。それを基に学生の資格取得・卒業に至るまでの支援・学生生活及び進路活動においてのサポートや情報提供を行うなどそれぞれの役割を果たすことで、学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。

教育関係の設備についても、教員や学生の意見を聴きながら支援を行っている。令和4年度は学内Wi-Fiのアクセスポイントを増設した。また、25番教室のプロジェクターを更新。17番教室にはスクリーンを設置して音響設備を新設。23・24番教室のHDMIインターフェイスの工事を行うなど学習成果を達成するための教育環境を充実させた。

学生の状況については、月に1回の管理者会議及び事務局会議において、各部署より報告がなされ事務局全体で情報を共有している。学生生活のなかであがってくる個々の事案については、都度学生支援課が中心となり、保健室、ゼミ担任と連携し対応している。必要に応じて新生生に対して高校側や保護者等と情報を共有し、スムーズな学生生活がスタートできるよう支援を行い、入学後も連携してきめ細かいサポートを行っている。また、学生支援会議には事務局から学生支援課長及び学生委員が出席するとともに、各部署より代表者が出席して学生の情報を得ることに加えて、事務局からも情報提供を行い、学生の現況を把握して学生生活及び学習成果の獲得のためにバックアップしている。

進路サポート課職員は、学生支援課・実習指導室及びゼミ担任等と学生の学習の状況や進路希望を共有し、学生一人ひとりの情報を把握しながら学生の希望に添ったきめ細かい進路支援を行っている。

各委員会には関係部署の事務局職員も、正副委員長・委員として加わり、学習成果を把握し向上させるために、教員と連携している。専任職員は、自らの担当部署以外の委員会にも複数所属。学生の状況や設備、支援の様子等を理解することで、本学全体を把握し横断的に学生を支援している。

学生の成績記録については、学生支援課において「学校法人北野学園文書取扱規程」に基づき適切に保管している。

図書館には職員2名を配置し、原則として平日9時から17時30分まで開館している。

令和4年度の開館日数は227日であった。通常の図書の貸し出し冊数は5冊以内であるが、夏季・冬季の長期休暇中は無制限にし、利便性の向上に努めている。

図書館の専門的職員（司書）が行っている学生の学習向上のための支援は、以下の通りである。

①レファレンスの実施

レファレンスの内容と回答方法を職員間で共有し、以後同様の質問があった時に備えている。質問内容によっては、不足している図書や資料があるので、補充をしている。学生の希望する図書や資料を購入するリクエスト制度により、利用意識の向上にもつなげている。

②PC等の整備

図書館システム「情報館」を導入して、学内外から所蔵資料を検索できる。館内には蔵書検索用パソコンを3台配置してある。

その他にも、デスクトップパソコン10台、ノートパソコン11台、タブレット端末5台を備えており、インターネットやマイクロソフト・オフィス、各種データベースが利用できる。

③各種データベースの導入

データベースはCiNii（国立情報学研究所）、ジャパンナレッジLib（㈱ネットアドバンス）、G-Search（㈱ジー・サーチ）を導入している。また、国立国会図書館デジタル化資料送信サービスが利用できる。

④情報リテラシー講座

学内のゼミナールに向けて「情報リテラシー講座」を開催し、学習向上の支援を行っている。

⑤企画展示

図書館の蔵書をテーマやコーナーを設けて積極的に利用者にアピールしている。テーマを決めて絵本などの展示や紹介をする「テーマボックス」は、以下の通り年23回行った。

- 第1回（4月）「決定!!第9回ヨムゾー大賞」
- 第2回（4月）「長野県内大学図書館のおすすめ本」
- 第3回（4月）「ぽかぽかの春がきた!」
- 第4回（4月）「年齢別絵本」
- 第5回（4月）「ピクニックに行こう」
- 第6回（4月）「おうちじかん、何して過ごそう?」
- 第7回（5月）「うえだ七夕文学賞」
- 第8回（7月）「隣は何を読む人ぞう（ヨムゾー）47号 お祭りの本」
- 第9回（7月）「七夕文学賞に応募してみよう」
- 第10回（9月）「実りの秋がやってきた」
- 第11回（9月）「映画・ドラマ・アニメ化された小説」
- 第12回（9月）「ヨムゾー48号 今こそ読みたい平和を考える本」
- 第13回（10月）「ウクライナ、ロシアってどんな国?」
- 第14回（10月）「絵本でハッピーハロウィン!」

- 第 15 回 (10 月) 「芸術の森～北野講堂シリーズ 2022～立川談慶独演会」
- 第 16 回 (10 月) 「ヨムゾー49号 ねこ本」
- 第 17 回 (11 月) 「さむ～い冬は絵本であたたまろう！」
- 第 18 回 (11 月) 「ヨムゾー大賞」
- 第 19 回 (12 月) 「この 1 冊ともっと楽しむクリスマス」
- 第 20 回 (12 月) 「クリスマスに読みたい絵本」
- 第 21 回 (12 月) 「決定！第 10 回ヨムゾー大賞」
- 第 22 回 (12 月) 「ゆきのえほん」
- 第 23 回 (1 月) 「節分とおにの絵本」

その他、教員の推薦する図書のコーナーを設けている。このコーナーには「シラバス」に掲載されている教員の推薦図書のほか、授業を進めていく上で教員が逐次学生に推薦する図書資料や、図書館広報誌「みすず」の記事で教員が学生に薦める図書も置いている。

⑥学外機関との協力・提携

NACSIS-ILL (国立情報学研究所) に参加し、相互貸借・文献複写を行っている。また、「信州共同リポジトリ」は長野県内 16 の高等教育機関で構成されており、本学は平成 22 年度から参加している。この「上田女子短期大学リポジトリ」で、本学の「紀要」や「所報」などの刊行物を公開している。平成 26 年度からは、本学の公開講座を収録した『生きる』『創る』『語る』、学科の論集である『見つめる』『文化の諸相』、本学の歩みを示した『上田女子短期大学の二十年』も閲覧できるようになった。

現在、コンテンツ登録数は 1,773 件である。これは、長野県内 16 大学・短期大学の中で第 3 位、累計訪問者数は 4,856,769 で第 3 位であり、多くの利用者がいることがわかる。

⑦その他

令和 3 年度に引き続き、コロナ禍でも座席の使用制限や館内設備・返却資料の消毒等の感染対策に万全を期した上で開館した。

コロナ禍により中止していた図書館講座を 3 年ぶりに開催した。高校生や一般の方計 7 名の参加があった。

教職員は、授業や学校運営において積極的にコンピュータを活用しており、ほとんどの教職員が基本的な ICT 活用能力を身につけている。授業ではパワーポイントを活用している教員が多く、それにともない普通教室へのプロジェクター・スクリーンの設置を漸次進め、ほぼすべての教室で使用可能となっている。学内 LAN はおおむね整備されており、教職員への諸連絡はメールにより行われることが多い。令和 2 年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受け、Office365 を使用したオンデマンド型遠隔授業を実施することになった。Office365 の環境は令和 3 年度、令和 4 年度も継続され、対面授業においても併用して活用できるようにしている。さらに、必要に応じて Zoom を会議にも利用し、より積極的にコンピュータを活用している。

教職員は、学生に対してコンピュータの利用を奨励しており、各学生にはメールアドレス

スを配付している。また令和5年度にむけて共通教育科目のカリキュラムを改訂するために検討委員会を設けて検討を重ねた。その結果、「情報基礎Ⅰ・Ⅱ」の授業内容を見直し、ICTに関する能力を高めるような内容を強化することにした。幼児教育学科・総合文化学科とも情報系の科目では、課題・レポートのメール提出を義務づけており、学生のICT活用能力の向上に努めている。このような取り組みにより、令和2年度以降、コンピュータ利用の機会が増えている。

また、施設面では情報処理演習室を2教室設置しており、教室が空いている場合は、学生が自由にコンピュータを利用できるような環境を整えている。補助金の交付を受け、学生貸出用のノートパソコンを整備し、自宅にパソコン環境が整っていない学生には貸し出している。学内のWi-Fi環境も、順次アクセスポイントを追加しており、利用範囲はほぼ学内全域をカバーしている。

教職員用端末のOS・アプリケーションのバージョンアップ等には、IT・セキュリティ委員会が教職員に対して必要な情報の提供や、操作上の質問に対応するなどサポートを行っている。

[区分 基準Ⅱ-B-2 学習成果の獲得に向けて学習支援を組織的に行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 入学手続者に対し入学までに授業や学生生活についての情報を提供している。
- (2) 入学者に対し学習、学生生活のためのオリエンテーション等を行っている。
- (3) 学習の動機付けに焦点を合わせた学習の方法や科目の選択のためのガイダンス等を行っている。
- (4) 学生便覧等、学習支援のための印刷物（ウェブサイトを含む）を発行している。
- (5) 基礎学力が不足する学生に対し補習授業等を行っている。
- (6) 学習上の悩みなどの相談にのり、適切な指導助言を行う体制を整備している。
- (7) 通信による教育を行う学科・専攻課程の場合には、添削等による指導の学習支援の体制を整備している。
- (8) 進度の速い学生や優秀な学生に対する学習上の配慮や学習支援を行っている。
- (9) 留学生の受入れ及び留学生の派遣（長期・短期）を行っている。
- (10) 学習成果の獲得状況を示す量的・質的データに基づき学習支援方を点検している。

<区分 基準Ⅱ-B-2の現状>

■幼児教育学科

幼児教育学科では、入学生がスムーズに短期大学の学習と生活に入り、順調に学習成果を獲得できるよう、入学前（2月）に合格者を対象とし入学準備を進めるための書類や課

題を送付し、各自が自宅で課題に取り組むようにしている。そこで課した「入学前課題」については、入学後に「スタディスキル」においてプレゼンテーションを行っている。また、入学直後の「オリエンテーション」では、本学の建学の精神に基づいた教育課程の編成方針（カリキュラム・ポリシー）の説明とともに、教務ガイダンス、学生生活ガイダンス、進路ガイダンス等を十分な時間をかけて実施し短期大学での学びの理解を図っている。

学生支援のための刊行物としては、「キャンパスガイド」「シラバス」「実習ガイドブック」があり、それらはオリエンテーションの段階から、2年間の学びの中で随時有効活用されている。

教務ガイダンスでは、卒業に必要な単位取得及び幼稚園教諭二種免許状・保育士資格取得のための科目履修方法はもちろんのこと、介護職員初任者研修修了証明書及びレクリエーション・インストラクター資格、自然体験活動指導者（NEALリーダー）資格取得のための科目履修方法、登録の方法、時間割など必要事項を丁寧に説明し、3つのコース制についても触れている。加えて、1年次後期開始時の教務ガイダンスでは、「履修カルテ」を配布し記入をさせている。

学生生活ガイダンスでは、学生生活全般についての心得や学生支援制度の説明を行っている。

また、「キャリアアップⅠ・Ⅱ」を必修科目として設置する他、基礎学力向上のための「数学講座」や「公務員試験講座」等を開講し、早い時期から就職に向けて学力向上への意識や、就職に対する心構えを持たせるように工夫している。

入学前の経験が入学後の学習成果の獲得に影響することの多い実技科目「キーボード・ソルフェージュⅠ」については、オリエンテーションの中で行うガイダンス及び習熟度調査によってグレード別にクラスを編成し、経験や技量の個人差に配慮した指導を行っている。特に苦手意識を持っている学生には、2年前後期において器楽の補習クラスを用意している。

本学科は、少人数ゼミナール制をとっており、学習面や生活面だけでなく、保育者を目指す上でのさまざまな不安や悩みを、ゼミナール担当教員に相談できる体制をとっている。加えて2年生では、進路サポート課においてキャリアコンサルタントが個別相談を行い、情報はゼミナール担当教員や実習指導担当者と共有し、必要に応じて定例の学科会議において報告され、きめ細かな指導を行う体制をとっている。

意欲的な学生に対しては外部視察や研修会のスタッフ、学外学習の機会の提供を行っている。

学習成果の獲得状況は主として各学期末の試験によって把握され、科目担当者はその結果を踏まえつつ、常に自身の教授法や指導法の研究・改善に取り組んでいる。また、実習先からの評価も学習成果の獲得状況を把握する材料として重視され、学科内に組織された「学科会議」「実習委員会」において常に吟味・検討され、学生指導を工夫している。

■総合文化学科

総合文化学科では、入学手続者に対して、例年、入学式が行なわれる直前の3月に、「プレ・ガイダンス」を実施している。履修の仕方の概略や、学生生活についての説明を中心に情報提供し、新学期が、よりスムーズにスタートできるようにするのが狙いである。全

体の解散後には、個別相談の時間も設け、少しでも入学手続者の不安を取り除くよう努めている。

例年、入学式の翌日から2日間かけて、学習、学生生活のためのオリエンテーションを行っている。

新学期のオリエンテーションのうち、「履修ガイダンス」が、学習成果の獲得に向けて、学習の動機づけに焦点を合わせた学習の方法や科目選択のためのガイダンスとなる。さらに、就職活動・教職課程等をガイダンスする中に、先輩からのアドバイスの時間を織り込むなどの工夫を取り入れている。これらの工夫は、令和4年度も、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、長時間化を避けるため省かざるを得なかった。

大学全体と各学科内容を案内する「キャンパスガイド」、授業科目のガイドとして「シラバス」、合計2種を発行している。

基礎学力が不足する学生への対応として、令和4年度から入学前課題の内容をみなおし、高校卒業時の基礎学力を把握する要素を盛り込んだ。それを受けて、高校段階の学力の欠損補充を意図したカリキュラムを一部展開している。そのために、関係科目のシラバス構成を工夫した。その効果の検証は、学生の2年間の成長と合わせて実施したい。

このほか、資格・検定の取得に向けて、担当教員が自主的な補講や講座を開設している例がある。

基礎学力の補充については、対応すべき事例が微増しているのので、システムの構築と「シラバス」の見直しの必要を感じている（特に、外国語および情報関係科目）。なお、学習上の悩みなどの相談については、ゼミナール担当教員と科目担当教員とが連携を取りながら、個々の学生にアドバイスしている。加えて、学生相談室の利用をもとに全学的な体制で相談に応じている。

科目によっては、進度の遅い（もしくは速い）学生については、担当教員の判断で補講が行われる場合もある。優秀な学生をさらに伸ばす方策としては、グレードの高い検定試験等へのチャレンジを促すことも必要である。その試金石として、令和4年度カリキュラムから英語の上級者向けに専門科目の中に「英語コミュニケーション」を開講した。（実際の成果が挙がるのは、令和6年度から。）

留学生の受入・派遣については、コロナ禍にあつては、停滞を余儀なくされている。感染状況の落ち着きをにらみながら、受入・派遣とも、本学との提携が可能な教育機関を探る準備を進めている。

なお1985年以来、中国・北京から6か月間・2名の外国人特別研究生を受け入れてきたが、こちらも、コロナ禍にあつて、受入がストップしたままである。オンラインによる交流活動など、代替えになる方策の検討が課題となる。

免許・資格・検定など、量的・質的データを把握している学習成果については、担当教員が主導し、学科会議をはじめ、関係部署で随時点検している。

【区分 基準Ⅱ-B-3 学習成果の獲得に向けて学生の生活支援を組織的に行っている。】

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学生の生活支援のための教職員の組織（学生指導、厚生補導等）を整備して

- いる。
- (2) クラブ活動、学園行事、学友会など、学生が主体的に参画する活動が行われるよう支援体制を整えている。
 - (3) 学生食堂、売店の設置等、学生のキャンパス・アメニティに配慮している。
 - (4) 宿舍が必要な学生に支援（学生寮、宿舍のあっせん等）を行っている。
 - (5) 通学のための便宜（通学バスの運行、駐輪場・駐車場の設置等）を図っている。
 - (6) 奨学金等、学生への経済的支援のための制度を設けている。
 - (7) 学生の健康管理、メンタルヘルスケアやカウンセリングの体制を整えている。
 - (8) 学生生活に関して学生の意見や要望の聴取に努めている。
 - (9) 留学生が在籍する場合、留学生の学習（日本語教育等）及び生活を支援する体制を整えている。
 - (10) 社会人学生が在籍する場合、社会人学生の学習を支援する体制を整えている。
 - (11) 障がい者の受入れのための施設を整備するなど、障がい者への支援体制を整えている。
 - (12) 長期履修生を受入れる体制を整えている。
 - (13) 学生の社会的活動（地域活動、地域貢献、ボランティア活動等）に対して積極的に評価している。

<区分 基準Ⅱ-B-3の現状>

学生の生活支援のための教職員の組織（学生指導、学生支援会議等）を整備している。

学生の生活支援については、「学生委員会」がその任にあっている。月1回の定例委員会で情報共有と課題解決を図っている。職務が多岐にわたるので、主担当の責任者を決め、以下のように分けている。

- ①自治会（学友会）・サークル
- ②学海祭（文化祭）
- ③学生寮（紫苑寮）
- ④学生相談
- ⑤奨学金
- ⑥式典
- ⑦人権同和教育

この委員会は教職員からなる組織で、担当ごとの職務を随時進めている。

サークル活動、学園行事、自治会、地域連携センターのボランティア活動など、学生が主体的に参画する活動が行われるよう支援体制が整備されている。

高校までの学校生活における、生徒会・課外活動等の経験を活かした上で、さらに学生の主体性を引き出すよう支援を学生委員会が行っている。きめ細かなアドバイスを行うため、自治会・サークル、学海祭（文化祭）の主担当者は、学生との綿密なコミュニケーションを図っている。

令和4年度の学園祭は、感染状況も落ち着いていたことから、3年ぶりに開催した。1

日目は学内関係者のみとしたが、2日目は来場者を限定し、かつ事前予約としたうえで、一般公開し、学生の家族や知人も来場可能とした。また、コロナ禍前に行っていた各ゼミナールによる露店は、感染対策のため行わず、代替として、上田市内のキッチンカーとパン屋に販売を依頼した。学生、教職員共に好評であった。その他、催しものは北野講堂でのステージ発表に加え、教室等本館では、各サークルの制作物の展示や、ゼミ活動等での学びの展示を行った。

学生食堂、売店の設置等、学生のキャンパス・アメニティに配慮している。

学生食堂は学生ホールと兼用で使用している。令和2年度より、感染症対策の為、従来あった座席数282席と16席（電源付）の1人席については、対面着席を外して、座席数を大幅に減らしている（着席可能席数は112席）。それに伴い座席が半減したことから、昼食は学生ホール以外に1階は16番教室、17番教室、2階はパソコン室・保育演習室を除く教室（20番、21番、23番、24番、25番教室）においても、昼食・休憩場所としている。感染予防をしながら学生たちが落ち着いて昼食をとれるように配慮している。

食堂は外部業者へ委託しており、授業日は11時～13時半まで常時10種類以上のメニューを提供している。委託業者とは常に販売状況の確認、本学の要望等について打ち合わせを行い、女子学生のニーズに合うメニューを依頼している。

学食営業が行われていない時間帯や長期休暇中などに、手軽に購入できるように、軽食（パン、お菓子、カップラーメン）を備えた自動販売機を2台設置している。手頃な価格で購入できる軽食は、学生に好評である。各自動販売機の売り上げ数は、毎月搬入業者より報告資料を受領している。また、飲料については3台設置しているが、本学の利益となる販売手数料を出来る限り抑え、安価で販売している。

令和3年度に引き続き、日本学生支援機構の「新型コロナウイルス感染症対策助成金」の助成を受けて、令和4年度は全学生に小売店の商品券1,000円分を配布した。

また、後援会からも学生への支援として、全学生に学食無料券1,000円分相当と、全国共通食事券500円分をプレゼントした。当企画の実施は、コロナ禍において、制限のある学生生活を過ごす学生たちに、後援会からどのような支援が適切であるか、9月に全学生にアンケートを行った結果によるもので、今回のプレゼントは希望支援の上位2項目である。

本学に売店設置は無いが、学内のグッズは学生支援課で、履歴書等就職関連については進路サポート課で、それぞれ販売を行い、学生の便宜をはかっている。

学生が自由に利用できるコピー機を令和2年度より実習指導室内に設置している。年間使用枚数を一人あたり40枚と限定するが使用料は無料である。

学生が講義の合間などに憩える場として、裏庭にはパラソル付のベンチを配置。この他にも学内にベンチを置いて学生が気軽に集えるよう配慮している。

令和2年度に後援会より寄贈された可搬式のジェットヒーター2台と、令和2年度卒業生より卒業記念品として寄贈された大型ジェットヒーター1台が、寒さ対策に大変役立っている。これにより暖房器具が無かった体育館やエアコンだけでは補いきれなかった北野講堂での授業においても、学生が過ごしやすい環境を整えている。

また、令和4年度は暑さと換気対策のため、後援会より大型ファン2台の寄贈があった。

これにより、冷房設備のない体育館でも空気循環が可能となり、以前より過ごしやすい環境が整った。

感染対策のため令和3年度は実施できなかった年金セミナーは、令和4年度は対象者を2年生に限定し、外部講師を招いたセミナーを実施した。国民年金の納入が開始する年齢であることもあり、年金制度や支払い猶予について学ぶことは、この時期に最適であり、学生の感想からも満足度が高かったことがわかった。令和4年度は年金セミナーに加え、外部講師による健康保険に関するセミナーも実施した。

宿舎が必要な学生に対しては支援（学生寮、宿舎のあっせん等）を行っている。本学園敷地内に徒歩2分で通学できる学生寮（紫苑寮）がある。希望者には平日の昼食・夕食を安価で提供している。寮内にはパソコン・ピアノも設置され、授業の予習・復習や課題作成なども行えるよう配慮している。Wi-Fiの使用も可能である。寮生活については本学学生委員会の教職員が常時相談にのり、きめ細かい支援を行っている。また2019年度入試合格者（平成30年度実施）より1人部屋希望者の受入れを開始している。令和4年度4月の受入状況は、1人部屋が全学年で14名、2人部屋が20名である。

学生寮の防犯対策を強化するため、敷地内外に監視カメラ7台を設置している。また、夏場の過酷な温度上昇に備え全個室に冷暖房を完備し、1年を通して快適な寮生活を送れるよう整備している。令和3年2月に寮敷地内に設置した自動販売機は、本学の利益となる手数料は課さず、販売価格に還元している。売れ行きは好調である。

令和元年度まで在籍学生がいた第2学生寮 TUZUKI（定員20名、1人部屋）は、大家の都合により令和2年度より契約を廃止したため、本学の学生寮は紫苑寮のみである。その他、本学と提携している民間アパートがあり、学生支援課で資料を揃え斡旋している。

自家用車での通学用に、キャンパスの隣接地に100台分の駐車場を確保している。駐車場入口には防犯カメラを設置すると共に、必要に応じて職員が見回りにあたっている。また、自転車及びバイク通学者向けに、屋根付きの駐輪場を設置している。学生の通学路の外灯設置については、地元自治会・塩田交番・隣接大学と連携しながら安全な通学が出来るよう配慮している。

奨学金等、学生への経済的支援のための制度を設けている。

奨学金としては、以下の2種類がある。

①本学独自の奨学金

本学独自の奨学金として、北野奨学金がある。令和4年度の利用者は2名であった。

奨学金の種類

1. 北野奨学金

- ①一般奨学金（入学後申込時に手続きを行う）
- ②海外研修奨学金（海外研修申込時に手続きを行う）
- ③緊急奨学金（緊急時に申込み手続きを行う）

2. 北野次登奨学金（目的は緊急奨学金と同じであるが本奨学金は給付型である）

3. 修学支援給付奨学金（進学希望時に申込み手続きを行う）

修学支援給付奨学金は、平成29年度入学生より申し込みを受け付けている。また、入学金特別減免制度（同窓生優遇措置）、学業・人物が優秀な学生を対象とした特待生制度

を設けている。

②外部奨学金

外部奨学金は、独立行政法人日本学生支援機構の奨学金を取り扱っている。奨学金の学内諮問委員会としては学生委員会が中心となり、奨学生の推薦、適格認定、指導を行っている。また本学は、高等教育の修学支援制度の対象機関として認定され、令和2年度より給付型奨学金と授業料減免の取り扱いを行っている。本学における令和4年度の利用者は、給付型51名、貸与型105名（一種：52名、二種：53名 重複あり）、授業料減免51名であった。

採用の種類

1. 予約採用（高等学校在学中に予約申し込みを行う）
2. 在学採用（入学後、申込み手続きを行う）
3. 臨時採用（日本学生支援機構が臨時に行う採用）

③令和4年度長野県保育士修学資金貸付等事業（長野県社会福祉事業団）

平成29年度から実施されている貸付事業について希望学生に対する推薦等の対応を行った。この修学資金は保育士養成施設を卒業後1年以内に保育士登録をして、長野県内において児童の保護等の業務に5年間従事した場合、貸付額が全額返還免除となるものである。令和4年度は、17名が採用された。なお令和3年度入学生で継続貸付を受けている学生も11名であった。

新型コロナウイルス感染症は、3年目を迎えてもなお、収束の兆しが見えず、毎日の健康観察の実施や、感染防止対策の徹底を継続した。3月にはマスク着用の考えが見直され、個人の判断が基本となったが、実習や就職活動が本格化する新年度を前に、集団感染を回避する必要があるため、段階的に状況を見極めつつ緩和する考えで、これまで通り、感染防止に関する連絡をメールおよび掲示等で呼び掛けた。

学生相談業務は、感染防止対策を講じて対面で実施した。相談場所は密にならないよう考慮し、3階の相談室を主に利用した。感染防止対策として換気に努めると同時に、3階からの転落防止のため、補助錠を取り付け安心安全に相談ができる体制を継続した。相談室の周知と、学生同士の交流の場として毎年企画している「なごみ企画」は新型コロナウイルス感染症の拡大により、中止や縮小を余儀なくされたが、次年度に活かせるよう、新たな企画の検討を進めた。「なごみだより」は4回発行し、相談室の周知やなごみ企画の案内・報告などを掲載した。

「学生支援会議」を年に5回開催し、教職員が統一した支援ができるよう集団守秘義務の範囲内で情報共有を行った。後期から、情報共有の方法を見直し、会議の効率化を目指し、学科別に会議を開催した。

心身両面の支援は、各ゼミナール担当教員が学生の相談に応じるほか、保健室職員や公認心理師・臨床心理士の資格をもつ2名の学生相談員が、個別に学生の相談に応じている。精神的に不安定になりやすい青年期は、希死念慮を抱えやすい時期とも考えられる。日ごろから緊急対応や心のケアを迅速に行えるよう、「教職員が知っておきたい学生支援」について、FD・SD合同研修会を開催した。

学生生活に関して学生の意見や要望の聴取に努めている。以前より年に一度実施してきた「学生生活満足度調査」は、令和元年度より「学生状況調査」に名称を改め、教務委員会と合同で、全学生を対象に調査を実施している。令和4年度は前年度同様に9月に実施し、アンケート結果及び考察は12月に掲示にて学生に公表した。

令和4年度は、留学生は在籍していない。在籍の場合、留学生の学習（日本語教育等）及び生活を支援する体制は、外国人特別研究生制度を準用することになる。外国人特別研究生制度は、北京市人民対外友好協会から派遣される2名の研究生を半年間受け入れるもので、40年近い実績がある（1985年受入れ開始）。今後、留学生が入学した場合は、学生個々の状況を的確に把握し、学習支援・生活支援とも、多文化共生に理解の深い教職員（国際交流委員会所属）主導のもとに、アドバイスを行うことになる。なお、日本語教育については、入試段階で、大学の講義を理解できる日本語力を求めているので、特別な支援は本来不要なはずだが、学生ボランティアによる学習支援チームの設置（過去に実績あり）などが考えられる。

社会人学生が在籍する場合の社会人学生に対して、ゼミナール担当教員と学生支援課が連携して学習支援をする体制を整えている。履修に関することは学生支援課が対応し、学習・生活全般に関してはゼミナール担当教員が担当する。授業内容に関する質問や授業に対する要望には、各科目担当教員が対応する。令和4年度は、公共職業訓練「保育士養成科」の訓練生が6名入学し、訓練生としての2年生は2名在籍していた。

障がい者の受入のための設備としては段差の改善・階段の手すりや、2箇所の障がい者用トイレ、本館にはエレベーターが2階まで設置されている。階段の手すりについては、既に設置されている本館東階段（1階～3階）同様に、平成30年度より、西階段にも手すりを設置している。令和6年度の合理的配慮義務化に向けて、障害学生支援体制整備委員会を設置し、基本理念および基本方針を策定、パンフレット（学校案内）や入試要項内に明記する準備を整えた。学内で「障害学生支援セミナー」を開催し、障害の理解と支援の在り方および本学の取り組みについて、全教職員の理解を深める機会を設けた。

長期履修生を受け入れる体制を整えている。長期履修学生に関しては、在学年数3年以上6年以内として受け入れ可能である。

学生の社会的活動の把握は、ゼミナール及びサークルの担当教職員に加え、地域連携センターが行っている。学生の主体的な活動については、活動届・学外活動届等の届出書を地域連携センターへ提出することとしている。活動について両学科の学科会議・教授会等においても情報を共有している。

令和3年度は2つの団体が上田市活力あるまちづくり支援金活用事業の支援金を活用した。1つ目に事業2年目の「うえだ乙女百人一首」は上田電鉄別所線開業百周年記念のポスター製作・展示と「うえだ乙女百人一首カルタ」を増刷した。2つ目に「別所がある」は子ども向けのイベントを2回開催した。「別所がある」の活動は、公益社団法人長野県私

学教育協会主催第8回長野県私学振興大会理事長表彰を受賞した。

また、新聞報道等で紹介された活動は、学内に掲示し、全学的に周知している。学生が授業で学んだ内容を活かし、学外で行うボランティア活動で経験し学ぶことが出来ている。自ら行う自主的な活動が地域貢献や地域活性化につながっていることを実感し、社会参画への意識を高めることにつながっている。

[区分 基準Ⅱ-B-4 進路支援を行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 就職支援のための教職員の組織を整備し、活動している。
- (2) 就職支援のための施設を整備し、学生の就職支援を行っている。
- (3) 就職のための資格取得、就職試験対策等の支援を行っている。
- (4) 学科・専攻課程ごとに卒業時の就職状況を分析・検討し、その結果を学生の就職支援に活用している。
- (5) 進学、留学に対する支援を行っている。

<区分 基準Ⅱ-B-4 の現状>

進路支援のための組織として幼児教育学科、総合文化学科より選出された教員数名と進路サポート課職員で構成されている「進路サポート委員会」がある。委員会では、進路相談の他、求人開拓、キャリア教育及び各種セミナーやガイダンス等の立案・実施、進路希望調査・個別面談の実施などを行っている。委員会は月1回程度定例会議が開催され、学生の動向把握、求人情報、イベントセミナー等の企画・立案などに対して活発な意見交換がなされている。その内容は各委員より、学科会議や教授会・事務局会議等で報告され、全学で情報を共有している。

学生が満足できる進路支援を行うため、学生の状況を鑑みながら、その都度必要に応じた進路セミナー（面接、履歴書指導、業種・職種の解説、社会人としてのマナー、自己分析等）や、学生や園・企業等の要望をもとに本学内において以下の個別の説明会を行っている。

- ・9月 企業交流会（総合文化学科1年生）
当初、事業所見学会という形で複数事業所の見学を予定していたが、コロナ禍において受け入れ可能な事業所がなかった。そのため、卒業生を含む若手社員より「働く」ことを拝聴することで、働くこと、そして「就職活動」をリアルに感じることを目的として実施した。75名の学生が参加した。
- ・12月 ジョブトーク（両学科1年生）
企業19社が参加し、各業種の若手社員を招き、説明会形式ではなく対話形式で仕事や将来の生活等、様々なことを情報交換することで就職活動への気持ちを高めていくことを目的として実施した。41名の学生が参加した。
- ・12月 公務員保育士合同説明会（幼児教育学科1年生）
5自治体が参加し、公務員保育士を希望する学生に、各自治体の保育環境・保育実践の特徴等を理解して選択肢を広げることを目的として実施した。21名の学生が参加し

た。

・2月 企業研究セミナー（両学科1年生）

企業16社が参加し、本学にて開催。ホームグラウンドである学内で、直接人事担当者より説明を受けることで、各企業の業務を理解することはもちろん、聴く姿勢を身につけ、さまざまな業種・職種に対して興味を持ち、スムーズに就職活動に踏み出すためのきっかけとなっている。コロナ禍により、Webでの開催が続いていたが、令和4年度は対面にて実施することができた（企業の事情により1社のみWeb）。

保護者に対しては、6月に後援会総会にて保護者向けに進路サポートについて説明を行った。

就職支援のための施設としては、「進路サポート課」がある。専任の職員が2名常駐し、学生の支援を行うことに加えて、地域に根ざしたキャリアコンサルタント（1名）が、必要な時期に来学しコンサルティングを行っている。学生の個々の情報は進路サポート課職員がパソコン上の相談シートに記入し、キャリアコンサルタントと共に情報を共有し、共通した支援が出来るよう整えている。

進路サポート課には、幼稚園・保育所・企業等パンフレット、就職試験対策問題集、進学、編入学・留学に関する資料等が備え付けられており、学生が必要とする情報を得られるよう努めている。求人票に関しては、職員が情報を入力後、室内にある3台のパソコンで学生自身が自由に検索できる。また、進路サポート課前の掲示板と共に、学生により多くの情報を発信するために学生ホールにも進路用の掲示板を設置し、求人情報は基より、進路に関するイベントや現在の進路状況等をタイムリーに見られるよう工夫している。求人情報や個々の案内については、メール配信システムを使用し、迅速な情報発信も行っている。

進路サポート課では個別相談、模擬面接、エントリーシートや履歴書の添削など個々の学生の状況に応じて、一人ひとりの心に寄り添った支援を行うことで、信頼関係を構築している。また、学生の状況に関しては、ゼミナール担当教員、学生支援課、学生相談員等と情報交換し、より効果的な支援を目指している。

コロナ禍の影響でWebを活用した就職活動が継続された。企業のインターンシップ、会社説明会、採用面接でWebも導入する事業所が多い。そのため、面接練習も本番と同じWebを利用することで安心して臨めるよう心掛けた。また、Web試験時に自宅のネットワーク環境に不安のある学生に対しては教室を予約し、本学のノートパソコンを貸し出した。更にセミナーを動画で撮影し、学生がいつでも閲覧できる状態を作り、履歴書や受験届の資料をクラウド上に公開し、閲覧できるようにするなど、ICTを活用した。

内定者に対しては、社会人になるために必要な心構え・基礎知識の確認や、就職を目前に控えた学生の不安感の解消を目的に「内定者フォローアップセミナー」を実施している。幼児教育学科では認定こども園・施設の各施設長を招き、社会人としての心構えや現場での注意事項など、より詳しい現場の現状を聴く機会を設けた。総合文化学科では、教職員から学生と社会人の違いを中心に、仕事に対する姿勢等を聴く機会を設けた。参加学生は皆セミナーの内容を真剣に受け止め、入社に向けてのイメージを膨らませた。

学科の専門教育とつながる資格は、幼児教育学科では幼稚園教諭二種免許状、保育士資格、レクリエーション・インストラクター資格、介護職員初任者研修が取得できる。令和

4年度より準学校心理士は加盟校、NEALリーダーは養成団体となり資格取得できることになった。総合文化学科では、中学校教諭二種免許状（国語）、図書館司書資格、学校図書館司書教諭資格、介護職員初任者研修等が必要科目の履修によって取得できる。他資格取得に関しては、4月のオリエンテーション時に年間の検定スケジュールを周知し、その実施時期に応じて掲示やメールで連絡することに加え、資格関係の関連科目担当教員等と連携し、多くの学生がチャレンジするよう促した。その結果、令和4年度の本学内で実施した資格試験では75名（129資格）受験、66名（101資格）合格した。

資格報奨金は学習に対するモチベーションを上げるために役立っている。令和4年度は20名（25資格）へ資格報奨金を授与している。

就職試験対策については、学生から提出される「就職試験受験届」を業種ごとに整備し、筆記試験の内容や、面接試験の詳細等の情報を提供している。それを職員がより丁寧にサポートすることで、受験する学生が事前にスムーズな受験対策が取れるように整えている。

学びの時期に応じた各種の「公務員試験対策講座」、例えば数学が苦手な学生が多いため、数学に特化した「数学基礎講座」など学生のニーズに添った講座を開講している。その後、1年後期に「基礎力養成講座」、2年前期に「直前対策講座」を開講している。この2つの講座は専門業者へ依頼して、更なる合格率のアップを目指す。それらの積み重ねと、学生個々の努力により、令和4年度は公務員保育士正規職員5名、行政職1名の合格者があった。

就職状況については、毎月学生の進路に関する活動の進捗状況や決定状況などを進路サポート委員会で報告・分析し、同委員会に所属している教員が各学科会議で報告している。さらに教授会で報告することにより、全教職員が情報を共有している。また、各ゼミナール担当教員に学生一人ひとりの詳細な状況報告を行い、進路サポート課と連携して支援にあたっている。

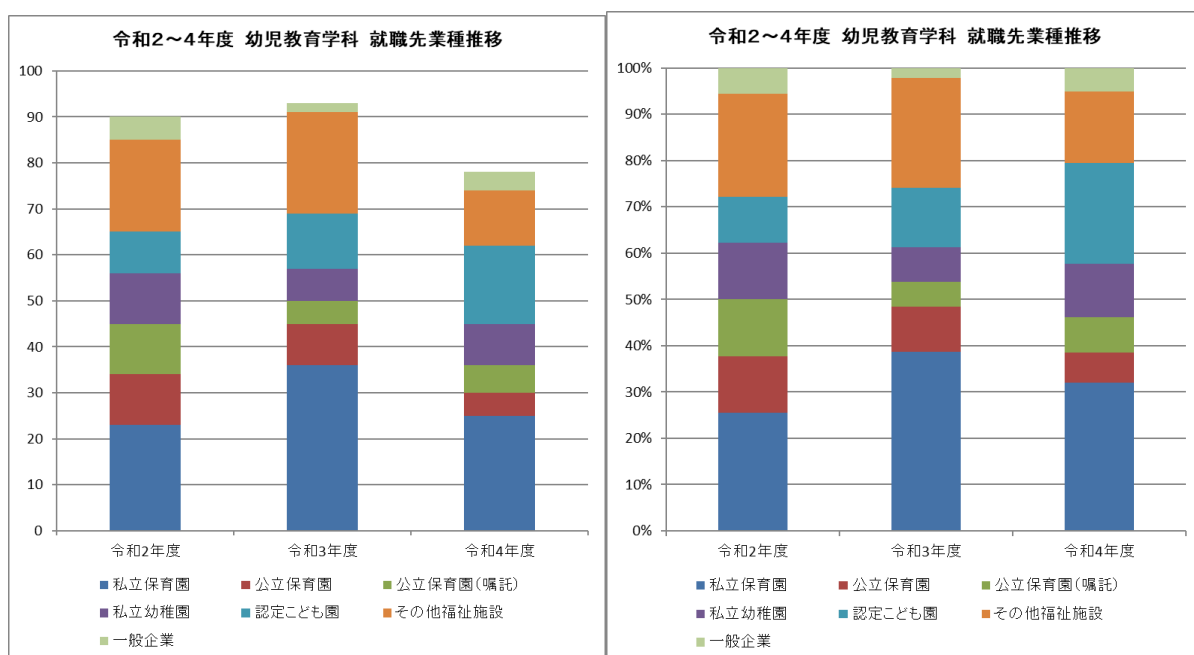
年度末には内定先の業種別一覧を作成し、委員会で分析して教授会で報告するとともに、それをもとに今後の指導方針の検討に有効に活用させている。

進学・留学の支援については、進路希望調査を行った際に、進学・留学希望の学生に対し個別相談を行い、教職員が一体となり願書の書き方や面接指導など、希望学生がスムーズに受験できるよう支援している。また、進路サポート課では進学（指定校・編入学など）・留学の情報をまとめ、資料として提供している。

令和2～4年度 幼児教育学科 就職先業種推移

業種	令和2年度	令和3年度	令和4年度
私立保育園	23	36	25
公立保育園	11	9	5
公立保育園(嘱託)	11	5	6
私立幼稚園	11	7	9
認定こども園	9	12	17
その他福祉施設	20	22	12
一般企業	5	2	4
合計	90	93	78

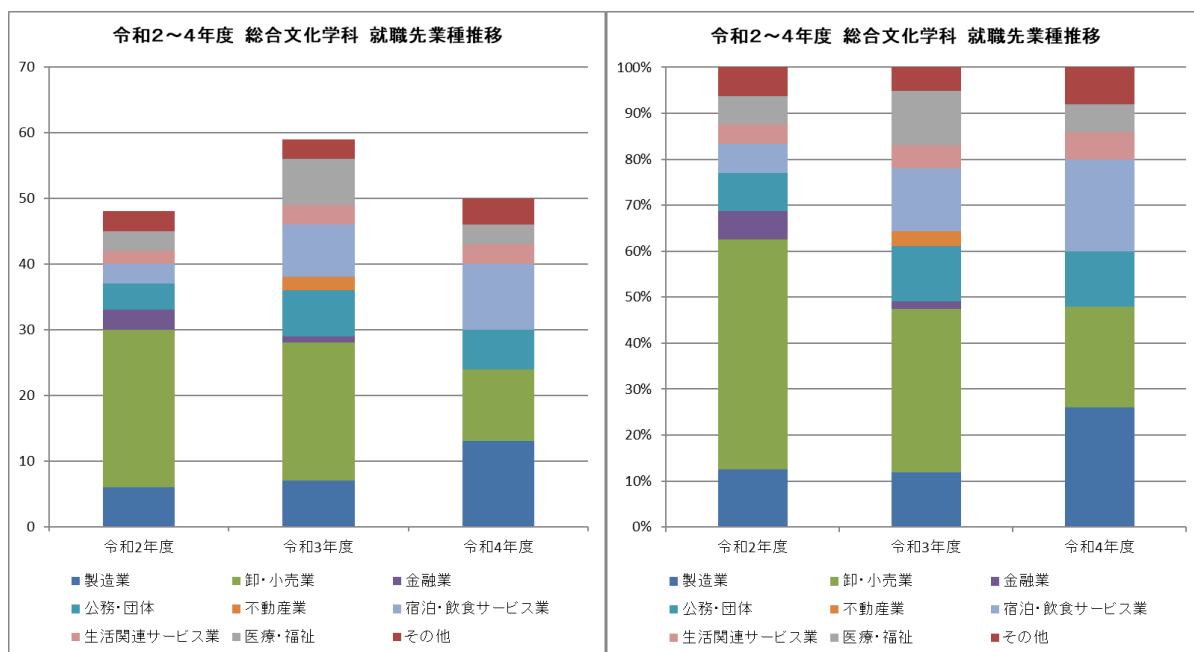
卒業生	96	94	81
-----	----	----	----



令和2～4年度 総合文化学科 就職先業種推移

業種	令和2年度	令和3年度	令和4年度
製造業	6	7	13
卸・小売業	24	21	11
金融業	3	1	0
公務・団体	4	7	6
不動産業	0	2	0
宿泊・飲食サービス業	3	8	10
生活関連サービス業	2	3	3
医療・福祉	3	7	3
その他	3	3	4
合計	48	59	50

卒業生	57	68	55
-----	----	----	----



◆令和4年度 幼児教育学科キャリアアップⅠ、Ⅱ講座内容

1年生（後期）	2年生（通年）
<ul style="list-style-type: none"> ・授業の概要とキャリア教育とは何か ・学内システムの説明 ・仕事をするということについて考える ・自己の振り返りと現在の目標の確認 ・実習で得られた課題等から自己分析を行う ・基本的な履歴書の書き方を学ぶ ・自己PR、趣味、特技欄等の書き方を学ぶ ・社会人としての言葉遣い、礼儀作法を学ぶ ・話し方、聞き方の基本とコミュニケーションを学ぶ ・専門職としての就職と採用形態について学ぶ ・幼児教育の現場が求めている人材像を学ぶ ・保育現場が求めている人材像を学ぶ ・福祉施設の現場が求めている人材像を学ぶ ・現場が求める人材像を聞いて、そこから自己の社会人としての姿を考える ・2年生の就活体験談を聞く ・今後の就職活動について考える 	<ul style="list-style-type: none"> ・前年度の進路状況と今後の活動について ・園、施設へのアプローチについて ・求人票の見方、応募書類の送付等について ・分野テーマに合わせた文章力の向上 ・就職試験対策としての文章力の向上 ・面接試験の流れとその対策を学ぶ ・個別面接に向けた自己PRについて学ぶ ・集団面接に向けた対策を学ぶ ・自主実習の依頼、届出について理解する ・円滑なコミュニケーションの築き方について学ぶ ・各自の目指す職場についてのグループワーク ・地域における職場についてのグループワーク ・労働基準法、就業規則と職場の規則について学ぶ ・労務について学ぶ ・様々な社会保障制度について学ぶ ・社会人としての必要な常識をまとめる

◆令和4年度 総合文化学科キャリアアップⅠ、Ⅱ講座内容

1年生（後期）	2年生（通年）
<ul style="list-style-type: none"> ・本授業の概要、目的を理解する 3つの能力と12の要素をSKC50でチェックする ・アーサー王物語ガウェインの結婚より考える ・ゼミ単位で与えられた課題に取り組む ・非言語、言語コミュニケーション ・自己概念とは何か、マンダラート作成 ・女性の立場からキャリアを考える ・お金と仕事（非、正規社員） ・法律と仕事（労働法、アルバイト） ・社会人としての言葉づかい、礼儀作法 ・社会人としての聞き方、話し方 ・面接の種類と基本マナー、面接の流れと対策 ・2年生の就活体験談を聞く ・どのように働き、いかに生きるか 	<ul style="list-style-type: none"> ・本授業の概要、目的を理解する ・面接力を向上させるために大切なこと ・キャリア形成の多様性と偶然性を理解する ・ステイブ・ジョブズ氏のスピーチの動画を視聴し、キャリアの偶然性について理解を深める ・ゼミ単位で与えられた課題を解決する ・童謡から学ぶアサーション ・アサーションスキルトレーニング ・ワークライフバランス ・結婚セミナー（県次世代サポート課） ・男女共同参画社会について ・労働契約の基本・労働者の権利と保護 ・賃金・社会保険制度・子育て・介護 ・キャリアアップⅠ、Ⅱの総括

◆就職試験対策内容

- ・キャリアアップⅠ、Ⅱ講座
- ・公務員試験対策講座
 - 公務員ガイダンス（1年次5月）
 - 「数学基礎講座」（1年次7月）
 - 「基礎力養成講座」（1年次9月～1月）
 - 「直前対策講座」（2年次4月～7月）

<テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援の課題>

各科目のコアカリキュラムには、分野をまたいで設定され、複数科目にわたっての関連性が明らかなものも多いことから、今後の教育課程策定にあたっては、近接分野・異分野を問わず、分野間の有機的な関連性を視野に入れた立体的な学びのイメージを学生がもつことができるような工夫が必要である。

両学科とも、カリキュラム・ツリーとあわせて、カリキュラム・マップの活用を図りたい。学習成果の再検討のためにも欠かせないものである。

シラバスに表記されている授業態度については、具体的な行動を明記するといったような工夫が必要である。

学生支援については、諸データを活用しながら、学習成果の獲得に向けた支援に結びつけていく必要がある。

平成 29 年度の「再課程認定」で示された、「コアカリキュラム」における ICT 関連機器の活用促進は、未だ不十分である。しかし、科目によっては現状ではほとんどそれを必要としていないものもあり、今後どのようにして教育課程のなかに ICT を取り入れられる可能性があるのか、また必然性があるのかについて引き続き検討していく必要がある。

「コアカリキュラム」の中には、ICT 関連機器の活用促進に関わるものがある。各授業において、今後 ICT を取り入れる可能性・必然性についても検討していきたい。

コロナ禍の影響で Web 会議システム (Zoom) や Office365 (Onedrive、Stream) を活用したが、まだ機能を使い切れていない。学生が更にスムーズに就職活動へ臨めるようなシステム化を推進していく必要がある。

教職員は、学生に対してコンピュータの利用を奨励しているものの、組織的な取り組みがなされていないため、学生の ICT 活用能力は顕著なスキルアップまでには至っていない。今後は、学生の ICT 活用能力の向上に向けた全学的な取り組みが必要である。

幼児教育学科では、それに向けて、教員同士による他授業参観などが少しずつ行われつつあり、その成果が今後の教育課程編成に反映されていくことが期待される。

総合文化学科では、実習委員会が中心となって、コアカリキュラムの徹底実施を注視していくことを課題としたい。また、その際、教務委員会との連携も確実なものとしていきたい。

総合文化学科では、司書課程科目担当者会議の開催が十分にできなかった (専任教員の年度途中退職のため)。次年度以降は定例化し、課程の一層の充実を図りたい。

コロナ禍では、非常勤講師も含めた教員同士が会議や懇談会を行いにくい状況であるが、コロナ禍だからこそ、学生の学習状況について活発な情報交換を行い、専任・非常勤教職員間の意思疎通を図っていく必要がある。

図書館活用の活性化の課題としては「アクティブ・ラーニング」や「ラーニングコモンズ」が挙げられる。部署の移動などにより、図書館内にアクティブ・ラーニングスペースを設けることは難しいため、図書館に限定せず短大全体でこのような機能を持てる場所の設置を検討していく。

資格支援の自主講座を開設している教員に向けては、何らかの支援策を考えたい。

障がい者の受け入れについては、本館の西階段に手すりを新たに設置したものの、敷地内及び施設内のバリアフリー化は遅れている。今後も引き続き見直しを行い、対策を講じていく。

ボランティアの継続性については全体的な活動状況を学生が把握し、学年を超えても継承できるような機会を設けていく。また、これまで以上に学生が主体となり活動を進めていくことが出来るように枠組みを整えていく。

進路支援においては、近年、公務員を志望する学生が増えている中で、一次試験での教養試験を突破することが課題となっている。令和 3 年度より社会系を公務員試験対策の専門業者へ依頼、令和 4 年度より数学系も専門業者へ依頼しているが、本学の対象学生に合ったカリキュラムとするよう検証する必要がある。

編入学の指定校推薦では、今後指定校依頼のある大学や私立大学にとどまらず、国公立大学等の編入先を開拓することにより、学生の進路選択の幅を広げていくことにする。

学生食堂については、学生アンケート等からの意見を参考に、イベントメニューの導入、

メニューおよび価格の改善に努めていく。

紫苑寮は令和元年度より旧館に一人部屋を設けた。今後も学生のニーズに応えられるよう、随時学生委員会にて検討していく。

キャンパス隣接地の駐車場と学内敷地を隔てる市道の横断は、今後も地元自治会からの要望書への記載依頼と共に、隣接する大学や工科短期大学校とも連携し、スクールゾーンの設置について、警察・市への働きかけを継続する。

駐車場内に後援会からの支援を受けて、夕暮れから夜間時に明るく照らす LED 灯光器を設置したが、今後も敷地内の安全を図るべく、必要に応じて街灯の設置を行うことを検討する。

<テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援の特記事項>

特になし。

<基準Ⅱ 教育課程と学生支援の改善状況・改善計画>

(a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況

単位認定を「秀」「優」「良」「可」「不可」の5段階に設定し、単位認定を行った後に GPA の分布図を作り、教務委員会と教授会で査定を行った。

カリキュラム・マップをホームページで公表し、カリキュラムの流れを明示した。

幼児教育学科の専門職就職率は個別面談や学内説明会の実施により 95%だった。

養成団体認定校へ申請し、認可を受けた。これにより、指定の授業を受講することで NEAL リーダーの資格を取得することが可能となった。ただし、ガイダンス、認定試験は授業以外で実施する必要がある。

例年は主に2年次の1月に集中講座を実施していたが、早い段階で NEAL リーダー養成講座をスタートすることで、授業時の理解度アップ、また就職活動でも面接等で自然体験活動について語れることが増えている。

学習成果の状況を教員間で把握・評価するために、カリキュラム・マップ、カリキュラム・ツリー、ナンバリングを行い、カリキュラムの体系を明示することができた。

学生駐車場は正門前に100台分確保しているが、授業日により駐車できない際は、キャンパス西側にある、駐車場(本学所有敷地内)を案内している。

入試制度改革に伴う入試制度の整備や試験科目とその評価について、検討を重ねている。また、入試種別ごとや出身高校及び出身地区ごとに入学者追跡調査を行っている。出口調査も併せ、GPA 分析をしているが、更なる入試制度改革への提言には至っていない。また、入学者選抜試験の手續等において、IT 化への道筋は具体的に描けていない。

図書館内にアクティブ・ラーニングスペースを設けることは、部署の移動などにより難しくなったため、実現できていない。

ボランティアの継続性については、学年間での活動の継承が途絶えることが無いように、定例で学生同士が学年をまたいでの打合せを行うことや各種ガイダンス等でボランティア活動の呼びかけを行っている。活動の報告や成果物等については、課題も見られるので、

学生の経験を形にして次につなげていきたい。

数学系も公務員試験対策の専門業者へ依頼し、講座を開始した。受講料としては以前より上がったが、1コマごとの受講料を決めて、請求額と学生徴収分の差額は短大負担とした。(今までは請求額を参加学生で按分していたため、変動があったものを固定にした。)

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

単位認定の可否は「優」「良」「可」「不可」のこれまで4段階であったが、令和2年度入学生からは「秀」を加えた。

カリキュラム・マップは完成し、年度末に公開できた。

これらの推移を見つめ、課題を発見する必要がある。

専門職への就職率は毎年90%以上を保つようにしていく。

幼児教育学科の資格取得は、自然保育コースの設置に伴い、「自然体験活動指導者 (NEALリーダー)」の資格取得を可能にし、コースを特徴づけるとともに、就職時に活かせるようにしていく。

学習成果の状況を教員間で把握・評価するために、カリキュラム・マップを完成させ、本格的な運用に結びつけていく。

学生用駐車場を100台分確保しているが、授業日によっては、駐車スペースが足りないことも時に生じている。マイカー通学条件の見直しとともに、学生用駐車場のさらなる確保について検討していく。

入試制度改革に伴い、入試制度の整備 (一般選抜、学校推薦型選抜、総合型選抜) や試験科目とその評価について、入学者の受入方針 (アドミッション・ポリシー) に合致しているかを引き続き検討していく。また、入学志願者の選抜試験の手続等において、IT化の可能性を探るとともに、入試広報においては効果的なITの活用を進める。

ボランティアの継続性については、全体的な活動状況を学生が把握し、学年を超えても継承できるような機会を設けていく。また、これまで以上に学生が主体となり活動を進めていくことが出来るように、学内支援体制や枠組みを整えていく。

進路支援においては、近年、公務員を志望する学生が増えている中で、一次試験での教養試験を突破することが課題となっている。令和3年度より文系のみ専門業者へ依頼することを決定したが数学系の充実が未定である。そのため、令和4年度より数学系 (数的推理、判断推理) も専門業者へ依頼することを検討する。費用としては上がるが、学生負担を可能な限り削減するために、一部短大負担を検討する。

【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】

〔テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源〕

＜根拠資料＞

〔区分 基準Ⅲ-A-1 教育課程編成・実施の方針に基づいて教員組織を整備している。〕

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 短期大学及び学科・専攻課程の教員組織を編制している。
- (2) 短期大学及び学科・専攻課程の専任教員は短期大学設置基準に定める教員数を充足している。
- (3) 専任教員の職位は真正な学位、教育実績、研究業績、制作物発表、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を充足している。
- (4) 教育課程編成・実施の方針に基づいて専任教員と非常勤教員（兼任・兼担）を配置している。
- (5) 非常勤教員の採用は、学位、研究業績、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を準用している。
- (6) 教育課程編成・実施の方針に基づいて補助教員等を配置している。
- (7) 教員の採用、昇任はその就業規則、選考規程等に基づいて行っている。

＜区分 基準Ⅲ-A-1 の現状＞

本学両学科（幼児教育・総合文化）の専攻課程の専任教員は、「短期大学設置基準」に定められた教員数ならびに、免許・資格取得課程に必要な教員数を満たしている。

令和4年度の専任教員の内訳は、以下のとおりである。

幼児教育学科：教授3名 准教授4名 専任講師3名

総合文化学科：教授3名 准教授2名 専任講師3名（後期より2名） 助教1名

教員の配置は「短期大学設置基準」第6章の各条に則り、適切に行っている。いずれも各専門分野における十分な実績を持ち、学科における主要科目を担当可能な人員を擁している。その他、必要に応じて非常勤講師を配している。

専任教員の具体的な業績については、本学ホームページの教員紹介欄で示している。

専任教員、非常勤講師とも、その人選にあたっては、担当科目を教授するに十分な能力および業績を有することを条件とし、専門分野における研究業績・活動履歴・教育経験について厳正な書類審査および面接を行っており、十分な研究・教育能力を有する人材を配置している。

両学科とも教育課程の編成方針（カリキュラム・ポリシー）に基づいて専任教員と非常勤教員を配置している。

非常勤教員の採用に当たっては、「短期大学設置基準」の規定を準用するとともに、「非常勤講師勤務規程」「教員の選考規程」の定める教員資格基準に従って、担当科目に関する業績等を十分に吟味して選考されている。

幼児教育学科では、器楽などの実技科目において、TA（2名）を配置し、グレード別の

授業を実施するとともに、きめの細かい指導を心がけている。

本学教員の採用・昇任は、本学教員の「就業規則」「教員の選考規程」他の定めるところにより、「教員資格基準」に従って行っている。

[区分 基準Ⅲ-A-2 専任教員は、教育課程編成・実施の方針に基づいて教育研究活動を行っている。]

※ [当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 専任教員の研究活動（論文発表、学会活動、国際会議出席等、その他）は教育課程編成・実施の方針に基づいて成果をあげている。
- (2) 専任教員は、科学研究費補助金、外部研究費等を獲得している。
- (3) 専任教員の研究活動に関する規程を整備している。
- (4) 専任教員の研究倫理を遵守するための取組みを定期的に行っている。
- (5) 専任教員の研究成果を発表する機会（研究紀要の発行等）を確保している。
- (6) 専任教員が研究を行う研究室を整備している。
- (7) 専任教員の研究、研修等を行う時間を確保している。
- (8) 専任教員の留学、海外派遣、国際会議出席等に関する規程を整備している。
- (9) FD活動に関する規程を整備し、適切に実施している。
 - ① 教員は、FD活動を通して授業・教育方法の改善を行っている。
- (10) 専任教員は、学生の学習成果の獲得が向上するよう学内の関係部署と連携している。

<区分 基準Ⅲ-A-2 の現状>

■ 幼児教育学科

幼児教育学科の専任教員は、それぞれの専門分野において個々に研究を行い、学会への参加、研究発表、論文執筆などを通して成果を上げている。その内容は、教育課程の編成方針（カリキュラム・ポリシー）に基づき、各教員個々の授業科目における専門性を活かし成果を上げている。

■ 総合文化学科

総合文化学科の専任教員の研究活動は、学科・専攻課程のカリキュラム・ポリシーに基づき、成果を上げている。各教員は、その研究テーマについて、授業担当科目との関わりを深いものを工夫している。その状況については、本学ホームページにて公開（各教員の紹介及び本学のリポジトリ）されている。

令和4年度は科学研究費について、専任教員のうち2名が継続の交付を受けた。研究分担者を含めると、のべ6名が交付を受けた。

令和2年度より上田市と連携した「信州上田学事業」にも継続して参画し、負担金を受け入れた。「信州上田学」とは、関係する市民が共同して上田市について学び、未来について考えを深めることを目的としたプロジェクトである。

令和4年度は、その最終年度にあたり、これまでの成果として『上田女子短期大学附属図書館所蔵「明治期教科書」目録』（2022.3）の発行に続き、その調査の過程で注目することとなった上田街学校と五加夜学校についてのポスター（2種）を製作した。ポスターは、今後、関係各所で展示し、活用する予定である。

令和3年度に採択された国土緑化推進機構の「緑と水の森林ファンド」事業については、令和4年度も継続して実施した。

令和3年度より長野県の「地域発元気づくり支援金」を活用し、「灯キャラバンプロジェクト」を実施している。本活動は地域の人々の思い・願いを温かな灯にのせて各地に届けることを目的としている。

外部資金獲得に向けては、「研究活動支援に関する内規」により、教員が積極的に研究活動を行うことを支援するための奨励金制度を設けている。

専任教員の研究活動に関する規程としては、これまでに「附属図書館個別研究用図書取扱細則」「附属図書館・教員長期貸出細則」「紀要投稿規程」「附属図書館・資料収集方針」「個人研究費に関する規程」「個人研究費使用ルール」等を整備している。

専任教員の研究倫理を遵守するための取り組みを定期的に行っている。年度初めには必ず、専任教職員は公的研究費等の使用・管理に関わる誓約書を提出している。また、毎年、教職員対象の研究倫理研修会を開催し、研究倫理を遵守するための学びを深めている。さらに、研究倫理委員会が、教授会及び研究倫理研修会等で「人を対象とする研究倫理」申請の必要性を周知している。特に令和4年度の研究倫理研修会では、視聴覚教材を利用して研究倫理の基本を改めて学び直すとともにグループワークを通してその理解を確認した。また、「人を対象とする研究倫理申請書」の書き方を共有したことで、研究倫理の見識を深めることができた。なお、毎年、新任の教職員には、「人を対象とする研究倫理」研修と日本学術振興会の研究倫理教育教材（e-ラーニング）を実施している。

研究論文等を発表する媒体としては、次の2点が刊行されている（いずれも年1回）。すなわち、上田女子短期大学「紀要」および上田女子短期大学学術研究所「所報」である。

令和4年度の上田女子短期大学「紀要」（第46号）には、9編の研究論文が発表されている。学術研究所の「所報」（第2号）には、12編の研究論文が掲載されている。

専任教員には、個々に研究室が配備され、週1日の研究日が確保されている。

専任教員の研修時間の確保については、大学の全教職員で取り組むFD・SD活動の研修会が年1回行われ、参加できない場合には、ビデオ視聴等で受けられる体制をとっている。教員個々の研修については、十分な時間が確保されていないのが現状である。

専任教員の留学についての規程は、現在ない。海外派遣については、「海外出張旅費規程」があるが、研究目的の国際会議出席等については、個人研究費の使途として、旅費のみの規定に留まっている。

FD委員会は教務委員会・SD委員会・研究倫理委員会とも協力しながら、非常勤教員も含めた全教員の資質向上に力を入れている。本年度は教職員を対象とした2回の研修会を実施し、授業改善とともにコンプライアンスに関する認識の向上も図った。まず5月には、専任教員と非常勤教員が参加する講師懇談会において、本学のFD活動についての方針を非常勤講師に説明した。また、9月には全専任教職員を対象にFD・SD合同研修会を実施した。

また、これまでも前・後期末に学生による「授業改善アンケート(無記名・ウェブ方式)」を実施してきたが、本年度より、さらに中間評価および随時必要に応じて実施できる「ミニツーパー」を設定することにより、より早い段階で学生の意見を取り入れ、学生にフィードバックするとともに授業改善に繋げている。

本年度は感染症対策の面から積極的な授業相互参観ができなかったが、可能な範囲で実施に向けた試行を行った。来年度は感染状況を見ながら今後も積極的に実施していく予定である。

学生の学習成果の獲得が向上するよう、専任教員は、学内の関係部署と次のような連携を図っている。

各種実習に関する手続きにおいては、担当教員が、実習指導室や学生支援課と緊密な連携を取っている。就職指導に関しては、各ゼミナール担当教員と進路サポート課とが連携を取り、必要な免許・資格・検定の受験を促すなど、キャリア教育に反映させている。

幼児教育学科では、附属幼稚園と連携をとることで、附属幼稚園での実習事前体験(プレ実習)を行い学習に活かしている。

総合文化学科では附属図書館と連携を取ることで、司書課程の科目で学んだ内容の実習を行っている。

[区分 基準Ⅲ-A-3 学生の学習成果の獲得が向上するよう事務組織を整備している。]

※ [当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 短期大学の教育研究活動等に係る事務組織の責任体制が明確である。
- (2) 事務職員は、事務をつかさどる専門的な職能を有している。
- (3) 事務職員の能力や適性を十分に発揮できる環境を整えている。
- (4) 事務関係諸規程を整備している。
- (5) 事務部署に事務室、情報機器、備品等を整備している。
- (6) SD活動に関する規程を整備し、適切に実施している。
- (7) 日常的に業務の見直しや事務処理の点検・評価を行い、改善している。
- (8) 事務職員は、学生の学習成果の獲得が向上するよう教員や関係部署と連携している。

<区分 基準Ⅲ-A-3 の現状>

教育研究活動等に係る事務組織の責任体制は「学校法人北野学園組織職務権限規程」「学校法人北野学園稟議規程」「学校法人北野学園管理者の範囲等に関する規程」において、その職務、職制、権限、責任を明確にし、事務組織の円滑な運営を図っている。事務組織の職務内容については、「学校法人北野学園事務組織規程」第2条及び第4条に記され、事務組織、各課・各部署の事務分掌を定めている。

事務職員には、各部署の事務分掌の職務遂行に必要な専門的知識の習得と能力の向上を求めており、業務マニュアルの随時見直しと改訂、異動時の確実な引継ぎ、研修会・セミナーへの参加を積極的に勧めている。研修には複数で出席するよう促しており、学びを共有しそれぞれが補完している。研修等参加後はその内容・成果をまとめ報告書を作成し、

研修等の資料を添えて回覧している。新型コロナウイルス感染症の影響もあり、各種研修が中止となってしまい参加が叶わなかった研修もあったが徐々に緩和され、令和4年度においては Zoom 等での研修参加や直接出席することも可能となった。また、北野学園が私学経営研究会の会員になったことで、系統だった様々な研修に出席・視聴できる体制も整っている。研修や自己研鑽の蓄積及び業務遂行の積み重ねによって、一人ひとりの事務局職員は各自が事務をつかさどる専門的な職能を有している。同時に、事務組織全体が把握できるよう、他業務に関しても他人事ではなく自分事として受け止め、異動に備えるようにしている。令和3年度より日々業務日誌を作成し、自身の業務の振り返りを行っているが、業務日誌は管理者が確認し、業務の進め方や進捗状況等に対して助言し指導している。

新型コロナウイルス感染症による不測の事態が生じた場合については、現在までの業務の経験値等を鑑み代務者を決め、その対応策について検討し業務に遅延が無いよう対策をとっている。

人事異動に関しては、経験年数、能力、後継者の養成、適性等を鑑み、全体のバランスを考えて行っている。

また、「学校法人北野学園事務職員人事評価規程」が平成29年度に施行され事務局職員の人事評価制度を行っている。毎年各年度の事業計画及び経営計画をもとに自己目標を立てそれを確実に実行できるよう、評価者が部下の目標設定作成にあたり助言を行うとともに、都度各部署管理者も自己目標の進捗状況について職員に確認し助言することで、業務遂行のプロセスを通して職員のスキルアップをサポートしている。更に各部署管理者だけでなく年に1回、事務局長が職員一人ひとりと面談を行い、業務の状況・心身の状態・職場環境等を確認することにくわえ、課題や期待値等を伝えることにより、各自の能力や適性を発揮できる環境を整えている。

事務関係諸規程については、「学校法人北野学園稟議規程」「学校法人北野学園文書取扱規程」「学校法人北野学園公印取扱規程」「学校法人北野学園経理規程」「学校法人北野学園重要書証保管規程」等を整備し必要に応じて見直しも行っている。

事務局は、事務局長・次長のもと、総務課、学生支援課、実習指導室、入試広報課、進路サポート課、附属図書館、地域連携センター、大学改革室がある。各部署には事務室を置いている。令和3年9月に、幼児教育学科の児童文化研究所、総合文化学科の総合文化研究所を1つの研究所に統合し設立した上田女子短期大学学術研究所は、機関誌の発行、研究活動促進のための研修会の企画・運営。さらに外部資金の公募状況のデータベース化に着手し、学長より指名された教員、職員が連携して業務を行っている。

事務局各部署はそれぞれ分散しており、図書館、地域連携センター、大学改革室は別棟になっている。各部署備品の設置がなされ、職員各自にパソコンを配置する等、業務に必要な情報機器、備品等は整備されている。情報機器はできる限り最新式の機器に更新している。また、令和4年度1月より、稟議書、委員会議事録、各種支出伺等をペーパレス化するためのワークフローシステムが導入され、事務の効率化が進んでいる。

事務組織が学内に分散され、通常のコミュニケーションや情報共有が難しいことから、週1回の朝礼及び「上田女子短期大学事務局管理者会議規程」「上田女子短期大学事務局会議規程」により管理者会議及び事務局会議を月1回行うことにくわえ、SD研修会等を通じて事務職員間の連携、部署間での課題・情報の共有を図っている。平成26年度に職員自

らが自分の今後のキャリアプランや役割を自覚したうえで、資格等取得を目指すために立ち上げた「上田女子短期大学事務職員通信教育報奨金制度」は、令和4年7月から「学校法人北野学園事務職員資格講座受講報奨金制度」と改め、修了した際には受講料の半額を支給するとしていた内容を全額支給とし、職員の自主性を重んじた研修を推奨している。各種研修や資格情報については全職員にメール等で回覧し情報提供を行っている。なお、令和4年度については、残念ながら短大事務局職員の該当者はいなかった。

SD活動に関しては、「上田女子短期大学スタッフディベロップメントに関する委員会規程」を整備し、規程に基づいて適切に行っている。令和4年度は事務職員のスキルアップのために各種研修の案内を行うとともにSD研修会を1回実施した。内容は、「“デザインの学び”に関するグループワーク」である。

また、令和4年度は、FD委員会と共同で全専任教職員を対象としたFD・SD研修会を3回開催した。内容は、以下の通りである。

- ①第1回（5/19）「アピールポイント説明会」
- ②第2回（7/14）「教職員が知っておきたい学生支援について」
- ③第3回（2/24）「障害学生支援セミナー」

その他としては、研究倫理教育のe-ラーニング研修や研究倫理・コンプライアンス研修に関して、全員が出席・参加できるよう支援した。

事務業務の見直しについては、事務職員は、業務を行う際に各自・各部署で事務処理の効率化・改善点を意識し、点検を行い日々の業務向上を目指している。それにともない都度業務マニュアルの見直しを行っている。加えて、事務処理における手順を明確にするよう努めている。特に人事異動があった際には、新しく配属された職員がマニュアルに沿って業務を行うなかで更なる効率化を目指し、都度修正を施している。

各種委員会には関係部署の事務職員も、副委員長や委員として加わり、教員と連携している。特に学生との関りが多い学生支援課、進路サポート課、実習指導室、図書館、地域連携センターの職員は教員や各部署との連携を強化して学生の学びが円滑にいくよう、情報の共有や意見交換を行い学生の学習成果の向上に務めている。

[区分 基準Ⅲ-A-4 労働基準法等の労働関係法令を遵守し、人事・労務管理を適切に行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教職員の就業に関する諸規程を整備している。
- (2) 教職員の就業に関する諸規程を教職員に周知している。
- (3) 教職員の就業を諸規程に基づいて適正に管理している。

<区分 基準Ⅲ-A-4 の現状>

教職員の就業に関する規程としては、「学校法人北野学園就業規則」「学校法人北野学園育児・介護休業等に関する規程」「学校法人北野学園定年規程」「学校法人北野学園定年退職者の再雇用に関する規程」「学校法人北野学園給与規程」「学校法人北野学園職員任用規程」等を整備している。

諸規程の周知については、教職員各自のパソコンで検索できるようになっており、新設・改正した際には速やかに更新し、迅速に学園全教職員に周知している。教職員の就業は、諸規程に基づいて適正に管理している。「働き方改革」の対応に関しては、管理監督者が有給休暇の取得に関する対応や、雇用形態に関わらない公正な待遇の確保を行っている。

教員の新採用に関しては、平成 29 年度に「上田女子短期大学任期付教員に関する規程」を新設。平成 30 年度より新規採用された教員は、年度末に自己評価表を提出し、学科長より人事評価を受け、それを基に管理監督者である学長・学科長・事務局長が面談を実施している。教員自身が年度内に行った教育活動・研究・学務分掌や行事等への貢献・地域貢献等の棚おろしを行い振り返ることに併せて、管理監督者から助言を受けることにより、次年度の更なる教育・研究・地域貢献活動につなげている。

事務職員に関しては、平成 29 年 4 月「学校法人北野学園事務職員人事評価規程」が設けられ、各自管理者の指導のもと自己目標を作成。職員各自の自己目標に関してはその進捗状況、達成度を鑑みながら管理職が指導及び助言を行っている。年度末には各自自己評価を行い、各管理者がその評価内容と各自の業務の状況、本人の意欲、本学への貢献度等を踏まえそれを基に第 1 次評価を実施。その後事務局長が第 2 次評価者として各事務職員の評価を行い理事長へ提出している。人事評価の結果は、能力開発、昇進、昇格、異動配置等人事処遇のための資料となる。

教職員の健康管理については「学校法人北野学園就業規則」を改正し、定期的な健康診断を義務づけるとともに、平成 28 年 4 月に「学校法人北野学園衛生委員会規程」を新設。法人各部署から選出された委員が現場の状況等を報告し、産業医より意見を聞く衛生委員会が月 1 回開催され、職場環境や危険防止、安全衛生等について話し合いがなされている。その議事録はワークフローシステムにて公開され全教職員が情報を共有することで、教職員の安全及び健康を確保している。また、必要に応じてもしくは職員の希望により、産業医または本学保健室の看護師が保健指導を行うなどの体制を整えている。

<テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源の課題>

専任教員には、研究日が確保されているが、サバティカル（研究休暇）の制度は無く、懸案となっている。留学の規定整備と共に考究していきたい。

幼児教育学科は、これまで保育、教育現場における指導経験がある教員をはじめ、ピアノ初心者に対する指導力のある教員採用を行ってきた。今後も各専任教員の専門分野における研究業績向上を図るとともに、養成校として保育、教育現場に則した授業内容を構築すべく教員相互の連携や共同研究を行い、各教員自身が協働性を培いつつ創造性教育の実践を図ることが必要である。

総合文化学科では、年度途中で専任教員（1 名）の欠員があった。大学改革室との連携を強化し、学科の将来像を再度展望し、補充を考えていく。

組織の構築が図られ、その中で各職員の意識の向上と各々が役割を認識することで組織の形が徐々に整ってきているものの、管理職の危機管理能力及び権限と責任面における意識の向上が課題である。また、事務職員は年齢の構成や能力・経験値などをトータルで考え、与えられた役割に準じた能力が必要である。今後もバランスのとれた人員配置が重要

であることから、事務職員自らが各自の能力向上を目指すことに加え、各職員が事務組織全体を把握し業務を行うことで各業務が滞らないような体制作りが不可欠である。そのためにも、自らが向上心を持ち、本学事務職員として必要なスキルを身につけるため、資格取得等積極的に各種研修会やセミナーへ参加するよう促す。また、事務職員の異動に関しては、年々変化する様々な状況を踏まえたうえで、先を見越した組織を構築することが課題である。各自のパーソナリティも鑑みつつ、適材適所の柔軟性のある組織作りを目指す。更に学園全体の動き及び変わりゆく社会情勢に関心を持ち、常にアンテナを張る

SD 活動に関しては、単なる受身の活動ではなく、事務スタッフの自主的な活動が望まれる。そのためにも、様々な情報提供や管理者同士・スタッフ同士の活発な意見交換等から、より一層活発な活動が不可欠である。また、FD 委員会と連携し、教員・職員の相互理解の機会を継続して設けていく。教職員全員を対象とした SD 活動を今後もより推進していく必要がある。

<テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源の特記事項>

特になし。

[テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源]

<根拠資料>

[区分 基準Ⅲ-B-1 教育課程編成・実施の方針に基づいて校地、校舎、施設設備、その他の物的資源を整備、活用している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 校地の面積は短期大学設置基準の規定を充足している。
- (2) 適切な面積の運動場を有している。
- (3) 校舎の面積は短期大学設置基準の規定を充足している。
- (4) 校地と校舎は障がい者に対応している。
- (5) 教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行う講義室、演習室、実験・実習室を用意している。
- (6) 通信による教育を行う学科・専攻課程を開設している場合には、添削等による指導、印刷教材等の保管・発送のための施設が整備されている。
- (7) 教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行うための機器・備品を整備している。
- (8) 適切な面積の図書館又は学習資源センター等を有している。
- (9) 図書館又は学習資源センター等の蔵書数、学術雑誌数、AV 資料数及び座席数等が適切である。
 - ① 購入図書選定システムや廃棄システムが確立している。
 - ② 図書館又は学習資源センター等に参考図書、関連図書を整備している。
- (10) 適切な面積の体育館を有している。

- (11) 多様なメディアを高度に利用して教室等以外の場所で授業を行う場合、適切な場所を整備している。

<区分 基準Ⅲ-B-1 の現状>

本学の収容定員は幼児教育学科 240 名、総合文化学科 120 名、計 360 名であり、「短期大学設置基準」の規程により算出した基準面積は 3,600 m²となる。本学の校地面積は、校舎敷地・運動場用地・その他、併せて 63,896 m²であり、校舎敷地、運動場用地、その他併せて規定を充足している。

運動場に関しては、グラウンド、テニスコート等適切な運動場を有している。

校舎面積については、「短期大学設置基準」の規定により算出した校舎の基準面積は、4,150 m²となるが、本学の校舎面積は 10,731 m²であり、その基準を十分に満たしている。

校舎内外の障がい者対応としては、エレベーター 1 基と障がい者用トイレを 2 箇所、手すりなどを設置している。本館東階段（1 階～3 階）と西階段にも手すりを設置している。

大講義室、小講義室、演習室、実習室など、教育課程の編成方針（カリキュラム・ポリシー）に基づいた教室を整備している。実践的な学びができる保育室をイメージした教室（造形、絵画、図画工作演習室兼）や、音楽システムを導入したピアノのグループ演習に適した教室、調理実習ができる教室、介護演習用の器具が設置されている教室なども用意している。

機器・備品については、カリキュラム・ポリシーに基づき必要なものを整備している。近年パソコンとプロジェクターを接続するインターフェイスが VGA から HDMI に置き換わっており、随時対応している。令和 4 年度は科研費の間接経費等を使用して 17 番教室にスクリーンを設置するとともに、音響設備を整備した。また経年劣化した 25 番教室のプロジェクターを新しいものに入れ替えた。その他の機器・備品についても必要に応じて順次入れ替えを行っている。

図書館の面積等については表 1、蔵書数等については表 2 のとおりである。「短期大学設置基準」「私立短期大学図書館改善要項（日本私立短期大学協会図書館研究委員会）」に照らして、適当な規模、資料構成であると認識している。

購入図書選定システム及び廃棄システムについては、「上田女子短期大学附属図書館・資料収集方針」及び「上田女子短期大学附属図書館除籍規定（内規）」を定めている。

図書館閲覧室に参考図書の書架を設置し、まとめて置いている。情報リテラシー講座等で、これらの資料の活用を促している。

体育館面積は 1,131 m²であり、適切な面積を有している。

令和 4 年度も 20 番教室に学内 Wi-Fi のアクセスポイントを増設して、学内の Wi-Fi 環境を増強している。新型コロナ感染症の影響を受けて整備した学生用ノートパソコンの貸出も継続しており、多様なメディアを高度に利用して教室等以外で授業を行うための環境も徐々に整えてきている。

表 1 図書館施設の規模と学生・利用者用 PC 関係機器数・視聴覚機器数

地下 1 階（書庫）	109.2 m ²
1 階（書庫・AV ルーム等）	367.44 m ²

※地域連携センター・大学改革室含む	
2階（閲覧室・図書館事務室）	615.34 m ²
延床面積	約 1,125 m ²
図書収容能力	約 10 万冊
閲覧座席数	129 席
視聴覚機器（AV ルーム）	ブース 11 台（DVD・ブルーレイ・LD・ビデオ・CD 視聴可） 大型モニター 1 台（DVD・ブルーレイ・LD・ビデオ・CD 視聴可）
蔵書検索用パソコン	3 台
デスクトップパソコン	10 台
ノートパソコン	12 台
タブレット端末	5 台
プリンター	2 台（OPAC 用 1 台・レポート作成用 1 台）
自動貸出返却装置	1 台

表 2 資料種類別の所蔵数一覧

（令和 5 年 3 月 31 日現在）

資料区分	和書 （冊）	洋書 （冊）	学術雑誌 （タイトル数）	視聴覚資料 （点）	諸資料 （点）	新聞 （紙）
所蔵数	85,367	2,050	69	4,542	6,260	8

* 和書と洋書の合計総蔵書冊数は 87,417 冊。

* 学術雑誌は現在受け入れ中のタイトル数。（受入れ中止した雑誌は含まない）

* 諸資料は紙芝居、楽譜、仕掛け絵本、パネルシアター、エプロンシアター等。

* 新聞は購入しているもの。

【区分 基準Ⅲ-B-2 施設設備の維持管理を適切に行っている。】

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 固定資産管理規程、消耗品及び貯蔵品管理規程等を、財務諸規程に含め整備している。
- (2) 諸規程に従い施設設備、物品（消耗品、貯蔵品等）を維持管理している。
- (3) 火災・地震対策、防犯対策のための諸規則を整備している。
- (4) 火災・地震対策、防犯対策のための定期的な点検・訓練を行っている。
- (5) コンピュータシステムのセキュリティ対策を行っている。
- (6) 省エネルギー・省資源対策、その他地球環境保全の配慮がなされている。

<区分 基準Ⅲ-B-2 の現状>

施設設備・固定資産管理等に関する規程は、「学校法人北野学園経理規程」「上田女子短

期大学教室等施設貸出規程」「学校法人北野学園固定資産及び物品管理規程」等を定め、諸規程に従い施設設備、物品等を維持管理している。施設の修繕等に関しては、令和4年度は経年劣化による落下の危険性があったため、中庭・正門前庭・歩道側のレンガ補修工事。葉が樋に詰まることを防ぐヒマラヤスギの剪定。「デザインの学び」プラットフォームづくりのための工作工房改修工事。書架転倒防止のための附属図書館集密書架のレール延長工事。より学生が利用しやすくするための地域連携センター入り口改修工事。老朽化による高圧引込ケーブル及び高圧受電設備機器更新工事。令和5年度より運営される内部監査室及び地域連携センターのネットワーク工事。附属図書館の雨漏れ対策のため、図書館横駐車場のアスファルト工事を行った。また年度ごとに工事個所を分けて行っていた老朽化した空調設備の更新が終了し、より良い教育環境が整った。

平成28年度には「危機管理マニュアル」を作成し、平成29年度に見直しを行った。このコロナ禍に対しては、新型コロナウイルス感染症対応の「上田女子短期大学活動指針」を定め、それを軸に都度必要に応じたマニュアルを作成している。感染拡大などの状況に応じて随時見直しを行い、教職員に周知している。また令和4年度は学生の現状に鑑み、「危機介入マニュアル」「心をケアするための資料」の作成に着手し、令和5年度の早い段階で周知できるよう準備を進めた。

防災対策については、消火器・火災報知器・消火栓を備え、専門の業者によって定期的に点検を行い、不備があるようであれば取り換える等の措置を行っている。

また、地元消防署や消防機器専門業者の指導のもと避難訓練を実施し、消火器具の取り扱い方法等を学び、防災に関する意識を高めている。学内では全教職員で「上田女子短期大学自衛消防隊」を組織し、避難訓練の際に実際に活動することで自らの役割を確認している。

毎年、後期オリエンテーションでは、地元消防署員を招いた避難訓練・消火訓練を実施している。令和3年度は感染拡大防止のため中止した避難訓練を、感染防止に留意しながら、全校で避難訓練を行った。併せて学内の避難経路及び消火器の位置についても、資料を配布して説明し、確認を行った。

学生寮の避難訓練は、毎年、新入生が入寮する4月に実施している。訓練内容は、通報、避難及び消火訓練を行った。通報訓練は、実際に消防署へ連絡し、緊急時に備えた。消火訓練は、学内の消火器設置業者を講師に招き、火事が起きた時の対処について説明を受けた他、実際に水消火器を使用し、消火レバーを握って火点を狙う放水体験を、寮生全員が体験した。

地震対策については、校舎の安全性では、平成8年度に本館棟の耐震診断を実施し、地震に対応できるよう既存建物の増改築を平成13年度に実施した。また体育館においては耐震診断の結果を受けて、平成27年度末に耐震工事を行い、附属図書館については、平成30年度に行った耐震診断の結果をもとに、令和元年度に耐震補強工事を行った。これにより本学全ての施設において耐震診断・耐震工事が完了し、学内建築物の耐震化率は100%となった。これは、ホームページにおいても公表している。

防犯対策については、本館の4ヶ所に防犯カメラを設置し、平成27年度には最新式のカメラに交換して、より感度を上げる設備を備えた。また、平成25年度には学生駐車場にも防犯カメラを設置するとともに監視小屋を設け、駐車場内等の警備を強化している。それ

と同時に職員も見回り業務を行うなど、設備だけに頼らない警備も行っている。夜間警備は民間警備会社が定時に巡回を行っており、その報告を受けている。

コンピュータシステムのセキュリティ対策として、全パソコンにウィルス対策ソフトを導入している。また、大学からのメールを個人のデバイスで閲覧する機会が増えている中で、自分のデバイスでメール確認している教職員に対してパスワード、ウィルス対策ソフトのインストール等実施する誓約書の提出を求めている。

省エネルギー等の対策については、エアコンの温度設定(夏は28度・冬は22度)、玄関や廊下の一部消灯等を行い、省エネルギーに努めている。新電力会社との契約についても、その都度見直しを行い経費削減に努めている。また、教室等のエアコンを事務室で集中管理し必要に応じて事務室内でコントロールすることで、無駄を無くすように努めている。令和4年度に学内すべてのエアコン改修工事が終了し、より快適な空調設備が整った。ゴミの分別については、適切に分別しその都度業者へ処理を依頼することにより、適正に管理している。また、印刷物については、印刷部数の適正化や両面印刷及び裏紙の使用等について徹底。また紙の削減を行うために、会議等資料をタブレットへ入力しそれを使用して会議を行う等削減に努めている。光熱水費についても教職員各々が節約について意識を持つように、予算及び決算報告時や教授会・事務局会議等で都度注意喚起を行っている。新型コロナウイルス感染症感染防止対策として年間を通じて学内の換気をしているが、令和2年度に卒業生及び後援会よりジェットヒーターの寄贈を受け、広い講義室や廊下などで使用し寒さを凌いでいる。また令和4年度は後援会より大型扇風機の寄贈を受け体育館で使用している。

<テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源の課題>

障がい者対応については、エレベーターは2階までの設置である。車椅子用のスロープなどの設置も遅れており改善を要する。

図書館は2階建の施設で書庫は二層になっている。しかし、エレベーターが設置されておらず、バリアフリー化について検討する必要がある。施設面としては、図書館は水はけが悪く、大雨等の際には浸水も見られ、併せて狭隘化も進んでいる。資料・書籍等計画的な見直しを行いつつ対応を検討していく。

令和2年度、事務局の部署の移動に伴い演習室がなくなり、学生がアクティブ・ラーニングに利用できる場所がない状況である。

学内施設・設備は、老朽化が進んでおり優先順位をつけながら必要に応じて修繕、入れ替え等行っている。今後も適宜点検を続けながら安全な短大生活が送れるよう対応する。先を見越した施設整備計画にも着手したい。また、学生の現況と受験生のニーズの変化及び施設の老朽化に伴う修繕費の高騰により、敷地内に設置されている上田女子短期大学学生寮「紫苑寮」を令和7年3月31日をもって廃止することが決定した。今後、後利用について、各部署より委員を選出し、学生・教職員だけでなく学園全体で利用できるよう検討していく。

図書館は狭隘化が進んでいる。資料・書籍等計画的な見直しを行いつつ対応を検討したい。

自然災害時の対応に備えて、本学での貯蔵品の整備についても検討するとともに行政との連携を密にする。また、現況に応じて「危機管理マニュアル」の見直しを行うことも課題である。

防犯対策については、防犯フェンスの整備が不十分な場所（山の中で隣地の長野大学と接している）があり、管理上難しい面がある。また門扉等による休日等の完全閉鎖は、地域住民との関わり（本学内にある地域住民が祀る唐臼社、飛地としての墓地）において、難しい面もある。今後、外注による警備常駐体制、学内への入退館システムの導入など、校地・校舎内の警備システム全体について検討する必要がある。

事故・トラブル等に関して報告制度はあるが、それが全教職員に共有され指導に活かされているとは言い難い。その都度報告書にまとめ、対応を記録していくことで、PDCA を確立する体制を整えることが課題としてあげられる。

コンピュータシステムのセキュリティ対策を強化する検討は、今後も継続していく必要がある。メール転送を個人のデバイスで閲覧することのリスクを考慮し、転送禁止等を検討する。また、ノートパソコンへの移行が進む中、持ち出す際のルールや盗難に合わないような方法を検討する必要がある。

また、外部メモリ（USBメモリ等）の利用時のセキュリティの強化も検討していく。

<テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源の特記事項>

特になし。

[テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源]

<根拠資料>

[区分 基準Ⅲ-C-1 短期大学は、教育課程編成・実施の方針に基づいて学習成果を獲得させるために技術的資源を整備している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教育課程編成・実施の方針に基づいて技術サービス、専門的な支援、施設設備の向上・充実を図っている。
- (2) 情報技術の向上に関するトレーニングを学生及び教職員に提供している。
- (3) 技術的資源と設備の両面において計画的に維持、整備し、適切な状態を保持している。
- (4) 技術的資源の分配を常に見直し、活用している。
- (5) 教職員が教育課程編成・実施の方針に基づいて授業や学校運営に活用できるよう、学内のコンピュータ整備を行っている。
- (6) 学生の学習支援のために必要な学内 LAN を整備している。
- (7) 教員は、新しい情報技術などを活用して、効果的な授業を行っている。
- (8) コンピュータ教室、マルチメディア教室、CALL 教室等の特別教室を整備している。

<区分 基準Ⅲ-C-1の現状>

本学では、教育課程の編成方針（カリキュラム・ポリシー）に基づいて、技術サービス、専門的支援、施設、ハードウェア及びソフトウェアの向上・充実を図っている。

技術サービスについては、各学生にメールアドレスを配付し、学生が様々な活動においてメールが利用しやすい環境を整えている。特にコロナ禍の影響により、メールにて連絡する機会が増えており、学生がメールを閲覧する意識が向上した。

専門的支援については、幼児教育学科では、保育者養成を主たる目的とするカリキュラム・ポリシーに基づき、共通教育科目F群の「情報基礎Ⅰ」「情報基礎Ⅱ」を幼稚園教諭2種免許状取得に必要な必修科目として位置づけている。また、同群の「プレゼンテーション演習」を選択科目に、D群の「情報の科学」は共通教育科目の選択必修科目に指定している。これらの科目を履修することにより、現代社会で生活を送る上での基本的な情報技術を習得することができる。

総合文化学科では、地域社会及び職場において有用な女性の育成を主たる目的としていることを踏まえ、共通教育科目F群の「情報基礎Ⅰ」「情報基礎Ⅱ」「プレゼンテーション演習」を選択必修科目に指定し、専門科目のビジネス・医療事務フィールドでは「情報スキルⅠ」「情報スキルⅡ」「情報スキルⅢ」「コンピュータ・グラフィックス」など、ICT活用を主目的とした科目も設置している。

カリキュラム・ポリシーに基づいた情報技術の向上に関するトレーニングについては、幼児教育学科・総合文化学科ともに、「情報基礎Ⅰ」「情報基礎Ⅱ」の各授業を通して、ワード・エクセルの基本操作の習得を図っている。令和4年度は、プロジェクトチームを編成して共通教育科目を見直し、再編成を行った。学生のICTスキルを強化するために、令和5年度入学生より「情報基礎Ⅰ」を両学科ともに必修化し、授業内容を見直すこととした。

また、両学科とも各授業を通してICTの活用ができるよう配慮している。さらに、「卒業研究」の作成に際しては、ゼミナール担当教員がワード、エクセル、パワーポイント、インターネット等の活用法についても、指導している。教職員に対しては、システム導入・更新時に、操作方法や活用方法に関する説明を行っている。

技術的資源と学内のコンピュータ及びネットワークについては、安定した環境下で利用できるよう、定期的にメンテナンスを実施している。ソフトウェアに関しては、学内のコンピュータがスムーズに利用できるよう定期的に更新を行っている。

学科のカリキュラム・ポリシーに基づいて、パソコンやプリンターなどのハードウェアとオフィスなどのソフトウェアなどの技術的資源は、学生と教職員に適切に分配されている。

教職員が適切かつ効果的な授業や学校運営に活用できるよう、教職員には一人につき一台のコンピュータが配備されている。

また、パワーポイントを活用して効果的な授業を行う教員が増えつつあることから、普通教室へのプロジェクター及びスクリーンの設置を漸次進めている。ほとんどの教室にてパソコンの映像等を学生に見せることができるようになってきている。端末の操作や使用中のトラブルについて個別の対応が必要な場合は、本学職員が対応している。

学生が個人のパソコンやスマートフォンからインターネットにアクセスする機会が増え

たことから、学内の無線ネットワーク（Wi-Fi）環境を整備しており、Wi-Fi アクセスポイントを追加したことで利便性の向上を図った。利用手続きを行った学生が、自由にインターネットを利用できる環境を提供している。学生ホールには AC コンセントを備えた一人用座席を 16 席分設置し、学生がホール内でパソコンやスマートデバイスを利用しやすい環境を整えている。

なお、学生に対しては各学期当初のオリエンテーションにおいて、使用方法や利用マナーなどのリテラシー教育を行っている。

教員は基本的な ICT 活用能力を身につけているため、新しい情報技術などを活用した効果的な授業を行っている。幼児教育学科では、信州大学教育学部との単位互換授業や相互乗り入れ授業においては、状況に合わせてテレビ会議システムもしくは Zoom アプリを使用した。総合文化学科の教職課程には「教育方法・技術論」の授業科目を設置し、ICT 活用教育の具体例について紹介するとともに、電子黒板システムやパソコン等の ICT 機器を活用した模擬授業（中学校国語）を学生に課している。このように、教員は、新しい情報技術を積極的に活用し、授業内容及び教授技術の深化を図っている。

情報処理演習室（パソコン教室）については、学科のカリキュラム・ポリシーに基づき、2 教室整備している。27 番教室にはパソコン 36 台、28 番教室にはパソコン 26 台を配置している。両学科の授業はもちろん、授業以外でも空き時間等に学生がコンピュータを利用できる環境を整えている。

<テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源の課題>

両学科とも学生の ICT 活用能力については、ワードとエクセルの基本的な活用にとどまり、パワーポイント等の顕著なスキルアップまでには至っていない。特に幼児教育学科と総合文化学科の教職課程の学生においては、教育職員免許法の改正によるカリキュラムにおいて ICT 活用が重視されていることから、学生の情報技術の向上に関するトレーニングについて、両学科のなかで検討していく必要がある。

今後、オンデマンド授業やオンライン授業等、ICT を利用した取り組みの深化が必要となる。Web 会議システムだけでなく、本学で利用している Office365（例：Teams）を更に活用して、学生が参加しやすく、また教員が管理しやすい取り組みが必要となる。

<テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源の特記事項>

特になし。

[テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源]

<根拠資料>

[区分 基準Ⅲ-D-1 財的資源を適切に管理している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 計算書類等に基づき、財的資源を把握し、分析している。
- ① 資金収支及び事業活動収支は、過去 3 年間にわたり均衡している。
 - ② 事業活動収支の収入超過又は支出超過の状況について、その理由を把握している。
 - ③ 貸借対照表の状況が健全に推移している。
 - ④ 短期大学の財政と学校法人全体の財政の関係を把握している。
 - ⑤ 短期大学の存続を可能とする財政を維持している。
 - ⑥ 退職給与引当金等を目的どおりに引き当てている。
 - ⑦ 資産運用規程を整備するなど、資産運用が適切である。
 - ⑧ 教育研究経費は経常収入の 20%程度を超えている。
 - ⑨ 教育研究用の施設設備及び学習資源（図書等）についての資金配分が適切である。
 - ⑩ 公認会計士の監査意見への対応は適切である。
 - ⑪ 寄付金の募集及び学校債の発行は適正である。
 - ⑫ 入学定員充足率、収容定員充足率が妥当な水準である。
 - ⑬ 収容定員充足率に相応した財務体質を維持している。
- (2) 財的資源を毎年度適切に管理している。
- ① 学校法人及び短期大学は、中・長期計画に基づいた毎年度の事業計画と予算を、関係部門の意向を集約し、適切な時期に決定している。
 - ② 決定した事業計画と予算を速やかに関係部門に指示している。
 - ③ 年度予算を適正に執行している。
 - ④ 日常的な出納業務を円滑に実施し、経理責任者を経て理事長に報告している。
 - ⑤ 資産及び資金（有価証券を含む）の管理と運用は、資産等の管理台帳、資金出納簿等に適切な会計処理に基づいて記録し、安全かつ適正に管理している。
 - ⑥ 月次試算表を毎月適時に作成し、経理責任者を経て理事長に報告している。

<区分 基準Ⅲ-D-1 の現状>

過去 3 年間の学校法人全体の資金収支及び事業活動収支は、下記の表に示すとおりである。

過去 3 年間の学校法人全体の資金収支は、令和 2 年度は 18,386 千円、令和 3 年度は 32,416 千円、令和 4 年度は△40,843 千円であり、令和 4 年度以外は収入超過であった。

過去 3 年間の学校法人全体の事業活動収支は、残念ながらいずれの年度も支出超過であった。この原因は、短期大学の入学定員未充足及び多額な減価償却費にある。しかし、短期大学分は、令和 2 年度は 12,322 千円、令和 3 年度は 8,845 千円、令和 4 年度は 2,650 千円といずれの年度も収入超過であった。

過去3年間の資金収支（学校法人全体）

（単位 千円）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
資金収支差額	18,386	32,416	△40,843

過去3年間の事業活動収支（学校法人全体）

（単位 千円）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
事業活動収入計	530,673	527,682	529,513
事業活動支出計	563,152	564,250	580,346
事業活動収支差額	△32,478	△36,567	△50,833

過去3年間の事業活動収支（短期大学分）

（単位 千円）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
事業活動収入計	450,147	443,954	443,847
事業活動支出計	437,825	435,108	441,197
事業活動収支差額	12,322	8,846	2,650

過去3年間の学校法人全体の貸借対照表は、下記の表に示すとおりである。

負債に関しては、借入金、前受金及び退職給与引当金が大部分を占めている。附属幼稚園建設の借入金があるが、学校法人全体の財政状態は健全である。

過去3年間の貸借対照表の状況（学校法人全体）

（単位 千円）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
資産の部合計	2,771,966	2,750,970	2,649,464
負債の部合計	441,105	456,677	406,004
純資産の部合計	2,330,860	2,294,292	2,243,460
純資産構成比率	84.1%	83.4%	84.7%

短期大学の財政と学校法人の財政の関係は、短期大学が学校法人全体の収支の8割前後を占めている。短期大学の入学定員未充足等が事業活動収支の支出超過の原因である。貸借対照表は健全な状況にあり、短期大学の存続を可能とする財政は維持されている。しかし、短期大学の入学定員未充足などの状態がさらに続けば、健全な財政状態もいずれは悪化してしまうため早期に改善していく。

退職給与引当金は、「学校法人北野学園退職金規程」に基づき100%引き当てられている。

また「学校法人北野学園資産運用規程」が整備されている。資産運用はすべて銀行預金であり、安全に運用されている。

過去3年間の教育研究経費は、下記の表に示すとおり、いずれの年度も経常収入の20%を超えている。教育研究用の施設設備及び学習資源（図書等）についての資金配分も、担当部署からの要望を聞き取り適切に行っている。

過去3年間の教育研究経費比率

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
教育研究経費比率	29.4%	29.6%	30.4%

監査法人の監査は定期的に行われており、監査意見については適切に対応している。また、不明な会計処理などが発生した場合には随時相談している。

寄附金について、令和3年度より「上田女子短期大学創立50周年記念事業募金」の募集を開始し、令和4年度は69件、2,659,000円の実績となった。学校債は発行していない。

過去3年間の入学定員充足率及び収容定員充足率は下記の表に示すとおりである。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
入学定員	180名	180名	180名
収容定員	360名	360名	360名
入学者数	169名	144名	181名
在籍者数	326名	312名	324名
入学定員充足率	93%	80%	100%
収容定員充足率	91%	87%	90%

過去3年間の入学定員充足率・収容定員充足率は、令和2年度入学定員充足率93%、収容定員充足率91%、令和3年度入学定員充足率80%・収容定員充足率87%令和4年度入学定員充足率100%・収容定員充足率90%であった。過去3年間の平均入学定員充足率91%、収容人員充足率89%であり、入学定員確保が喫緊の課題である。

事業活動収支の支出超過が続いており、収容定員充足率に相応した財務体質にはなっていない。

学校法人及び短期大学は、第3次経営計画に基づき、毎年度の事業計画、予算計画の計画方針・計画スケジュール等を関係部門に示し、各関係部門で事業計画案・予算計画案を策定し、常任理事会で全体をまとめ、毎年2月の評議員会・理事会で承認を得ている。承認された事業計画と予算計画は、速やかに関係部門に指示し、また、教授会、事務局会議等で内容の説明を行っている。

年度予算は、法人本部にて進捗状況を確認しながら適正に執行している。

日常的な出納業務等は法人本部にて一元管理しており、毎月、月次試算表等を添付した報告書を法人本部事務局長経由理事長に提出している。

資産及び資金の管理と運用は、適切な会計処理に基づいて記録し、安全かつ適正に管理している。

[区分 基準Ⅲ-D-2 日本私立学校振興・共済事業団の経営判断指標等に基づき実態を把握し、財政上の安定を確保するよう計画を策定し、管理している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 短期大学の将来像が明確になっている。
- (2) 短期大学の強み・弱みなどの客観的な環境分析を行っている。
- (3) 経営実態、財政状況に基づいて、経営（改善）計画を策定している。
 - ① 学生募集対策と学納金計画が明確である。
 - ② 人事計画が適切である。
 - ③ 施設設備の将来計画が明瞭である。
 - ④ 外部資金の獲得、遊休資産の処分等の計画を持っている。
- (4) 短期大学全体及び学科・専攻課程ごとに適切な定員管理とそれに見合う経費（人件費、施設設備費）のバランスがとれている。
- (5) 学内に対する経営情報の公開と危機意識の共有ができています。

[注意]

基準Ⅲ-D-2 について

- (a) 日本私立学校振興・共済事業団の「定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分（法人全体）平成 27 年度～」の B1～D3 に該当する学校法人は、経営改善計画を策定し、自己点検・評価報告書に計画の概要を記載する。改善計画書類は提出資料ではなく備付資料とする。
- (b) 文部科学省高等教育局私学部参事官の指導を受けている場合は、その経過の概要を記述する。

<区分 基準Ⅲ-D-2 の現状>

日本私立学校振興・共済事業団の定量的な経営判断資料に基づく法人の財務状況は、令和 2 年度、令和 3 年度および令和 4 年度の教育活動資金収支差額が収入超過であったことから、B0（イエローゾーンの予備的段階）に位置している。

18 歳人口の減少、高校生の短期大学離れなど、短期大学を取り巻く環境は大変厳しい状況にあるが、建学の精神に基づき「豊かな教養と深い専門知識、そして責任感を具えた堅実中正な社会的人格を有する女性の育成」を教育目的として教育の質の向上を目指すとともに、学生の生活支援、進路支援、地域貢献支援等に積極的に取り組んでいる。

短期大学の将来像は、平成 23 年度に「第 1 次中期経営計画」（実施期間、平成 24 年 4 月～平成 27 年 3 月）を策定、平成 26 年度には「第 2 次中期経営計画」（実施期間、平成 27 年 4 月～平成 30 年 3 月）を策定、平成 29 年度には「第 3 次経営計画」（実施期間、平成 30 年 4 月～令和 5 年 3 月）を策定した。その計画に基づき単年度の事業計画を作成しており、短期大学の将来像は明確になっている。

なお、「第 3 次経営計画」策定には、教職員の計画案を極力尊重しており、短期大学の客観的な環境分析なども行っている。

本学の強み・弱みなどの客観的な環境分析については、学校基本調査、長野県の短期大学進学率、オープンキャンパス参加者のデータ分析、在学生の「授業評価アンケート」、「卒業生の評価に関するアンケート」などにて行っている。

「第 3 次経営計画」では、学校法人の経営実態、財政状況等から、計画目標などを明確にした。

学生募集対策と学納金計画であるが、学生募集対策では、収入の大部分を学納金が占めており、入学者数によって収支が影響を受けることから、入学定員確保を最重要課題として入試広報課が中心となって学生募集活動を行っている。学納金計画は、他の短期大学との比較を行いながら検討している。

人事計画については、専任教員数は短期大学設置基準を満たしており、事務職員は、若手職員を積極的に採用し、将来のしっかりとした事務体制を構築すべく計画的に行っている。

施設設備の将来計画について、本学の本校舎は、竣工から 50 年以上経過していることから、老朽化に伴う改修費、修繕費が年々嵩んできている。現在のところ、専門業者に委託する定期点検等を含め建物の維持管理は適切にできているが、老朽化した施設、設備が多くなっているため、その維持管理の費用捻出が重要課題となっている。学生の安全確保や教育環境の維持、向上の観点から、限られた予算の中で優先順位を決めて整備している。

外部資金の獲得については、教員の科学研究費獲得を支援すべく学内の助成制度として「上田女子短期大学研究活動の支援に関する内規」を平成 27 年 4 月に策定し、科学研究費助成事業獲得を推進している。

遊休資産の処分についてはほぼ終了している。

短期大学全体及び各学科の適切な定員管理とそれに見合う経費（人件費、施設設備費）について、令和 4 年 5 月 1 日現在、短期大学全体は在籍学生数 324 人、幼児教育学科は学生数 179 人、総合文化学科は学生数 145 人となっている。それに対する専任教員数は 21 人（学長含む）であり、教員一人当たりの平均学生数は 15 人である。学生数は年度間にバラつきがあり、収支バランスには常に留意しているが、人件費及び管理経費の削減が必要である。

各年度の事業報告及び財務情報はホームページで公開している。また、教授会、事務局会議等で「資金収支計算書」「事業活動収支計算書」「貸借対照表」等及び財務分析について説明を行っており、教職員が経営に関する危機意識を共有できるようにしている。

<テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源の課題>

法人の財政基盤は、総収入の 7 割強を「学生生徒等納付金」が占めており、短期大学の入学者数に大きく依存している。今後想定される 18 歳人口の減少並びに短期大学志願者の減少から入学定員確保は厳しい状況が継続する。収支を均衡させるためには、入学者の定員確保、経常費補助金の増加などを推進しながら、併せて人件費・管理経費の適正化を図ることが課題である。

老朽化した施設、設備などが多くなってきており、将来に備えて計画的に第 2 号基本金に組入を行うなど、資金力を強化することが課題である。

<テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源の特記事項>

特になし。

<基準Ⅲ 教育資源と財的資源の改善状況・改善計画>

(a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況

外部での管理職研修については、SD活動の一環として各種情報を広報したが、受講までには至らなかった。また、内部指導においては、年度初めの管理者会議において、管理者としての望ましい姿勢、あるべき姿や持つべき能力などを確認し、意識の向上を促した。加えて個々の能力アップについては自己目標の到達度合いなどを確認する等、個別に面談を行う機会を設けた。

他大学との交流については、残念ながら実施することは叶わなかった。女性職員が多いことから、結婚・出産などライフイベントによる人員配置とともに、将来に向けて各部署の業務量や、効率化を鑑みながら人員配置を行った。

コロナウイルスの対策については、文部科学省から示される指針を基に、都度見直しを行った。その他については内容の追加までには至らなかった。

令和4年度入学者数は181名であり、入学定員を確保する事ができた。しかしながら定員充足率内訳は幼児教育学科77.5%、総合文化学科146.7%であり、未だ課題が残る。また、2年生を含めた収容定員充足率は90%であり、定員確保には至っていない。結果、令和4年度も事業活動収支は支出超過となった。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

日本私立学校振興・共済事業団の経営判断指標等に基づき、学校法人の財務状況がB0に位置し、入学定員確保が喫緊の課題であるとの危機意識が共有されている。財政上の安定を確保するために第4次経営計画を策定し、入学定員確保を最重要課題と位置付けて取り組んでいる。更に、教職員の適正配置による人件費の削減や管理経費の見直しも図る。施設設備の将来設計については、建物の老朽化への対策として第2号基本金の組入れを行う。

【基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス】

[テーマ 基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップ]

＜根拠資料＞

[区分 基準Ⅳ-A-1 理事会等の学校法人の管理運営体制が確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 理事長は、学校法人の運営全般にリーダーシップを適切に発揮している。
 - ① 理事長は、建学の精神・教育理念、教育目的・目標を理解し、学校法人の発展に寄与できる者である。
 - ② 理事長は、学校法人を代表し、その業務を総理している。
 - ③ 理事長は、毎会計年度終了後 2 月以内に、監事の監査を受け理事会の議決を経た決算及び事業の実績（財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書）を評議員会に報告し、その意見を求めている。
- (2) 理事長は、寄附行為の規定に基づいて理事会を開催し、学校法人の意思決定機関として適切に運営している。
 - ① 理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督している。
 - ② 理事会は、理事長が招集し、議長を務めている。
 - ③ 理事会は、認証評価に対する役割を果たし責任を負っている。
 - ④ 理事会は、短期大学の発展のために、学内外の必要な情報を収集している。
 - ⑤ 理事会は、短期大学の運営に関する法的な責任があることを認識している。
 - ⑥ 理事会は、学校法人運営及び短期大学運営に必要な規程を整備している。
- (3) 理事は、法令及び寄附行為に基づき適切に構成されている。
 - ① 理事は、学校法人の建学の精神を理解し、その法人の健全な経営について学識及び識見を有している。
 - ② 理事は、私立学校法の役員を選任の規定に基づき選任されている。
 - ③ 寄附行為に学校教育法校長及び教員の欠格事由の規定を準用している。

＜区分 基準Ⅳ-A-1 の現状＞

理事長は、学校法人の運営全般に亘って強いリーダーシップを発揮している。

理事長は、建学の精神・教育理念、教育目的・目標を理解し、その達成のために常に目を配り、環境の整備・改善を図っている。本学の発展に寄与できる者である。

理事長は、「学校法人北野学園寄附行為」第 12 条に基づき法人を代表し、その業務を総理している。

理事長は、毎会計年度終了後 2 ヶ月以内に、監事の監査を受け理事会の議決を経た決算及び事業の実績である財産目録、貸借対照表、資金収支計算書、事業活動収支計算書並びに事業報告書等を評議員会に報告し意見を求めている。

理事長は「学校法人北野学園寄附行為」第 16 条に基づき理事会を開催し、学校法人の最高意思決定機関として適切に運営している。

理事会は、学校法人の事業計画、事業報告等の業務を決するとともに、理事の職務の執行を監督している。また、平成 26 年度より理事会の補完機関として学校法人全体の管理運営を協議する常任理事会を設置している。

理事会は、理事長が招集し、議長を務めている。また、理事会は認証評価に対する役割を果たし責任を負っている。

理事は、学内理事、学外理事によって構成され、理事会は、短期大学発展のために必要な学内外の情報を収集し、運営に関する法的な責任があることを認識している。

理事会は、学長等の決定、事業計画及び予算計画等を決議するなど、短期大学運営に関する法的責任があることを認識している。

理事会は、「寄附行為」「役員報酬等の支給基準」「組織職務権限規程」「常任理事会規程」「理事会運営規程」「事務組織規程」等学校法人及び短期大学の運営に必要な規程を整備している。

理事の人数は「学校法人北野学園寄附行為」第 5 条において、理事は 7 名以上 10 名以内となっている。現在は 8 名で構成されている。

理事は建学の精神を理解し、学校法人の健全な経営について学識及び識見を有している。

理事の選任については、「学校法人北野学園寄附行為」第 6 条に規定しており、理事はこれに基づき選任されている。

また、「学校教育法」第 9 条の規定は、「学校法人北野学園寄附行為」に準用されている。

<テーマ 基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップの課題>

理事長は学長を兼務しており、理事長の負担を軽減させるため他の理事との協力・協調体制の強化が必要である。もとより、各理事の分掌は明確化されており、各理事はそれぞれの分掌業務を誠実に履行しているが、短期大学の置かれている状況を鑑みるに、理事長のリーダーシップのもと一層の体制強化が課題である。

<テーマ 基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップの特記事項>

特になし。

[テーマ 基準Ⅳ-B 学長のリーダーシップ]

<根拠資料>

[区分 基準Ⅳ-B-1 学習成果を獲得するために教授会等の短期大学の教学運営体制が確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

(1) 学長は、短期大学の運営全般にリーダーシップを発揮している。

① 学長は、教学運営の最高責任者として、その権限と責任において、教授会の意見を参酌して最終的な判断を行っている。

- ② 学長は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学運営に関し識見を有している。
 - ③ 学長は、建学の精神に基づく教育研究を推進し、短期大学の向上・充実に向けて努力している。
 - ④ 学長は、学生に対する懲戒（退学、停学及び訓告の処分）の手續を定めている。
 - ⑤ 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督している。
 - ⑥ 学長は、学長選考規程等に基づき選任され、教学運営の職務遂行に努めている。
- (2) 学長等は、教授会を学則等の規定に基づいて開催し、短期大学の教育研究上の審議機関として適切に運営している。
- ① 教授会を審議機関として適切に運営している。
 - ② 学長は、教授会が意見を述べる事項を教授会に周知している。
 - ③ 学長は、学生の入学、卒業、課程の修了、学位の授与及び自ら必要と定めた教育研究に関する重要事項について教授会の意見を聴取した上で決定している。
 - ④ 学長等は、教授会規程等に基づき教授会を開催し、併設大学と合同で審議する事項がある場合には、その規程を有している。
 - ⑤ 教授会の議事録を整備している。
 - ⑥ 教授会は、学習成果及び三つの方針に対する認識を共有している。
 - ⑦ 学長又は教授会の下に教育上の委員会等を規程等に基づいて設置し適切に運営している。

<区分 基準Ⅳ-B-1の現状>

学長は、平成21年1月に本学副学長、平成22年4月に本学学長に就任した。学長はこれまで民間会社の役員を経験するとともに、米国のマサチューセッツ工科大学院で修士課程を修了している。学長は、短期大学の運営全般に適切なリーダーシップとガバナンスを発揮している。

学長は、教学運営の最高責任者として、その権限と責任において、教授会の意見を参酌して最終的な判断を行っている。

学長は、短期大学の厳しい現状を正確に把握しており、強い危機感の下に教育の質の担保、向上を第一義に大学の運営に取り組んでいる。同時に現下の社会・経済状況にあって、短期大学にはその存在意義が充分にあり、地域の高等教育機関としての負託に応えられる強みを持っていることを認識し、様々な機会にそのことを高等学校はじめ学内外に発信している。

学長は、入学式・卒業式等において、「建学の精神」を徹底し、情操豊かな人間として社会に貢献できる人材を育成すべく努力している。このように、学長は建学の精神に基づく教育研究を推進し、短期大学の向上・充実に努め、教学運営の職務遂行にも努めている。

学長は、「学則」等により学生に対する懲戒（退学、停学及び訓告の処分）の手續きを定めている。

学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督している。

学長は、「学校法人北野学園上田女子短期大学学長副学長選任規程」により、理事長が候補を推薦し、理事会の承認を経て選任されており、教学運営の職務遂行に努めている。

学長は、教授会を「学則」等の規定に基づいて、原則として毎月第3木曜日を定例として開催し、短期大学の教育研究上の審議機関として適切に運営している。

教授会は、「上田女子短期大学教授会規程」に基づき、教授、准教授、専任講師、助教他で構成され、次の事項を審議し、適切に運営されている。

- (1) 学則、及び教育・研究に関する規程の制定、改廃に関する事項
- (2) 授業科目の編成及び学科課程に関する事項
- (3) 学生の入学、編入学、転学、再入学、休学、復学、退学、転科、外国人留学、帰国子女学生、社会人学生、長期履修学生、研究生及び科目等履修生に関する事項
- (4) 課程修了、卒業認定及び学位授与に関する事項
- (5) 学生の補導、賞罰に関する事項
- (6) 教育職員免許状及び保育士資格等の資格取得に関する事項
- (7) 学内行事に関する事項
- (8) 教育計画、学術研究に関する事項
- (9) その他学長が必要と認めた事項

議事録は、学生支援課が作成、整備している。

教授会は、学習成果及び三つの方針（学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受け入れの方針）に対する認識を有している。

短期大学全般の教育研究、地域連携等についての重要事項を協議する場として、総務委員会が組織されている。学長、両学科長、事務局長に加え、附属図書館長、地域連携センター長、事務局次長等が構成員となっている。

教授会とは別に、学務運営を円滑に行う組織として「上田女子短期大学委員会に関する規程」に基づき、以下の委員会を設置している。

総務委員会 教務委員会 学生委員会 進路サポート委員会 図書館・紀要委員会 アドミッション委員会 IT・セキュリティ委員会 実習委員会 国際交流委員会 研究倫理委員会等。委員は学長より任命され、各委員会は、規程に基づいて適切に運営されている。委員会で審議された事項は、教授会の議案、報告、連絡事項となっている。

<テーマ 基準IV-B 学長のリーダーシップの課題>

「基準IV-A 理事長のリーダーシップの課題」の項目でも触れたように、短期大学の置かれた現状、本学の状況を鑑みると、定員の確保のための施策をはじめ、従来の延長線上での改革改善に留まらず、新たな発想で抜本的改革の手を打つ必要がある。

<テーマ 基準IV-B 学長のリーダーシップの特記事項>

地域に必要とされる短大になるために学長のリーダーシップのもと「大学改革」を推進するため、学長直轄組織「大学改革室」を令和2年11月に設置。令和3年度は事務局長の組織の下に移行し活動を実施した。

改革の基本方針として「2 + 2 + α プラン」「デザイン教育の導入」「外部との連携」「連携と共創」「地域に開かれた短大」等を掲げ、各政策に取り組んでいる。

令和4年度の構成する人員は、大学改革担当理事、職員1名、オブザーバーとして短大事務局長が参加。コロナ禍の活動であるため定例会は実施せず、議題に合わせて教職員を招集し打合せを実施した。なお、進捗状況については教職員には説明会を行い、理事会・評議員会においても報告がなされている。

① 2 + 2 + α プラン

令和3年度に続き、新型コロナ・パンデミックの制約下でできることを行った。まず上田市において、地域雇用推進課としっかりとした協力関係が構築できたことが大きい。さらに商工会議所とも引き続いて連携し、順次、地域企業を紹介してもらった。中でも、近隣のリサーチパーク管理組合加盟企業とは緊密に話し合いを進め、すでに数社から2+2+ α プランへの協力表明を得た。また地元のデザイン会社やショッピングモール運営会社、別所温泉旅館、道の駅、農園等との協力関係も構築できた。

市内の高等教育機関においては、長野県立工科短期大学のほか、信州大学繊維学部、筑波大学山岳科学センター菅平高原実験所の協力は取り付けたが、長野大学だけは次年度送りとせざるを得なかった。

さらに令和4年度も引き続き、最初の「2」、具体的には次に述べる「デザインの学び」に対する学内教職員の理解の促進と定着化、および外部発信に注力し、パンデミック収束後の諸活動に備えることにした。なかでも信濃毎日新聞教育欄に記事を掲載できたことは大きな成果である。その他の報道等については、NHKをはじめ民放各局ともすでに話し合いを進めている。

② “デザインの学び”の展開

“デザインの学び”を本学特有の基盤教育とするためには、教職員の理解と共感そして協力が不可欠となる。そのため、繰り返し「対話の会」を開催し、お互いを知ることからはじめ、ともに考え行動するための準備を整えつつある。そこから、自然保育、児童文化演習における授業設計の協同も生まれている。また年度末には、学内外の教員や地域住民等を招き、“デザインの学び”そのもののありかたを問うデザインキャンプを2日間にわたって実施した。

授業については、既存の「美術と文化」、「基礎ゼミナール」、「卒業研究ゼミナール」に加え、「デザイン基礎」、「ビジネスデザイン」を新たに開講するとともに、「あそびプロジェクト」、「ブライダル・コーディネート」、「ブライダルサービス論」における授業連携に取り組んだ。そしてこれらの学び等を、学生みずから内外に発信するため、“学びの展覧会”を前期・後期末に、学内および上田、長野で実施した。さらにこれら“学びの記録”の出版も準備を進めている。

一方、ハードウェア面においても、当初ありあわせの道具と材料を使って、一般教室で始めた授業であるが、内容の充実とともに旧工作室と大学改革室をそれぞれグラフィック工房と工作工房にかえて、少しずつ教育環境を整えてきた。

③ 長野県工科短期大学校との連携

各校のステークホルダーの中心である高校生へのアプローチにとどまらず、中学生のキャリア教育推進を目指して、7月に長野県工科短期大学校及び本学のキャンパス内におい

て、「第2回中学生のためのキャンパスツアー～未来の「わたし」を見つけよう～」を開催した。上田市立第一中学校、上田市立第四中学校、菅平中学校、北御牧中学校の4校から22名の参加希望があったが、感染拡大の影響により参加者数は10名となった。令和4年度は、遠田専任講師による心理学の模擬授業を行なった。緊張した時に有効な深呼吸等を実践できたことが生徒たちの心に強く残ったようで印象深い模擬授業になった。令和5年度も開催を予定する。

その他、連携活動のクリスマスプレゼント交換会については、学生が両校を行き来することで両校の連携を学生に周知する機会になったことに加えて、学生同士の交流の機会となった。今年度も12月に実施し、学生たちは楽しみながら連携できた。令和3年度の反省を活かし、今年度は両校の学生たちが一緒にそり作りや菓子購入を行い、より一層の交流の場を持つことができた。

④イメージキャラクター「うーたん」

8月には、2022年長野県ご当地キャラ名鑑に応募するなどして、多くの方にキャラクターを周知する活動を行った。長野県ご当地キャラ名鑑では、企業キャラクター部門で4位にランクインし、信濃毎日新聞に掲載され、「うーたん」を多くの方の目に周知するきっかけとなった。

また、上田女子短期大学正面玄関には学生たちが四季に合わせた「うーたん」の壁面を制作しており、オープンキャンパスや学海祭で訪れた人々にも「うーたん」の存在を知ってもらえる機会となっている。今後は、壁面以外でもうーたんの認知度向上に向けたアクションを実施する。

⑤その他

○SNS発信による広報強化

若手事務職員を中心にインスタグラムによる情報発信を強化。「上田女子短大生の日常」をテーマに、学内のイベント、学生の様子、授業風景などを写真付きで投稿。令和2年12月時点でのフォロワー数は約190人であったが、開設から3年目を迎えた令和5年3月現在では616人となり約3.3倍となった。

[テーマ 基準IV-C ガバナンス]

<根拠資料>

[区分 基準IV-C-1 監事は法令等に基づいて適切に業務を行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 監事は、学校法人の業務、財産の状況及び理事の業務執行の状況について適宜監査している。
- (2) 監事は、学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、理事会及び評議員会に出席して意見を述べている。
- (3) 監事は、学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2月以内に理事

会及び評議員会に提出している。

<区分 基準IV-C-1の現状>

適正な学校法人運営ができる体制の構築を行うためには、監事の役割が重要であり、監査体制の充実を図ることが必要である。令和4年度は監事会を3回開催して、監査体制の充実・強化を図った。

監事は、定員2名のところ、現在2名が就任しており、理事会において選出した候補者のうちから評議員会の同意を得て理事長が選任している。

年度初めに監事監査計画書を作成し、学校法人北野学園寄附行為に基づいて、学校法人の業務及び財産の状況について適宜監査している。また、理事会、評議員会に出席して、学校法人の業務及び財産の状況について、意見を述べている。

監事は、学校法人の業務及び財産の状況について、毎会計年度監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2ヶ月以内に理事会及び評議員会に提出している。

毎年、監査法人と懇談会を開催し、監査法人から監査結果の報告を受け、学校法人の問題点等について意見交換を行っている。

[区分 基準IV-C-2 評議員会は法令等に基づいて開催し、理事長を含め役員の諮問機関として適切に運営している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 評議員会は、理事の定数の2倍を超える数の評議員をもって、組織している。
- (2) 評議員会は、私立学校法の評議員会の規定に従い、運営している。

<区分 基準IV-C-2の現状>

評議員会は、「学校法人北野学園寄附行為」に基づき、法人職員、卒業生、学識経験者、保護者から構成され、評議員は理事会において選出されている。

評議員の定員については、「学校法人北野学園寄附行為」に基づき、定員20名以上23名以内のところ、現在22名が就任しており（法人職員評議員8名、卒業生評議員2名、学識経験者評議員10名、保護者評議員2名）、理事の定数10名の2倍を超える数の評議員をもって組織されている。

評議員会は、「学校法人北野学園寄附行為」の規定に基づき組織されており、理事会の諮問機関として適切に運営されている。

「学校法人北野学園寄附行為」第21条において、理事長はあらかじめ評議員会の意見を聞かなければならない事項として、下記の事項を定めている。

- (1) 予算・借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く）及び基本財産の処分並びに運用財産中の不動産及び積立金の処分
- (2) 事業計画
- (3) 予算外の重要な義務の負担又は権利の放棄
- (4) 寄附行為の変更

- (5) 合併
- (6) 目的たる事業の成功の不能による解散
- (7) 寄付金の募集に関する事項
- (8) その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めたもの

なお、本規程は「私立学校法」の規定にも対応しており、評議員会は適正に運営されている。

[区分 基準IV-C-3 短期大学は、高い公共性と社会的責任を有しており、積極的に情報を公表・公開して説明責任を果たしている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学校教育法施行規則の規定に基づき、教育情報を公表している。
- (2) 私立学校法に定められた情報を公表・公開している

<区分 基準IV-C-3 の現状>

「学校教育法」施行規則の規定に基づく教育情報の公表、「私立学校法」に則り、寄附行為第36条に情報の公表について規定し、これに基づき、ホームページにて財務情報の公表を行っている。公表情報は、寄附行為、監査報告書、財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書、役員名簿、役員に対する報酬基準などである。

<テーマ 基準IV-C ガバナンスの課題>

法人の経営状況及び教育全般についての取組状況などを、監事会、評議員会において報告する機会を増やすことが課題である。

<テーマ 基準IV-C ガバナンスの特記事項>

特になし。

<基準IV リーダーシップとガバナンスの改善状況・改善計画>

(a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況

本学は現在、学長が理事長を兼務しており、学務と経営との間に齟齬はない。短期大学の置かれている厳しい現状の認識は教職員全員に理解されており、難局に対峙する覚悟も共有されている。基準Iでも述べた通りであるが、18歳人口の減少の一方で社会の高齢化への対処として、社会人経験者を含む生涯教育に注力することを従来から心掛けてきた実績に鑑み、向後もその点を重視していくことは不変である。一方、今後、社会が必要とする人材の育成には独立自尊をモットーとする社会人にとって総合的なデザイン力の涵養が益々重要視されることを前提に、大学改革のメニューにデザインの学びを柱の一つとして推進していくこと、その為に関連する教員の採用、教科の導入を図った。又、

総合改革支援事業に挑戦することで、教育研究と経営の両面がシナジーを以て向上することも承知の上で、引き続き必要とされる施策を講じていく所存で在り、危機感を共有する教職員間で議論を尽くし、積極的、主体的に良策を採り入れていく所存である。

固より、既存の教科を始めとする教育の質の向上と研究の充実、それらを通しての地域貢献に就いても高等教育機関として日々不断の尽力を継続していくことは当然である。

令和4年度に開催した監事会計3回であったが、監事とは必要に応じて情報の提供やコミュニケーションを図り監事監査の精度を高めた。業務監査については、短大各部署および法人本部より責任者を招集し、業務執行状況の報告および意見交換を行った。

評議員会の充実については、審議する議題に関する情報は、事前に常任理事会で十分審議を重ね、内容を精査したものを提供した。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

監事による監査体制の充実については、監事監査に必要な情報提供の機会を増やすことが重要であり、監事会の開催回数の増加及び業務監査の充実、特に、教学監査体制の充実を図っていく。

評議員会についても、学校法人内外の情報を正確に提供して、評議員会の充実を図っていく。

おわりに

本学は、令和4（2022）年度に一般財団法人大学・短期大学基準協会による3度目の認証評価（第三者評価）を受け、令和5年3月10日付けで「適格」と認定された。ここに作成した「令和4年度 自己点検・評価報告書」はその後の報告書であり、一般財団法人大学・短期大学基準協会の評価基準に従って作成された。

本学では毎年、全教職員が自己点検・評価の意識を高く持ち、教育・研究活動に努めているが、令和4（2022）年度に「適格」と認定を受けたことで、改めて、本学の現状を十分に把握・認識し、改革課題を挙げ、具体的方策を立案し、実施していくという決意が示された。

新型コロナウイルスの感染拡大に翻弄された時を経て、感染症法上の位置づけが変わり、社会生活は以前の姿に戻ってきている。一方、人々の意識や価値観が変容し、生活面や行動面に変化が見られる部分もある。そのような社会の中で、本学は、上田という地に根差した伝統ある高等教育機関として教育・研究活動や地域貢献を行うにあたり、何をすべきか、それをどう具現化していくかが改めて問われているだろう。今後も教育・研究活動及び地域貢献のますますの充実と発展に寄与する所存である。

本報告書をまとめるにあたり、ご尽力いただいた全学の関係各位に、心から感謝申し上げます。

令和6年3月

上田女子短期大学

A L O 酒井真由子